附属資料

# リスクシナリオごとの対応方策

令和7年〇月



南部町

# 目 次

	リスクシナリオ	頁
1 直接	<b>6死を最大限防ぐこと</b>	
1-1	地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	1
1-2	大規模津波等による多数の死傷者の発生	_
1-3	異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫	15
1-4	大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生	27
1-5	暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生	36
1-6	情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う 多数の死傷者の発生	39
2 救且	か・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実	に確保
する	こと	
2-1	被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	43
2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	51
2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態	55
2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	63
2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者(観光客等)の発生・混乱	67
2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	71
2-7	被災地における疾病・感染症等の大規模発生	81
2-8	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者 の発生	85
3 必要	<b>見不可欠な行政機能と情報通信機能・情報サービスを確保すること</b>	
3-1	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	97
3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	103
3-3	防災・災害対応に必要な通信インフラ及び情報サービスの麻痺・機能停止	105
4 経済	発活動を機能不全に陥らせないこと 	
4-1	サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞	109
4-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	113
4-3	石油コンビナート等の損壊、火災、爆発等	_

	リスクシナリオ	頁
4-4	基幹的交通ネットワーク(陸上・海上・航空)の機能停止	117
4-5	食料等の安定供給の停滞	119
5 必要	<b>夏最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること</b>	
5-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止	123
5-2	上水道等の長期間にわたる機能停止	127
5-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	129
5-4	鉄道・幹線道路等の基幹インフラや地域交通ネットワークが分断する事態	133
5-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全	135
6 重力	たな二次災害を発生させないこと	
6-1	ため池、ダム、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	139
6-2	有害物質の大規模流出・拡散	141
6-3	原子力施設からの放射性物質の放出	145
6-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	147
7 地域	、 成社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で再建・回復できる条件を整備すること	
7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	151
7-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	153
7-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	157
7-4	風評被害等による地域経済等への甚大な影響	159

リスクシナリオ <b>1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地</b>	における	5火災による死傷者の発生
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【住宅・病院・学校等の耐震化】		
<住宅・建築物の耐震化による地震対策> 自己居住用住宅の耐震改修工事費について、南部町住宅新築リフォーム支援事業補助金及び南部町木造住宅耐震改修補助金を交付し、住宅の耐震化の促進に取り組んでいる。		令和3年時点の住宅の耐震化率は59.4%であり、 然、耐震化が行われていない住宅があることから、 震化を一層促進する必要がある。
<大規模建築物の耐震化> 不特定多数の者が利用する大規模建築物等の地震に対する安全性能を向上させることにより、建物の倒壊等による利用者等への被害拡大を防ぐため、特に耐震診断が義務化された民間所有の大規模建築物の耐震化の促進に取り組んでいる。		令和3年3月時点の民間特定建築物等の耐震化率84.6%であり、依然、耐震化が行われていない建築があることから、耐震化を一層促進する必要がある
< 老朽化した公営住宅の建替等による防災・減災対策 > 公営住宅の地震に対する安全性を向上させるため、公営住宅の老朽化対策に取り組んでいる。		令和6年3月末現在、公営住宅の耐震化率は719なっているため、計画的かつ効率的に老朽化対策を進する必要がある。
<病院施設の耐震化・老朽化対策> 災害発生時の医療機能確保のため、病院施設の耐震 化を推進している。 なお、南部町医療センターは平成 25 年度に新築して いるため、耐震基準を満たしており、定期点検や日常 点検を行っている。		耐震基準を満たしていない病院があることから、 院施設が災害発生時に機能不全に陥らないよう、施 の耐震化を進める必要がある。 南部町医療センターについては、南部町医療セン ーインフラ長寿命化計画に基づき、適切な維持管理 行うことで長寿命化を図る必要がある。
<社会福祉施設等の耐震化> 災害発生時に避難することが困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、介護施設や障害福祉サービス事業所等、児童福祉施設等の社会福祉施設等の耐震化を推進している。		耐震化が図られていない社会福祉施設等があるこから、耐震化を推進する必要がある。

#### 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生を防ぐため、建築物の耐震化や老朽化対策の推進、 幹線道路や緊急輸送道路等の整備・機能強化を図るとともに、住民の避難場所の確保や避難行動要支援者の支援体制構築、消防 団の充実、自主防災組織の設立・活性化支援等、地域防災力の向上を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
0	住宅の耐震化を一層促進するため、南部町住宅 新築リフォーム支援事業補助金等の普及啓発を行い、自己居住用住宅の耐震化への取組を推進する。 また、県と連携を図りながら、住民が耐震化に 関する相談や情報提供が受けられる体制を充実させるとともに、積極的な普及啓発を行い、住民の 防災意識の醸成につながる取組を推進する。	県町		
0	大規模建築物等の耐震化を一層促進するため、 引き続き、国の地域防災拠点建築物整備緊急促進 事業補助金(建築物耐震対策緊急促進事業)を活 用し、県と連携を図りながら、耐震診断が義務化 された民間所有の大規模建築物の耐震改修工事等 へ補助を実施する。 また、様々な機会を通じて、建物所有者へ耐震 診断・耐震改修の必要性について普及啓発を図 る。	県町		
0	公営住宅の地震に対する安全性を一層向上させるため、引き続き、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、計画的かつ効率的に公営住宅の老朽化対策を推進する。	町	○町営住宅の長寿命化計画による建替戸数 152 戸(R3〜R12) ※南部地区対象	
0	引き続き、県と連携し、国の医療提供体制施設整備交付金等の活用を図りながら、耐震化されていない病院の耐震改修等を促進する。 南部町医療センターは、計画的に適切な維持管理を行い、長寿命化を図る。	県 町 医療セン ター		
0	社会福祉施設等に係る耐震化率の向上を図るため、引き続き国・県の補助金等を活用し、耐震改修や改築の実施を促進する。	町 社会福祉 法人等		

# 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<公立学校施設等の耐震化・老朽化対策> 災害発生時に避難所等としての役割を果たす公立学校施設及び公民館の地震に対する安全性を向上させるため、施設の耐震化・老朽化対策に取り組んでいる。		公立学校施設及び公民館の耐震化は完了している が、経年劣化による損耗がある施設については、修繕 する必要がある。
<私立学校の耐震化> 幼児、生徒等の学習・生活の場である私立学校施設の安全確保の充実を図るため、国や県の補助制度を活用し、施設の耐震化を促進している。		耐震基準を満たしていない施設を有する私立学校が あることから、引き続き耐震化の取組を促す必要があ る。
<建築物等からの二次災害防止対策> 余震等による建築物の倒壊や被災した宅地の二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士による調査が必要であるため、調査の実施方法を検討中である。		円滑に建築物や宅地の危険度の判定活動を実施する ための具体的な手順等が定められていないことから、 具体的な判定実施マニュアルを作成する必要がある。
<文化財の防災対策の推進>     文化財の安全性を高めるため、文化財防火デーにおける防火活動や文化財防災施設点検整備・修理への補助金交付を実施している。		文化財建造物の安全性を高めるため、文化財パトロ ールを実施し、防火対策が不十分なものに関して防火 施設整備の強化を行う必要がある。
<プロック塀等の安全対策>     ブロック塀等の所有者に対し、安全点検を実施するよう促すとともに、危険なブロック塀等の安全対策工事への補助を行っているほか、住民からの相談に対応している。		依然、危険なブロック塀等が見受けられることから、耐震化を一層促進する必要がある。
<学校施設等の非構造部材の耐震化>  児童生徒の学習・生活の場であり、災害発生時に避難所等としての役割を果たす公立学校施設の安全性を向上させるため、天井や外壁などの非構造部材の耐震化に取り組んでいる。		公立学校施設の構造体の耐震化は平成 24 年度に完了し、非構造部材の耐震化は平成 28 年度に完了している。 経年劣化により非構造部材が損耗することがあるため、定期的な点検を継続する必要がある。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
0	公立学校施設については、児童・生徒等の安全 確保及び避難所等としての防災機能の強化を図る ため、国の交付金等を活用し、老朽化対策などを 実施する。 公民館については、利用者の安全確保及び避難 場所としての防災機能の強化を図るため、引き続 き、耐震化及び老朽化対策を実施する。	町	○公立学校施設の耐震化率 100%(完了済み) ○公民館の耐震化率 100%(完了済み) ○公共施設個別施設計画を策定 (R3.3 策定、R6.3 一部見直し)	
0	私立学校施設の耐震化率の向上を図るため、引き続き国や県の補助制度を活用し、施設の耐震化を促進する。	県 学校法人等		
0	円滑に建築物や宅地の危険度の判定活動を実施するため、県と連携して、具体的な判定実施マニュアルを作成するとともに、判定コーディネーターの育成を図る。	県町		
0	県と連携し、文化財パトロールの実施や文化財 調査等により、文化財の保存管理状況の把握に努 め、文化財所有者等が実施する防災設備の整備を 支援する。	県町		
0	ブロック塀等の耐震化を一層促進するため、引き続き、国の防災・安全交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)を活用し、県と連携を図りながら、危険なブロック塀等の安全対策工事へ補助を実施する。 また、住民が耐震化に関する相談や情報提供が受けられる体制を充実させるとともに、積極的な普及啓発を行い、住民の防災意識の醸成につながる取組を推進する。	県町		
0	利用者の安全確保及び避難所としての防災機能 の強化を図るため、公立学校施設の非構造部材の 定期的な点検を実施する。 また、点検の結果、必要に応じて、修繕等を行 い、公立学校施設の安全性の向上に取り組んでい く。	県町		

現在の取組	再掲	脆弱性評価
【公共建築物・防災施設等の耐震化・老朽化対策】		
<公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策>		
町有の公共建築物やインフラ施設の効果的・効率的な維持管理と長寿命化を図るため、南部町公共施設等総合管理計画に基づき、施設の更新、統廃合や長寿命化等の取組を進めている。		公共建築物やインフラ施設の老朽化が進んでいることから、長期的な視点をもって、更新、統廃合や長寿命化等を計画的に行う必要がある。
<ため池・調整池施設の防災・減災対策>		
将来にわたるため池の機能発揮に向けて、町及び土 地改良区等が管理しているため池について、管理マニ ュアルを基に定期的に点検等を実施している。		町及び土地改良区等が管理するため池について、 常気象時の安全性を確保することが重要であることだ ら、定期的な点検及び調査を実施する必要がある。
【市街地の防災対策】 <災害に強い市街地形成に関する対策>		
避難地・避難路(道路・公園・広場)等の公共施設整備や避難場所の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化等を推進し、地域の避難性や防災性の向上を図っている。 また、災害発生時の避難路の確保や延焼を防止するため、狭あいな生活道路の拡幅整備を検討している。		災害発生時に避難路・避難場所が不足しているため 避難場所までの移動に時間を要することや各避難場 に避難者が集中することから、避難活動の円滑化を図 必要がある。 また、避難場所や活動拠点として活用される都市公 では緊急時に使用可能なソーラー照明設備が整備さ ていないことから、整備を促進する必要がある。 そのほか、災害に伴い火災が発生した場合、安全に 難できないこと、延焼を防止できないことから、避難 安全性や消防活動の確保及び延焼の遮断・遅延を図る 要があることから、防災上危険な地区においては、生 道路の拡幅整備を検討する必要がある。
<幹線街路の整備>		
市街地における災害発生時の避難路の確保や延焼を 防止するため、国・県と連携して幹線街路の整備を推 進している。		災害発生時における避難路の確保や延焼防止が課題であるため、引き続き、幹線街路の整備を推進する。 要がある。
【道路施設の防災対策】	<u> </u>	ı
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策>		
災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路と なる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化 や老朽化対策を推進している。		依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
0	公共建築物やインフラ施設の適切な維持管理と計画的な改修等を推進するため、個別施設計画の策定を進めるとともに、研修会を開催し、施設を管理する職員の意識醸成と知識習得を図る。 さらに、公共施設の効率的な維持管理や更新等に係る情報の共有と、課題の調整を図りながら、更新、統廃合及び長寿命化等の取組を全庁的に推進する。	町		
0	今後、町及び土地改良区等が管理しているため 池について、安全性を確保するため、定期的な点 検・監視を実施する。 防災工事が必要と判断されたため池について は、青森県ため池安全・安心カアップ中期プラン に基づき県と連携を図りながら、今後必要となる 対策を講じる。	町		
		<u> </u>		
0	引き続き、地域の避難性や防災性の向上に取り組むため、国・県と連携を図りながら、国の防災・安全交付金等を活用して、避難地・避難路(道路・公園・広場)等の公共施設整備や避難場所等の整備、避難地・避難路周辺の建築物の不燃化等を推進していく。また、災害発生時の避難路の確保や延焼防止のため、生活街路の整備を検討していく。具体的な取組として、一時避難地を含む避難場所に指定されている都市公園において、ソーラー照明灯の導入を図る。	国県町		
0	災害発生時の避難路の確保や延焼防止のため、 国・県と連携を図りながら、国の交付金等を活用 し、幹線街路の整備を実施する。	国県町		
0	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の 広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活 用し、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震 化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国県町		

る。

また、当消防本部の消防力では対応できない大規模 災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定、 青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制 である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。

#### リスクシナリオ 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生 再掲 現在の取組 脆弱性評価 <緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完す 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完す る緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するた る道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残 め、機能強化や老朽化対策を推進している。 っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要があ <町管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道 整備後、相当の年数を経過している農道・林道もあ の安全性等を確保するため、定期的な点検診断等を促 ることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化 進している。 対策等を実施する必要がある。 【空き家対策】 <空き家対策> 町内における空き家を有効活用するための「南部町 大規模災害発生時における空き家の倒壊による避難 空き家・空き地バンク」や、空き家バンクに登録した 路の閉塞や火災発生などの防止が課題であることか い物件にある家財道具の処分等に対する補助として ら、倒壊のおそれ等がある危険な空き家(特定空家) 「南部町空き家・空き地利活用促進事業費補助金」等 の解体を促すとともに、空き家の適正管理や利活用等 を推進する必要がある。 により、空き家の利活用を推進している。 【防火対策・消防力強化】 <防火意識の普及・啓発> 防火意識を啓発するため、毎年春と秋の火災予防運 火災件数及び火災による死者数を減少させるため、 動に併せ、消防団による特別巡回を実施しているほ 引き続き、防火意識の啓発を図る必要がある。 か、住宅用火災警報器の設置を推進するため、消防本 部と女性消防団による防火訪問を実施している。 <家具・機械設備等の転倒防止> 建築物が十分な耐震化がなされていても、家具等の 高齢化の進展等に伴い、高齢者世帯やひとり暮らし 高齢者世帯が増加することが予測されていることか 転倒防止が実施されていない場合は、転倒により、死 傷の原因となったり、避難の妨げにもなるため、家具 ら、今後も、安全な生活環境を確保していくため、家 の地震時における転倒防止対策について、南部町地震 具転倒防止について普及・啓発を継続していく必要が ハザードマップに我が家の防災対策として記載してい ある。 るほか、広報紙等を通じて啓発している。 <消防力の強化> 消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防 大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続 き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他 力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、 地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めてい 消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対

応を円滑に行う必要がある。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
0	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保 するため、県と連携を図りながら、道路整備や危 険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化 と老朽化対策を実施する。	県町		
0	農道・林道については、必要な改良や老朽化対 策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検 診断等を実施する。	町		
0	倒壊の恐れ等がある危険な空き家の解体の促進 や空き家の適正管理、利活用等を推進するため、 県と連携を図りながら、国の空き家対策総合支援 事業等を活用し、空き家の実態調査、空き家等対 策計画の策定、空き家の適正管理や利活用を促進 するためのサポート体制の構築などを行う。 また、連携中枢都市圏事業として各市町村にお ける危険空き家等対策の現状・課題の整理や意見 交換、専門家や先進自治体職員を招いての研修会 を行い、危険空き家等に関する課題解決を図る。	県 町 連携市町村 (全市町村)		0
		T		T
0	防火意識の啓発及び住宅火災による被害軽減を 図るため、引き続き、消防本部と連携し、消防団 において火災予防運動や住宅用火災警報器の普及 活動を実施する。	県 町 消防本部		
0	地震・火災による被害の軽減に向け、引き続き、家具転倒防止について広報紙やホームページによる普及・啓発を実施する。	町		
0	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練を実施する。また、当消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上訓練等を実施する。	町 消防本部		

# 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

1-1 地展寺による建栄物の街場や住宅街条地にのりる火火による死傷有の発生 			
現在の取組	再掲	脆弱性評価	
<消防団の充実> 町では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。また、消防団員の確保及び新入団員加入促進のため、機能別団員制度の導入のほか、消防団協力事業所表示制度を導入し、消防団員の確保に努めている。		近年、消防団員は年々減少していることから、地域 の消防力を確保するため、県と連携しながら、消防団 員の確保と装備の充実を図る必要がある。	
<消防団員の安全確保> 災害時の消防団員の安全確保のため、活動要領、退 避ルール等を定めた「消防団活動における安全管理マ ニュアル」の策定を検討している。		災害時の消防団員の安全確保は必要不可欠な取組で あることから、マニュアルを策定する必要がある。	
くドローン等のデジタル技術の活用> 消防本部において、迅速かつ効率的な災害対応のため、ドローンを活用し、上空からの正確な情報収集を行っている。 また、町では、ドローン機体及び職員パイロットを有するほか、災害時等の支援に関する協定を取扱事業所と締結し、災害時において無人航空機を活用した災害情報の把握をできる体制を構築している。		災害発生時において、立ち入り困難な被災現場での 的確な情報収集やそれをもとにした早期の救助や復旧 のための計画づくり等を行う上で、的確かつ効率的に 行うために、ドローン等の機材の活用できる体制を整 えておく必要がある。	
【避難場所の指定・確保】			
<指定緊急避難場所及び指定避難所の指定> 災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞在場所となる指定避難所の確保を図っている。		令和3年10月現在で75の指定避難所を指定しているが、大規模災害時における住民や観光客等の避難所を確保するため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進める必要がある。	
<福祉避難所の確保>  一般の避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所を確保を確保するため、令和6年3月末現在、16法人、33施設と協定を締結し、福祉避難所として指定している。 また、広域的な大規模災害に備えるため、連携中枢都市圏事業として、圏域市町村内の福祉避難所を相互利用できる体制を整備している。		災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児など 様々な属性の要配慮者の利用が想定されることから、 多分野にわたる社会福祉施設を福祉避難所として指定 する必要がある。 また、迅速かつ円滑に福祉避難所を開設することが 求められることから、関係マニュアルの作成・見直し を図る必要がある。	
〈防災公共の推進〉 災害発生時において、安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立地域をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフトー体となった、青森県独自の取組である「防災公共」を県と一体となって推進している。 地区毎の取組が掲載された「防災公共推進計画」を県とともに策定し、災害時に孤立するおそれのある地域や避難経路・避難場所を把握している。		災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し速やかな避難を確実に行うためには、避難経路・避難場所が有効に機能する必要があることから、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証する必要がある。	

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
0	地域の消防力を確保するため、引き続き、県と連携を図りながら、地域の実情に応じて消防団員の確保と装備の充実を進める。	県 町 消防本部	○消防団員数 674 人(H28 年度)→703 人(H39 年度)	
0	マニュアルを策定し、災害時における消防団活動の確立を図るとともに、マニュアルの実効性を 高めるため、定期的に訓練を実施する。	町 消防本部		
0	災害時のドローン等の運用を確実にするため に、必要な資機材の調達や維持管理、定期的な訓 練等を実施する。	町 消防本部		
		T .		
0	災害発生時における住民等の安全確保のため、 引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指 定を進める。	町		
0	災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が行われるよう、引き続き、連携市町村と連携を図りながら、福祉避難所となりうる社会福祉施設等を運営する事業者等に参画を促すなど、圏域内の施設福祉避難所の拡大に取り組む。 また、福祉避難所の所在について、広報紙やホームページ等により、住民への周知を図る。	町 連携市町村 (全市町村)	○圏域内の福祉避難所の指定数 181 施設(R5)→ 191 施設(R8)	0
0	「防災公共推進計画」を地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証するとともに、必要に応じて計画の見直しを行う。	県町		

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<福祉施設・学校施設等の安全対策>		
<ul><li>(場面がような施設等の女主対象)</li><li>災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の 把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難 計画の作成を促進している。</li></ul>		災害危険箇所等に立地している施設等について、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成をより促進する必要がある。
【避難行動支援】		
<避難所・避難路サインの整備>		
災害発生時に、住民や観光客等が迅速かつ適切な避難行動を取れるよう、馬淵川が氾濫した時に予想される浸水深及び避難所と避難すべき方向を表示した浸水深標識を町内8箇所に設置している。		指定避難所及び避難場所、避難路等を変更する場合があることから、必要に応じて避難所・避難路サインの整備・修正等を行うとともに、適切な維持・管理を行う必要がある。
<避難行動要支援者名簿の更新>		
災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に 支援するため、避難行動要支援者名簿を作成してい る。		名簿への登録者数は 860 人を超えており、また、4年新規登録者があることから、すべての登録者を毎年更新できていない場合があるため、登録情報が最新かどうかを確認する必要がある。
<避難行動要支援者名簿の活用>		
災害発生時の避難支援等を実効性のあるものとする ため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基 づき災害時要援護者ごとの具体的な避難場所等を定め た個別計画(個別の避難支援プラン)の策定を行うこ ととしている。		災害時要援護者ごとの個別計画(個別の避難支援フラン)が策定されていない方がいることから、策定を 推進する必要がある。
<救急医療情報キットの配付>		
避難行動要支援者等の救急対応を円滑に行うため、 かかりつけ医療機関、持病等の情報を保管できる救急 医療情報キットを配付しており、連携中枢都市圏事業 として、圏域市町村と共同で取り組んでいる。		救急隊員や消防隊員が持病や服薬などの医療情報を確認することで、救急対応が必要な要支援者に対し、適切な処置やスムーズな病院選定を行うことができることから、連携中枢都市圏事業として、引き続き、圏域市町村と共同で取り組む必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】		
<自主防災組織の設立・活性化支援>		
災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、 共助の要となる自主防災組織の設立支援のため、自主 防災組織の活動費を補助する「南部町自主防災組織活 動助成金」による支援を行っている。		自主防災組織の組織率は令和6年3月現在で84.44であるが、さらなる地域防災力向上のため、未組織地域の自主防災組織設立の支援を行うとともに、既存組織の活性化を図る必要がある。
<防災意識の啓発>		
災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、「広報なんぶちょう」や町ホームページによる広報活動、防災訓練を通じた啓発を行っている。		災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発にていて、より一層の取組を実施する必要がある。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
0	避難計画の作成を着実に進めるため、庁内関係 課や県と連携し、施設管理者の避難計画が具体的 に進むよう指導・助言する。	県 町 事業者		
		1		
0	災害発生時に、住民及び観光客等が迅速かつ適切な避難行動を取れるよう、避難路・避難所サインの整備・修正等及び維持・管理を行う。	県町		
0	名簿の登録情報について最新かどうかの確認を 行うため、民生委員の協力を仰ぎながら更新を行 う。	町		
0	個別計画(個別の避難支援プラン)の策定を推進するため、災害時要援護者名簿が最新かどうかの確認と併せて、民生委員を通じた個別計画の策定支援を行う。	町		
0	避難行動要支援者等の救急対応を円滑に行うため、消防本部構成市町村と連携中枢都市圏構成市町村が同じであることを踏まえ、連携中枢都市圏 事業として、引き続き、構成町村と共同で取り組む。	町 連携市町村 (全市町村)	○救急医療情報キット配付状況 95.7% (R3)→98.0%(R8)	0
		<u> </u>		Ι
0	自主防災組織の設立促進と活動の活発化に向けて、引き続き、県と連携を図りながら、リーダー研修会や防災啓発研修等の取組を実施する。 また、町として「南部町自主防災組織活動助成金」による活動支援を実施し、自主防災組織の充実・強化を図る。	県町	○自主防災組織の世帯カバー率 H28 76.09% ⇒ R9 89.46%	
0	地域住民の防災意識を高めるため、引き続き、 県と連携を図りながら、広報活動、防災訓練等を 通じた啓発活動を実施するとともに、防災に対す る関心をさらに高めるため、効果的な普及啓発の 在り方を検討する。	県町		

# 1-1 地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

1-1 地展寺による建来物の倒板で住む伝来地にのける人外による光陽白の光王			
現在の取組	再掲	脆弱性評価	
<防災訓練の推進>			
地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、毎年、総合防災訓練を実施している。 また、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図るため、各地区の自主防災会が実施する避難訓練等の支援を行っている。		東日本大震災や、近年、激甚化する傾向にある豪雨 等の災害を想定した防災訓練を継続する必要がある。	
<地区防災計画策定の推進>			
災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、地区防災計画の作成支援を行っている。		地区防災計画策定の必要性の認知度が低いことか ら、地区防災計画策定の重要性を広く周知する必要が ある。	
<地域防災リーダーの育成>			
地域防災リーダーの育成を図るため、町内自主防災 組織の代表者等を対象に、青森県が実施している青森 県自主防災組織リーダー研修会の周知を実施してい る。		地域防災力を高めるためには、地域防災の中心となる人材の育成が重要であることから、各地域の自主防災組織や町内会、防災知識・技能を有する防災士等との連携を進め、地域防災リーダーとなる人材の育成を行う必要がある。	
<事業所における防災訓練の充実>			
防火管理者未選任事業所等へ講習会の受講を促すと ともに、防災協会への入会を奨励している。 また、防災協会入会事業所で研修会を実施し、防災 についての知識を深めている。 さらに、自衛消防組織該当事業所等に受講の案内を し、防災について知識の習得を促している。		防災協会へ入会している事業所に知識を習得する機会が偏っているため、他の事業所への習得機会を作る必要がある。 防火管理者未選任事業所については、査察等の機会を捉え積極的に指導する必要がある。	
<安全・安心まちづくり推進協議会の充実>			
町民、町内会、地域ボランティア団体、警察、消防、その他関係機関・団体による、安全で安心なまちづくりに関する意見・情報交換、さらには地域の持つ課題などを協議する場として協議会を開催し、各団体との連携・協力体制の構築に努めている。		災害が発生した場合の応急対策等の対応に当たっては、地域の諸団体や関係機関との連携・協力関係が欠かせないことから、引き続き、安全・安心まちづくり推進協議会の充実を図る必要がある。	
<北海道・三陸沖後発地震注意情報発表時の体制整備>			
令和4年12月から「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の運用が開始され、同情報発表時の住民等への周知を図っている。 また、発表時の町がとるべき防災対応を策定している。		「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表された場合、後発地震が発生する可能性が高まっていることから、地震発生に備える必要がある。	

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
0	地域住民の防災意識を高めるとともに、災害に 安全かつ迅速に対応するため、近年の災害や地域 特性に応じた防災訓練を実施する。	町		
0	地区防災計画の素案作成を促進するために、災 害対策課以外の担当などと連携を図る。	県町		
0	地域防災リーダーの人材育成のため、町内会、 防災知識・技能を有する防災士等との連携を図り ながら、引き続き県が実施する自主防災組織リー ダー研修会への周知を実施する。	町		
0	事業所における火災等の被害を軽減するため、 消防本部が行う火災予防運動での防火査察及び防 火教室等の機会を捉え防火・防災意識の啓発を図 る。	消防本部 町 事業者		
0	地域の諸団体及び関係機関との連携・協力体制を図るため、引き続き、協議会を開催し、防災、防犯、交通安全等、安全で安心なまちづくりについての意見交換や情報交換を通じて、顔の見える関係を構築する。	町		
0	「北海道・三陸沖後発地震注意情報」についての住民等への更なる周知を図るとともに、同情報が発表された場合には、町がとるべき防災対応に基づき、防災対策を実施する。	町		

いる。

リスクシナリオ 1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫					
現在の取組	再掲	脆弱性評価			
【河川改修等の治水対策】					
<河川改修等の治水対策> 洪水災害に対する安全性の向上を図るため、国の防 災・安全交付金等を活用し、河川改修等の整備を推進 している。		馬淵川は青森県と岩手県にまたがり、流域が広 となるため、広域的な河川改修等の対策を進める がある。			
【河川関連施設等の防災対策】					
<農業水利施設等の老朽化、豪雨・地震対策> 集中豪雨等による災害の未然防止と被害の最小化を 図るため、農業用排水路等の機能保全に向け、老朽化 対策等を実施している。		老朽化等により本来の機能が失われた河川工作や、自然的・社会的条件変化により脆弱化した農排水路等があることから、近年の集中豪雨等の増踏まえ、必要な老朽化対策等を実施する必要があ			
<流域治水対策(農業水利施設の整備)> 集中豪雨等による農村地域の湛水被害の未然防止と 被害の最小化を図るため、排水機場や農業用排水路の 整備・改修等を実施している。		自然的・社会的条件変化により脆弱化した排水 や農業用排水路等があることから、近年の頻発化 甚化している豪雨災害等を踏まえ、必要な整備及 修等を推進していく必要がある。			
<流域治水対策(水田の貯留機能向上)> 近年の頻発化・激甚化している豪雨災害への対策に 向け、水田の持つ雨水貯留能力を積極的に活用する必 要があるため、令和3年度から田んぼダムの取組を促 進している。		水田の水管理を行う農家の組織的な協力が必要 欠な田んぼダムについては、まだ県内の各流域に て取組実績がないことから、田んぼダムの取組内 について農家への普及啓発を図る必要がある。			
< 土地利用状況を考慮した治水対策> 河川における上下流バランスを考慮しつつ、地域特性に合った効果的な整備を図るため、県が輪中堤の整備や宅地嵩上げ等によるハード整備と土地利用規制等		市街化の進展に伴う洪水時の河川への流出量の に加え、近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するた その流域の持つ保水・遊水機能を確保するなど、			

防整備などの対策が困難な地域においては、輪中堤等によるハード整備と土地利用規制等によるソフト対策 を組み合わせるなど、土地利用状況を考慮した治水対

策を推進する必要がある。

リスクシナリオ 1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫

#### 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

広域的かつ長期的な市街地等の浸水や河川の大規模氾濫による被害の発生を防ぐため、河川改修や河川関連施設の耐震化・老朽化対策を進めるとともに、住民の避難場所の確保、洪水ハザードマップの作成・周知、住民等への情報伝達手段の多様化等、警戒避難体制の整備を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
0	洪水災害に対する安全性の向上を図るため、引き続き、国の防災・安全交付金等を活用し、計画的かつ効率的に河川改修等を推進する。	国県町		
0	河川工作物や農業用排水路等について、機能不全による被害発生を防止するため、県と連携を図りながら、補強・改修等を実施する。	県町		
	県等と連携を図りながら、排水機場や農業用排水路等について、湛水被害の未然防止を図るため、整備・改修等を実施する。	県町		
	田んぼダムの取組内容等を農家に理解してもら うため、分かり易い説明資料を作成し、様々な機 会を捉えて普及啓発を図ることで、田んぼダムの 取組を普及させる。	県 町 農地の管 理者		
0	引き続き、河川の流域が持つ保水・遊水機能を確保するなどの総合的な治水対策を推進するほか、早期の堤防整備などの対策が困難な地域においては、県が輪中堤等によるハード整備と土地利用規制等によるソフト対策を組み合わせるなど、土地利用状況を考慮した治水対策を推進する。	県		

現在の取組	再掲	脆弱性評価
【警戒避難体制の整備】		
<洪水八ザードマップの作成及び周知>		
洪水発生時における住民等の迅速な避難を確保し、 被害の軽減を図るため、浸水被害想定調査に基づく、 洪水八ザードマップを作成している。		法改正により、近年の集中豪雨を踏まえ、想定しる る最大規模降雨に基づき洪水浸水想定区域の指定・2 表が予定されていることから、当該区域を基に洪水 ザードマップを改訂する必要がある。
<避難情報発令体制の整備>		
洪水発生に際し、周辺地域住民が迅速な避難を行えるよう、防災関係機関相互の情報伝達網を整備するとともに、関係機関等の協力を得て、雨量、水位等風水害に関する情報を収集する体制の構築に努めている。		災害のおそれがある場合、多くの情報を収集・分けし、それに基づき避難情報等を発令・伝達しなければならないことから、関係機関と連携を図るとともに洪水タイムライン(防災行動計画)の策定やホットイン(緊急時の直通電話)の構築が必要である。
<避難情報の発令基準の見直し>		
町から住民等へ避難情報を迅速・的確に伝達するため、国の「避難情報に関するガイドライン」に基づき、災害種別ごと(水害、土砂災害、津波)の避難情報発令基準を策定している。		国のガイドラインの改定等があった場合は、適宜 避難情報の発令基準を見直していく必要がある。
<住民等への情報伝達手段の多様化>		
住民等へ避難情報等を迅速・的確に伝達するため、 全国瞬時警報システム(Jアラート)、災害情報共有 システム(Lアラート)、町防災行政用無線、ほっと スルメール、広報車、町ホームページ、町 SNS、緊急 速報メール等、多様な伝達手段の確保に努めている。		避難情報等を迅速・確実に住民等に伝達するため、耐災害性が高い防災行政用無線、屋内外を問わず受できる緊急速報メール等の様々な伝達手段を組み合えせる必要がある。
<県・市町村・防災関係機関における情報伝達>		
災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の 通信ネットワークとして、県、町、防災関係機関の間 の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク(地上 系・衛星系)」を県が整備し、関係機関との情報通信 に活用している。 また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが 利用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有 する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築して いる。		県、町、防災関係機関の間の通信を確保し、災害生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の対な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットークの操作等に習熟する必要がある。また、防災情報ネットワークが利用できない場合は非常手段として、警察や電力事業者等が保有する独の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。
<防災気象情報の利活用>		
各種気象情報や線状降水帯の予測などの防災気象情報を活用し、避難情報の発令を行っている。 また、ほっとスルメール等により防災気象情報を住 民等に情報を伝達している。		気候変動等の影響により、台風や線状降水帯の発 による暴風や大雨等災害が激甚化する傾向にあるこから、住民等への情報伝達や事前の警戒体制の強化 取組む必要がある。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
XI	( ) XXX C O GAME MONEY		TO AN IN TO SALE THE COURT	\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\
0	洪水発生時における住民等の迅速な避難を確保 し、被害の軽減を図るため、河川管理者が指定・ 公表する洪水浸水想定区域を基に洪水八ザードマ ップを改訂し、住民等に配布・周知する。	町	○洪水八ザードマップ作成済(H18 年度) 防災マップ作成による再配布(H28 年度)	
0	災害のおそれがある場合の各課の役割分担について、地域防災計画に基づく災害対策本部運営訓練等により、実効性を検証し、改善を図るとともに、河川管理者や気象台等との関係を平時から構築する。 また、洪水予報河川等の沿川の水災害に備え、円滑に避難情報告等を発令できるよう洪水タイムラインの策定やホットラインの構築を進める。	県町		
0	国のガイドラインの改定等があった場合は、町 の地域特性を踏まえ、避難情報の発令基準の見直 しを行う。	町		
0	さらなる情報伝達手段の多重化・多様化に向けて、避難情報等を伝達する役割を担うマスメディア、通信事業者と平時からの連携強化に努める。また、災害時のLアラートの運用を確実にするため、県と連携して定期的に訓練等を実施する。	県町		
0	災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、 県、町、防災関係機関による情報伝達訓練を計画 的に実施する。	県町		
0	国のデジタル等新技術を活用した線状降水帯や 台風等の予測精度向上などの防災気象情報の高度 化や、今後予定されている防災気象情報の体系整 理に対応し、事前の警戒体制や住民等への情報伝 達の強化のために、更なる防災気象情報の利活用 を図っていく。	県町		0

現在の取組	再掲	脆弱性評価
【避難場所の指定・確保】		
<指定緊急避難場所及び指定避難所の指定>		
災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞在場所と なる指定避難所の確保を図っている。	0	平成30年4月現在で96の指定避難所を指定してるが、大規模災害時における住民や観光客等の避難を確保するため、引き続き、指定避難所及び指定緊避難場所の指定を進める必要がある。
<福祉避難所の確保>		
一般の避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所を確保を確保するため、令和6年3月末現在、16法人、33施設と協定を締結し、福祉避難所として指定している。 また、広域的な大規模災害に備えるため、連携中枢都市圏事業として、圏域市町村内の福祉避難所を相互利用できる体制を整備している。	0	災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児など 様々な属性の要配慮者の利用が想定されることから 多分野にわたる社会福祉施設を福祉避難所として指 する必要がある。 また、迅速かつ円滑に福祉避難所を開設すること 求められることから、関係マニュアルの作成・見直 を図る必要がある。
<防災公共の推進>		
災害発生時において、安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立地域をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフトー体となった、青森県独自の取組である「防災公共」を県と一体となって推進している。  地区毎の取組が掲載された「防災公共推進計画」を 県とともに策定し、災害時に孤立するおそれのある地域や避難経路・避難場所を把握している。	0	災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を識し速やかな避難を確実に行うためには、避難経路避難場所が有効に機能する必要があることから、地住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路避難場所が有効に機能するかを検証する必要がある。
<福祉施設・学校施設等の安全対策>		
災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の 把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難 計画の作成を促進している。	0	災害危険箇所等に立地している施設等について、 全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成を り促進する必要がある。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
0	災害発生時における住民等の安全確保のため、 引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指 定を進める。	町		
0	災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が 行われるよう、引き続き、連携市町村と連携を図 りながら、福祉避難所となりうる社会福祉施設等 を運営する事業者等に参画を促すなど、圏域内の 施設福祉避難所の拡大に取り組む。 また、福祉避難所の所在について、広報紙やホ ームページ等により、住民への周知を図る。	町 連携市町 村 (全市町 村)	○圏域内の福祉避難所の指定数 181 施設(R5)→ 191 施設(R8)	0
0	「防災公共推進計画」を地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証するとともに、必要に応じて計画の見直しを行う。	県町		
0	避難計画の作成を着実に進めるため、庁内関係 課や県と連携し、施設管理者の避難計画が具体的 に進むよう指導・助言する。	県 町 事業者		

1-3 異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫				
現在の取組	再掲	脆弱性評価		
【避難行動支援】	•			
<避難所・避難路サインの整備>				
災害発生時に、住民や観光客等が迅速かつ適切な避難行動を取れるよう、馬淵川が氾濫した時に予想される浸水深及び避難所と避難すべき方向を表示した浸水深標識を町内8箇所に設置している。	0	指定避難所及び避難場所、避難路等を変更する場合があることから、必要に応じて避難所・避難路サインの整備・修正等を行うとともに、適切な維持・管理を行う必要がある。		
<避難行動要支援者名簿の更新>				
災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に 支援するため、避難行動要支援者名簿を作成してい る。	0	名簿への登録者数は860人を超えており、また、毎年新規登録者があることから、すべての登録者を毎年更新できていない場合があるため、登録情報が最新かどうかを確認する必要がある。		
<避難行動要支援者名簿の活用>				
災害発生時の避難支援等を実効性のあるものとする ため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基 づき災害時要援護者ごとの具体的な避難場所等を定め た個別計画(個別の避難支援プラン)の策定を行うこ ととしている。	0	災害時要援護者ごとの個別計画(個別の避難支援プラン)が策定されていない方がいることから、策定を推進する必要がある。		
<救急医療情報キットの配付>				
避難行動要支援者等の救急対応を円滑に行うため、 かかりつけ医療機関、持病等の情報を保管できる救急 医療情報キットを配付しており、連携中枢都市圏事業 として、圏域市町村と共同で取り組んでいる。	0	救急隊員や消防隊員が持病や服薬などの医療情報を確認することで、救急対応が必要な要支援者に対し、適切な処置やスムーズな病院選定を行うことができることから、連携中枢都市圏事業として、引き続き、圏域市町村と共同で取り組む必要がある。		

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
0	災害発生時に、住民及び観光客等が迅速かつ適切な避難行動を取れるよう、避難路・避難所サインの整備・修正等及び維持・管理を行う。	県町		
0	名簿の登録情報について最新かどうかの確認を 行うため、民生委員の協力を仰ぎながら更新を行 う。	町		
0	個別計画(個別の避難支援プラン)の策定を推進するため、災害時要援護者名簿が最新かどうかの確認と併せて、民生委員を通じた個別計画の策定支援を行う。	町		
0	避難行動要支援者等の救急対応を円滑に行うため、消防本部構成市町村と連携中枢都市圏構成市町村が同じであることを踏まえ、連携中枢都市圏 事業として、引き続き、構成町村と共同で取り組む。	町 連携市町 村 (全市町 村)	○救急医療情報キット配付状況 95.7% (R3)→98.0%(R8)	0

現在の取組	再掲	脆弱性評価
【消防力の強化】		
<消防力の強化> 消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。 また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定、青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。	0	大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に代消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応を円滑に行う必要がある。
<消防団の充実> 町では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。また、消防団員の確保及び新入団員加入促進のため、機能別団員制度の導入のほか、消防団協力事業所表示制度を導入し、消防団員の確保に努めている。	0	近年、消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、県と連携しながら、消防国員の確保と装備の充実を図る必要がある。
<消防団員の安全確保> 災害時の消防団員の安全確保のため、活動要領、退避ルール等を定めた「消防団活動における安全管理マニュアル」の策定を検討している。	0	災害時の消防団員の安全確保は必要不可欠な取組であることから、マニュアルを策定する必要がある。
くドローン等のデジタル技術の活用> 消防本部において、迅速かつ効率的な災害対応のため、ドローンを活用し、上空からの正確な情報収集を行っている。 また、町では、ドローン機体及び職員パイロットを有するほか、災害時等の支援に関する協定を取扱事業所と締結し、災害時において無人航空機を活用した災害情報の把握をできる体制を構築している。	0	災害発生時において、立ち入り困難な被災現場での 的確な情報収集やそれをもとにした早期の救助や復間 のための計画づくり等を行う上で、的確かつ効率的に 行うために、ドローン等の機材の活用できる体制を えておく必要がある。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
		I		
0	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練を実施する。また、当消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上訓練等を実施する。	町 消防本部		
0	地域の消防力を確保するため、引き続き、県と 連携を図りながら、地域の実情に応じて消防団員 の確保と装備の充実を進める。	県 町 消防本部	O消防団員数 674 人(H28 年度)→703 人(H39 年度)	
0	マニュアルを策定し、災害時における消防団活動の確立を図るとともに、マニュアルの実効性を 高めるため、定期的に訓練を実施する。	町消防本部		
	災害時のドローン等の運用を確実にするため に、必要な資機材の調達や維持管理、定期的な訓 練等を実施する。	町消防本部		

現在の取組	再掲	脆弱性評価
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】		
<自主防災組織の設立・活性化支援>		
災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、 共助の要となる自主防災組織の設立支援のため、自主 防災組織の活動費を補助する「南部町自主防災組織活 動助成金」による支援を行っている。	0	自主防災組織の組織率は令和6年3月現在で84.4であるが、さらなる地域防災力向上のため、未組織地域の自主防災組織設立の支援を行うとともに、既存組織の活性化を図る必要がある。
<防災意識の啓発>		
災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、「広報なんぶちょう」や町ホームページによる広報活動、防災訓練を通じた啓発を行っている。	0	災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発にでいて、より一層の取組を実施する必要がある。
<防災訓練の推進>		
地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、毎年、総合防災訓練を実施している。 また、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上を図るため、各地区の自主防災会が実施する避難訓練等の支援を行っている。	0	東日本大震災や、近年、激甚化する傾向にある豪雨等の災害を想定した防災訓練を継続する必要がある。
<地域防災リーダーの育成>		
地域防災リーダーの育成を図るため、町内自主防災 組織の代表者等を対象に、青森県が実施している青森 県自主防災組織リーダー研修会の周知を実施してい る。	0	地域防災力を高めるためには、地域防災の中心となる人材の育成が重要であることから、各地域の自主 災組織や町内会、防災知識・技能を有する防災士等の連携を進め、地域防災リーダーとなる人材の育成を行う必要がある。
<水防災意識社会再構築ビジョンの取組>		
一級河川である馬淵川において、堤防の決壊や越水等による大規模な被害に備え、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に進めるために、河川管理者である国・県と、流域沿川市町村・関係機関が連携して、河川管理者である国・県と、流域沿川市町村・関係機関が連携して「減災対策協議会」を設立し、対策を推進している。		一級河川である馬淵川において、「水防災意識社会 再構築ビジョン」の取組により、減災対策協議会を 立し、氾濫被害の最小化を目指す対策を進めている。 とから、この取組を国・県とともに継続的に実施する 必要がある。
<地区防災計画策定の推進>		
災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、地区防災計画の作成支援を行っている。	0	地区防災計画策定の必要性の認知度が低いことか ら、地区防災計画策定の重要性を広く周知する必要 ある。
<水防団の充実強化>		
水防管理団体は、地域に密着し、水防活動において重要な役割を果たす水防団について、各地域の実情に応じ、団員の確保と技術力の向上を図っている。		水防管理団体等において、人材・組織体制等不十分である場合が多いため、水防団の充実強化等によるが 材育成、適切な組織体制を構築する必要がある。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
火口	( ) 区で女 ( なられた ・		「「大性」」 国にのがる口信にの戦	火口
0	自主防災組織の設立促進と活動の活発化に向けて、引き続き、県と連携を図りながら、リーダー研修会や防災啓発研修等の取組を実施する。また、町として「南部町自主防災組織活動助成金」による活動支援を実施し、自主防災組織の充実・強化を図る。	県町	○自主防災組織の世帯カバー率 H28 76.09% ⇒ R9 89.46%	
0	地域住民の防災意識を高めるため、引き続き、 県と連携を図りながら、広報活動、防災訓練等を 通じた啓発活動を実施するとともに、防災に対す る関心をさらに高めるため、効果的な普及啓発の 在り方を検討する。	県町		
0	地域住民の防災意識を高めるとともに、災害に 安全かつ迅速に対応するため、近年の災害や地域 特性に応じた防災訓練を実施する。	町		
0	地域防災リーダーの人材育成のため、町内会、 防災知識・技能を有する防災士等との連携を図り ながら、引き続き県が実施する自主防災組織リー ダー研修会への周知を実施する。	町		
0	堤防の決壊や越水等に伴う大規模な被害に備え、「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく 馬淵川のハード・ソフト対策を国・県と連携して 推進する。	国県町		
0	地区防災計画の素案作成を促進するために、災 害対策課以外の担当などと連携を図る。	県町		
0	引き続き、水防団員の確保に努めるとともに、 水防訓練等を通じて技術力の向上を図っていく。	県		

事前に備えるべき目標 <b>1 直接死を最大限防ぐこと</b>					
リスクシナリオ <b>1 - 4 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生</b>					
現在の取組	再掲	脆弱性評価			
【警戒避難体制の整備(土砂災害)】	•				
<避難情報発令及び自主避難のための情報提供>					
土砂災害に関して、避難情報の具体的な発令基準を 地域防災計画に定めている。 土砂災害のおそれが高まった場合は、住民が自主避 難できるよう、土砂災害警戒情報等の情報を住民へ伝 達している。		土砂災害のおそれがある場合、住民の適切な避難行動を促すため、避難情報の発令方法や伝達方法を必要に応じて見直していくとともに、平時から住民に対して土砂災害警戒情報等について理解促進を図っていく必要がある。			
【土砂災害対策施設の整備・老朽化対策】		1			
<砂防関係施設の整備>					
土砂災害に対し安全安心な町民生活を確保するため、砂防堰堤等の土砂災害対策を実施している。		土砂災害危険箇所整備率が低いことから、砂防関係 施設の整備を継続的に実施する必要がある。			
<砂防関係施設の老朽化対策>					
土砂災害を防止する砂防関係施設の機能及び性能を 長期にわたり維持・確保するため、長寿命化計画を策 定している。		既存砂防関係施設の中には、施工後長期間経過し、 その機能及び性能が低下したものがあることから、計 画的に点検・評価をし、長寿命化計画を策定する必要 がある。			
【農山村地域における防災対策】					
<農山村地域における防災対策>					
農山村地域における土砂崩れ・土石流・地すべりから 地域住民の人命や財産、農地等を守るため治山施設や地 すべり防止施設等を整備している。 畑や水田などの雨水の貯留機能を発揮させ、洪水を防 止するため、農業水利施設や農地の整備を推進してい る。		治山施設や地すべり防止施設等については、定期的に 点検診断を実施し、長寿命化計画の策定を進めるととも に、引き続き必要に応じて整備を進める必要がある。 洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する 多面的機能を維持・発揮するため、地域や施設の状況を 踏まえ、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に 推進する必要がある。			
<山地災害危険地区等における治山対策>					
農山村地域における土砂崩れ・土石流・地すべりから地域住民の人命や財産、農地等を守るため治山施設や地すべり防止施設等を整備している。	0	山地災害危険地区、小規模山地崩壊危険地、なだれ 危険箇所が存在していることから、危険度の高い地区 について、防止対策が必要である。 水源かん養機能の向上及び森林による生活環境の保 全、形成等を図ることも望まれる。			
<山地災害危険地区等における森林整備対策>					
将来にわたり、森林が有する土砂災害防止を始めと する多面的機能の維持・増進を図るため、国の造林補 助事業等を活用し、間伐や再造林などの森林整備を推 進している。		森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明森林の増加、境界未確定の森林の存在等により、間伐等の管理や森林整備が行われずに森林の荒廃が進んでいることから、適切な森林環境の整備が必要である。			

リスクシナリオ 1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生

#### 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

火山噴火や土砂災害等による多数の死傷者の発生及び地域の脆弱性が高まる事態を防ぐため、土砂災害対策施設の整備・老朽 化対策を進めるとともに、火山噴火や土砂災害に係る防災意識の啓発や警戒避難体制の整備、情報通信利用環境の強化等を図 る。

٥٠,		1		
重点	対応方策	取組主体	重要業績評価指標(参考値)	連携
項目	(今後必要となる取組・施策)		*総合計画や関連計画における目標値を記載	項目
0	土砂災害に対する住民の警戒避難体制を強化するため、避難情報の発令基準や伝達方法等について必要に応じて見直しを行う。 また、土砂災害の危険性や早期避難の重要性について住民の理解促進を図るため、広報誌やホームページによる周知のほか、防災訓練等の機会を通じて啓発を行う。	町		
	災害履歴のある箇所のほか、避難所、防災拠 点、要配慮者利用施設が立地する箇所などを対象 として、国の防災交付金等を活用し、砂防関係施 設の整備を推進する。	県		
	砂防関係施設長寿命化計画に基づき、国の防 災・安全交付金等を活用しながら、施設の機能及 び性能を維持・確保する。	県		
		•		•
0	荒廃地(荒廃するおそれのある場所含む)の早期 復旧のため、治山施設等を整備するとともに、現 在の施設の状況を踏まえ、必要に応じて老朽化対 策を実施する。 畑や水田などの雨水の貯留機能を発揮できるよ う、農業水利施設等の維持管理を適切に実施する とともに、必要に応じて農業農村整備事業を実施 する。	県町		
0	県は保安施設事業及び地すべり防止事業が実施 しており、災害の未然防止を図っている。 他の防災事業との調整を図りつつ、その対策を 計画的に推進するよう国、県に働きかける。	県町		
0	森林が有する多面的機能の維持・増進を図るため、引き続き、森林施業の集約化や地域材の利活用を促進するとともに、除間伐などにより、適切な森林環境の整備を図る。	県町		

	リスクシナリオ <b>1 – 4 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生</b>				
現在の取組	再掲	脆弱性評価			
【警戒避難体制の整備(火山噴火)】					
<十和田火山の警戒避難体制の整備> 平成 28 年 12 月に常時観測火山に追加された十和田火山について、警戒避難体制を整備するため、県が平成 28 年 3 月に設置した十和田火山防災協議会において、噴火シナリオ、火山ハザードマップの作成を進めている。		警戒避難体制を整備するため、その前提となる噴火 シナリオ、火山ハザードマップの作成について、県と 連携しながら進める必要がある。			
【登山者等の安全対策】					
〈自然公園施設の整備・老朽化対策〉 公園利用者の利便性向上と安全確保のため、災害発生時に避難経路や緊急避難場所となる遊歩道やトイレ、休憩施設の整備・改修を実施している。		遊歩道やトイレ等、園内の一部の施設が老朽化しており、外国人を含めた利用者の災害時における安全な 避難経路および緊急避難場所の確保が課題となっている。老朽化した改修を継続して推進していく必要がある。			
【避難場所の指定・確保】					
<指定緊急避難場所及び指定避難所の指定> 災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞在場所となる指定避難所の確保を図っている。	0	平成30年4月現在で96の指定避難所を指定しているが、大規模災害時における住民や観光客等の避難所を確保するため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進める必要がある。			
<a href="#"> &lt;届祉避難所の確保&gt;</a>	0	災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児など 様々な属性の要配慮者の利用が想定されることから、 多分野にわたる社会福祉施設を福祉避難所として指定 する必要がある。 また、迅速かつ円滑に福祉避難所を開設することが 求められることから、関係マニュアルの作成・見直し を図る必要がある。			
⟨防災公共の推進⟩  災害発生時において、安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立地域をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフトー体となった、青森県独自の取組である「防災公共」を県と一体となって推進している。  地区毎の取組が掲載された「防災公共推進計画」を県とともに策定し、災害時に孤立するおそれのある地域や避難経路・避難場所を把握している。	0	災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し速やかな避難を確実に行うためには、避難経路・避難場所が有効に機能する必要があることから、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証する必要がある。			
<福祉施設・学校施設等の安全対策> 災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の 把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難 計画の作成を促進している。	0	災害危険箇所等に立地している施設等について、安 全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成をよ り促進する必要がある。			

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
	(プログログには、10世界)		心口可凹で対注可凹にのグジロ际にとい数	坎口
0	作成を進めている噴火シナリオ、ハザードマップを踏まえ、具体的な防災対応等について検討し、県と連携しながら防災対策の強化を図る。	県町		
		1		
0	外国人観光客を含む園等利用者の安全確保を図るため、必要に応じて遊歩道やトイレ、休憩所の公園施設の老朽化対策と国際化対応を実施する。	国県町		
0	災害発生時における住民等の安全確保のため、 引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指 定を進める。	町		
0	災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が 行われるよう、引き続き、連携市町村と連携を図 りながら、福祉避難所となりうる社会福祉施設等 を運営する事業者等に参画を促すなど、圏域内の 施設福祉避難所の拡大に取り組む。 また、福祉避難所の所在について、広報紙やホ ームページ等により、住民への周知を図る。	町 連携市町 村 (全市町 村)	○圏域内の福祉避難所の指定数 181 施設(R5)→ 191 施設(R8)	0
0	「防災公共推進計画」を地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証するとともに、必要に応じて計画の見直しを行う。	県町		
0	避難計画の作成を着実に進めるため、庁内関係 課や県と連携し、施設管理者の避難計画が具体的 に進むよう指導・助言する。	県 町 事業者		

現在の取組	再掲	   脆弱性評価
が北てジュス和日	一一	からおう「工品十一川
【情報通信の確保】	,	
<情報通信利用環境の強化>		
災害発生時における情報通信利用環境として、庁舎、健康センター、支所など、町が管理する施設においてWi-Fiサービスを提供している。		民間事業者の取組を促進するとともに、更に町が管理する施設のWi-Fi利用環境を充実させる必要だある。
【避難行動支援】		
<避難所・避難路サインの整備>		
災害発生時に、住民や観光客等が迅速かつ適切な避難行動を取れるよう、馬淵川が氾濫した時に予想される浸水深及び避難所と避難すべき方向を表示した浸水深標識を町内8箇所に設置している。	0	指定避難所及び避難場所、避難路等を変更する場合があることから、必要に応じて避難所・避難路サインの整備・修正等を行うとともに、適切な維持・管理を行う必要がある。
<避難行動要支援者名簿の更新>		
災害発生時に自ら避難することが困難な方を円滑に 支援するため、避難行動要支援者名簿を作成してい る。	0	名簿への登録者数は 860 人を超えており、また、年新規登録者があることから、すべての登録者を毎年更新できていない場合があるため、登録情報が最新がどうかを確認する必要がある。
<避難行動要支援者名簿の活用>		
災害発生時の避難支援等を実効性のあるものとする ため、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基 づき災害時要援護者ごとの具体的な避難場所等を定め た個別計画(個別の避難支援プラン)の策定を行うこ ととしている。	0	災害時要援護者ごとの個別計画(個別の避難支援フラン)が策定されていない方がいることから、策定を推進する必要がある。
<救急医療情報キットの配付>		
避難行動要支援者等の救急対応を円滑に行うため、 かかりつけ医療機関、持病等の情報を保管できる救急 医療情報キットを配付しており、連携中枢都市圏事業 として、圏域市町村と共同で取り組んでいる。	0	救急隊員や消防隊員が持病や服薬などの医療情報を確認することで、救急対応が必要な要支援者に対し、適切な処置やスムーズな病院選定を行うことができることから、連携中枢都市圏事業として、引き続き、原域市町村と共同で取り組む必要がある。
【消防力の強化】	•	
<消防力の強化>		
消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。 また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定、青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。	0	大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引きれき、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に代消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応を円滑に行う必要がある。
<消防団の充実>		
町では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。また、消防団員の確保及び新入団員加入促進のため、機能別団員制度の導入のほか、消防団協力事業所表示制度を導入し、消防団員の確保に努めている。	0	近年、消防団員は年々減少していることから、地域の消防力を確保するため、県と連携しながら、消防国員の確保と装備の充実を図る必要がある。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
		1		
0	災害発生時における情報通信利用環境を整備するため、民間事業者との連携を図りながら、Wi-Fi利用環境の拡大を促進するとともに、町が管理する施設のWi-Fi利用環境の充実を図る。	町事業者		
0	災害発生時に、住民及び観光客等が迅速かつ適切な避難行動を取れるよう、避難路・避難所サインの整備・修正等及び維持・管理を行う。	県町		
0	名簿の登録情報について最新かどうかの確認を 行うため、民生委員の協力を仰ぎながら更新を行 う。	町		
0	個別計画(個別の避難支援プラン)の策定を推進するため、災害時要援護者名簿が最新かどうかの確認と併せて、民生委員を通じた個別計画の策定支援を行う。	町		
0	避難行動要支援者等の救急対応を円滑に行うため、消防本部構成市町村と連携中枢都市圏構成市町村が同じであることを踏まえ、連携中枢都市圏 事業として、引き続き、構成町村と共同で取り組む。	町 連携市町 村 (全市町 村)	○救急医療情報キット配付状況 95.7% (R3)→98.0%(R8)	0
0	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練を実施する。また、当消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上訓練等を実施する。	町消防本部		
0	地域の消防力を確保するため、引き続き、県と 連携を図りながら、地域の実情に応じて消防団員 の確保と装備の充実を進める。	県 町 消防本部	○消防団員数 674 人(H28 年度)→703 人(H39 年度)	

#### 1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生

1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生				
現在の取組	再掲	脆弱性評価		
<消防団員の安全確保> 災害時の消防団員の安全確保のため、活動要領、退避ルール等を定めた「消防団活動における安全管理マニュアル」の策定を検討している。	0	災害時の消防団員の安全確保は必要不可欠な取組で あることから、マニュアルを策定する必要がある。		
<b>&lt;ドローン等のデジタル技術の活用&gt;</b>				
消防本部において、迅速かつ効率的な災害対応のため、ドローンを活用し、上空からの正確な情報収集を行っている。 また、町では、ドローン機体及び職員パイロットを有するほか、災害時等の支援に関する協定を取扱事業所と締結し、災害時において無人航空機を活用した災害情報の把握をできる体制を構築している。	0	災害発生時において、立ち入り困難な被災現場での 的確な情報収集やそれをもとにした早期の救助や復旧 のための計画づくり等を行う上で、的確かつ効率的に 行うために、ドローン等の機材の活用できる体制を整 えておく必要がある。		
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】				
<		平時から、災害発生時における警戒避難につながる 体制を構築するため、土砂災害警戒区域や避難場所等 が記載されている土砂災害ハザードマップを住民に周 知する必要がある。		
<火山に対する防災意識の啓発>				
火山に対する住民や登山者等の防災意識の向上を図るため、関係機関からなる火山防災協議会において、 火山現象による影響範囲や避難場所の位置等を示した 「火山防災マップ」の作成に必要な検討を行ってい る。		近年は県内における火山噴火の実績がなく、地震、 津波、水害に比べて、火山に対する防災意識が低い状況にあることから、防災意識の普及体制を構築の上、 住民や登山者等に対する普及啓発を実施する必要がある。		
<自主防災組織の設立・活性化支援>				
災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、 共助の要となる自主防災組織の設立支援のため、自主 防災組織の活動費を補助する「南部町自主防災組織活 動助成金」による支援を行っている。	0	自主防災組織の組織率は令和6年3月現在で84.4%であるが、さらなる地域防災力向上のため、未組織地域の自主防災組織設立の支援を行うとともに、既存組織の活性化を図る必要がある。		
<防災意識の啓発>				
災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、「広報なんぶちょう」や町ホームページによる広報活動、防災訓練を通じた啓発を行っている。	0	災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施する必要がある。		
<防災訓練の推進>				
地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時 における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、毎 年、総合防災訓練を実施している。 また、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上 を図るため、各地区の自主防災会が実施する避難訓練 等の支援を行っている。	0	東日本大震災や、近年、激甚化する傾向にある豪雨等の災害を想定した防災訓練を継続する必要がある。		

リスクシナリオ 1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
0	マニュアルを策定し、災害時における消防団活動の確立を図るとともに、マニュアルの実効性を高めるため、定期的に訓練を実施する。	町消防本部		
	災害時のドローン等の運用を確実にするため に、必要な資機材の調達や維持管理、定期的な訓 練等を実施する。	町消防本部		
		1		
0	住民に対する土砂災害警戒区域や避難場所等の 周知を図るため、「広報なんぶちょう」やホーム ページ等により、土砂災害ハザードマップの周知 を図る。	町		
0	引き続き、県と連携を図りながら、火山に対する防災意識の向上に向けて、町及び関係機関等の火山防災知識の習得を促進するとともに、避難行動に有効な情報を掲載した火山防災マップ等を活用し、住民や登山者等に防災情報を周知する。	県町		
0	自主防災組織の設立促進と活動の活発化に向けて、引き続き、県と連携を図りながら、リーダー研修会や防災啓発研修等の取組を実施する。また、町として「南部町自主防災組織活動助成金」による活動支援を実施し、自主防災組織の充実・強化を図る。	県町	○自主防災組織の世帯カバー率 H28 76.09% ⇒ R9 89.46%	
0	地域住民の防災意識を高めるため、引き続き、 県と連携を図りながら、広報活動、防災訓練等を 通じた啓発活動を実施するとともに、防災に対す る関心をさらに高めるため、効果的な普及啓発の 在り方を検討する。	県町		
0	地域住民の防災意識を高めるとともに、災害に 安全かつ迅速に対応するため、近年の災害や地域 特性に応じた防災訓練を実施する。	町		

# 1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生

現在の取組	再掲	脆弱性評価				
<地域防災リーダーの育成> 地域防災リーダーの育成を図るため、町内自主防災組織の代表者等を対象に、青森県が実施している青森県自主防災組織リーダー研修会の周知を実施している。	0	地域防災力を高めるためには、地域防災の中心となる人材の育成が重要であることから、各地域の自主防災組織や町内会、防災知識・技能を有する防災士等との連携を進め、地域防災リーダーとなる人材の育成を行う必要がある。				
<地区防災計画策定の推進> 災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、地区防災計画の作成支援を行っている。	0	地区防災計画策定の必要性の認知度が低いことか ら、地区防災計画策定の重要性を広く周知する必要が ある。				
〈北海道・三陸沖後発地震注意情報発表時の体制整備〉 令和4年12月から「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の運用が開始され、同情報発表時の住民等への周知を図っている。 また、発表時の町がとるべき防災対応を策定している。	0	「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発表された場合、後発地震が発生する可能性が高まっていることから、地震発生に備える必要がある。				

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと

リスクシナリオ 1-4 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生

重点項目			重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
0	地域防災リーダーの人材育成のため、町内会、 防災知識・技能を有する防災士等との連携を図り ながら、引き続き県が実施する自主防災組織リー ダー研修会への周知を実施する。	町		
0	地区防災計画の素案作成を促進するために、災 害対策課以外の担当などと連携を図る。	県町		
0	「北海道・三陸沖後発地震注意情報」について の住民等への更なる周知を図るとともに、同情報 が発表された場合には、町がとるべき防災対応に 基づき、防災対策を実施する。	町		

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと							
リスクシナリオ							
1 - 3 黎風自に教司にある主人学以に入歴処心なに計し学以の光面の力工							
現在の取組	再掲	脆弱性評価					
【防雪施設の整備】	•						
<防雪施設の整備>							
冬期間の安全な道路交通等を確保するため、凍結抑制剤散布を行っている。		路面凍結により道路等の状況が悪化する箇所がある ことから、箇所と状況を把握の上、必要な整備を進め る必要がある。					
【道路交通の確保】							
<除排雪体制の強化>							
降雪等による道路交通の阻害を解消するため、除雪協力業者等の確保に努め、町内会に小型除雪機の購入補助と集会施設や生活道路等を除雪作業した際の報償金の交付を行い、効率的な除雪を実施している。		近年の局地的な豪雪・暴風雪による交通障害等に対応する必要があることから、除雪協力業者を確保するとともに、国・県との連携強化や相互支援体制を構築する必要がある。 また、集会施設や生活道路等を除雪するための小型 除雪機の購入補助により、地域による除雪体制を強化する必要がある。					
【代替交通手段の確保】							
<代替交通手段の確保>							
災害発生時等に地域公共交通網が分断された場合の 広域交通の確保のため、各鉄道事業者と情報共有を図 っている。		災害発生時等に地域公共交通網が分断された場合 に、円滑に広域交通が確保されるよう、引き続き、各 鉄道事業と情報共有を図る必要がある。					
【情報通信の確保】							
<b>&lt;情報通信利用環境の強化&gt;</b> 災害発生時における情報通信利用環境として、庁舎、健康センター、支所など、町が管理する施設においてWi-Fiサービスを提供している。	0	民間事業者の取組を促進するとともに、更に町が管理する施設のWi-Fi利用環境を充実させる必要がある。					
【冬季の防災意識の啓発】							
<冬季の防災意識の啓発>							
道路への雪出しによる事故や、路上駐車による交通 障害を防止するため、広報やホームページを通して町 民への協力依頼を行っている。		広報紙やホームページを通して道路への雪出しをしないよう呼びかけているが、一部道路への雪出し等が行われているため、周知の方法を検討する必要がある。					

リスクシナリオ 1-5 暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生

# 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生を防ぐため、安全な道路交通の確保に向けた防雪施設の整備や除排雪体制の強化を図るとともに、代替交通手段の確保や冬季の防災意識の啓発等を図る。

整備や	や除排雪体制の強化を図るとともに、代替交通手段の確保や冬季の防災意識の啓発等を図る。						
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目			
				•			
0	冬期間の安全な道路交通確保のため、県と連携 を図りながら、対策が必要な箇所を把握し、路面 凍結抑制対策等を実施する。	町					
		1					
0	近年の局地的な豪雪・暴風雪による交通障害等に対応するため、引き続き、除雪協力業者を確保するとともに、国・県との連携強化や相互支援体制等の構築に取り組む。 また、集会施設や生活道路等を除雪するための小型除雪機の購入補助と除雪作業の報償金について、各町内会への周知を図り、地域による除雪体制を強化する。	国県町					
0	災害発生時等に地域公共交通網が分断された場合に円滑に広域交通が確保されるよう、引き続き、各鉄道事業者と一層の情報共有を図る。	県町					
0	災害発生時における情報通信利用環境を整備するため、民間事業者との連携を図りながら、Wi-Fi利用環境の拡大を促進するとともに、町が管理する施設のWi-Fi利用環境の充実を図る。	町事業者					
0	今後も広報やホームページによる注意喚起を継続するとともに、町民への新たな情報提供や周知の方法等を検討する。	町					

# 事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと

### リスクシナリオ

生

# 1-6 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発

現在の取組	再掲	脆弱性評価
【行政情報連絡体制の強化】		
く県・市町村・防災関係機関における情報伝達> 災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の 通信ネットワークとして、県、町、防災関係機関の間 の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク(地上 系・衛星系)」を県が整備し、関係機関との情報通信 に活用している。 また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが 利用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有 する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築して いる。	0	県、町、防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟する必要がある。また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。
【住民等への情報伝達の強化】	•	
〈住民等への情報伝達手段の多様化〉 住民等へ避難情報等を迅速・的確に伝達するため、 全国瞬時警報システム(Jアラート)、災害情報共有システム(Lアラート)、町防災行政用無線、ほっとスルメール、広報車、町ホームページ、町 SNS、緊急速報メール等、多様な伝達手段の確保に努めている。		避難情報等を迅速・確実に住民等に伝達するため、 耐災害性が高い防災行政用無線、屋内外を問わず受信 できる緊急速報メール等の様々な伝達手段を組み合わ せる必要がある。
〈障がい者等に対する避難情報伝達〉 障がい者へ災害発生情報や避難情報等を迅速に伝達するため、ほっとスルメールへの登録を促している。		障がい者等の要援護者は、障害の程度により外部からの情報を得られにくいため、避難情報が障がい者等に確実に伝わるよう伝達手段を整備するとともに、方法等を周知していく必要がある。
⟨外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化⟩  外国人を含む観光客等に対する防災情報提供のため、町ホームページを英語、中国語、韓国語、日本語の4言語に対応し、最新の防災情報を掲載するよう努めている。  また、外国人を含む観光客等に対する受入環境整備のため、町が管理する観光施設等においてWi-Fi サービスを提供している。		外国人を含む観光客等が被災した場合、どこに連絡すればよいかなどの受入・連絡体制が整備されていないことから、今後検討する必要がある。 Wi-Fiサービスについては、宿泊施設等において利用環境が不十分な箇所が見受けられるため、取組を促進する必要がある。

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと

リスクシナリオ 1-6 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の 死傷者の発生

# 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

情報伝達の不備等に起因した避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生を防ぐため、行政機関における情報連絡体制及び住民等への情報伝達の強化や、住民の防災意識の啓発、防災教育の推進を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
0	災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、 県、町、防災関係機関による情報伝達訓練を計画的に実施する。			
0	さらなる情報伝達手段の多重化・多様化に向けて、避難情報等を伝達する役割を担うマスメディア、通信事業者と平時からの連携強化に努める。また、災害時のLアラートの運用を確実にするため、県と連携して定期的に訓練等を実施する。	県町		
0	障がい者へ災害発生情報や避難情報等を迅速に 伝達するため、視覚障がい者には随時、緊急警報 受信機能付き地上デジタル放送対応ラジオ(日常生 活用具)の購入補助、聴覚障がい者には、ほっと スルメールの登録を促す。	町		
0	外国人を含む観光客等が被災した場合の受入・連絡体制が整備されていないため、今後、関係課と協議・検討する。 Wi-Fiサービスについては、外国人を含む観光客等が安心して旅行できる受入環境の整備のため、民間事業者との連携を図りながら、引き続き、利用範囲の拡大を促進する。	町		

# 1-6 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の死傷者の発生

現在の取組	再掲	脆弱性評価
〈ほっとスルメール(八戸市安全・安心情報メール配信サービス)の充実〉 緊急情報や気象、火災、防犯、交通安全、消費生活、保健所などに関する情報を、登録者の携帯電話等にお知らせする「ほっとスルメール」配信事業を連携中枢都市圏の連携事業として行っている。また、スマートフォンの普及に伴い、ほっとスルメールアプリの運用を開始しており、住民の安全安心意識の高揚や、新たな被害の発生及び被害の拡大防止を図るための重要な情報伝達手段としてほっとスルメールの充実、強化に取り組んでいる。		ほっとスルメールは、災害時における重要な情報伝達手段であり、また、近年は、全国各地で様々な大規模災害が発生していることから、住民の生命・財産を守り、災害に強い安全な地域づくりを推進するため、ほっとスルメールの利用者を増やす必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】		
	I	
<b>〈防災意識の啓発〉</b> 災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、「広報なんぶちょう」や町ホームページによる広報活動、防災訓練を通じた啓発を行っている。	0	災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発について、より一層の取組を実施する必要がある。
<防災情報の入手に関する普及啓発>		
災害発生時において、住民等が確実に防災情報を入 手できるよう、各家庭等において日頃から準備してお くべきことについて、町ホームページや防災訓練、研 修会等を通じて普及啓発を行っている。		災害に伴う大規模停電発生時等においても、住民等 が確実に防災情報を入手できるよう、情報通信環境の 変化等も踏まえた普及啓発を実施する必要がある。
【防災教育の推進・学校防災体制の確立】		
<防災教育の推進>     児童生徒等の防災意識を育成するため、防災教育に 携わる教員を対象とした研修に教員を参加させてい る。		災害発生時の被害を軽減するためには、教職員、児 童生徒等が災害関連情報を正しく理解し、的確な避難 行動を行うことが重要であることから、学校安全に係 る教員研修や児童生徒への防災教育の充実を図る必要 がある。
<学校防災体制の確立> 学校における防災体制の整備等を図るため、各学校において危機管理マニュアルを作成し、避難訓練等を実施している。		危機管理マニュアルについては、社会環境の変化な ど各学校や地域の実情を踏まえ、必要な見直しを図る 必要がある。

事前に備えるべき目標 1 直接死を最大限防ぐこと

リスクシナリオ 1-6 情報伝達の不備、麻痺、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等に伴う多数の 死傷者の発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
0	ほっとスルメールへの加入を促進するため、引き続き、「広報なんぶちょう」や町ホームページへの掲載のほか、各種防災イベントでのチラシの配布、さらには住民生活課窓口において転入者へチラシを配布するなど、様々な機会を通じて未登録者に登録の呼びかけを行う。 また、住民が迅速、適切に避難行動を取れるよう、メール到達時間の短縮や、ほっとスルメールアプリの機能強化を図るとともに、連携中枢都市圏の構成市町村と連携しながら、利用者のサービス向上への取組も併せて行うことで、さらなるほっとスルメールの加入促進に取り組む。	町 連携市町 村(全市 町村)	○圏域内のほっとスルメールアプリダウンロー ド数 23,877 件(R2)→48,000 件(R8)	0
0	地域住民の防災意識を高めるため、引き続き、 県と連携を図りながら、広報活動、防災訓練等を 通じた啓発活動を実施するとともに、防災に対す る関心をさらに高めるため、効果的な普及啓発の 在り方を検討する。	県町		
0	停電発生時のラジオの活用を始め、様々なICT機器を活用した防災情報の入手の方法や充電対策について、町ホームページや防災訓練、研修会等を通じて普及啓発を行う。	貝町		
0	各学校において、発達段階に応じた防災教育が 実施されるよう、教員研修や防災関係機関による 普及啓発活動の充実を図る。	町		
0	各学校において、災害発生時に円滑かつ効果的 な災害対策活動が行われるよう、引き続き、危機 管理マニュアルの検証や見直しを推進する。	県町	<ul><li>○学校危機管理マニュアルの作成</li><li>各学校で作成済(現状)→随時見直し</li><li>○避難訓練の実施 2回/年(現状)→継続</li></ul>	

事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確
		実に確保すること

# 2-1 被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

現在の取組	再掲	脆弱性評価
【支援物資等の供給体制の確保】		
〈非常物資の備蓄〉 災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、庁舎敷地内の備蓄倉庫、主要避難施設等への備蓄を進めている。 また、町内の指定避難所へガソリン発電機・照明器具を配備している。 このほか、流通在庫備蓄による食料の調達や資機材等の確保のため、民間事業者と物資供給に関する災害時応援協定を締結している。		公的備蓄の整備を進めるため、備蓄する品目や数量、配備する期間等を定めた備蓄計画を策定し、計画的に備蓄を進めるとともに、民間事業者と食料調達に関する協定締結を推進する必要がある。また、大規模災害発生直後は避難者に十分な食料等が行き届かない可能性があることから、住民に対し、災害時に必要となる食料や生活必需品を3日分程度各家庭において備蓄するとともに、避難する際の非常持ち出し品を準備することについて、啓発を図る必要がある。
く災害発生時の物流インフラの確保> 災害発生時における避難所への救援物資等の円滑な 輸送を確保するため、災害発生時に利用する輸送経路 等について、県と連携しながら、物流インフラの強化 策を検討している。		大規模災害発生時に、輸送経路等の寸断などにより 物流機能の低下が懸念されることから、災害に強い物 流インフラを確保する必要がある。
<石油燃料供給の確保> 県が青森県石油商業組合などの関係機関と締結している災害発生時の石油燃料の安定供給に関する協定に基づき、業務継続が求められる病院、避難所等重要施設、緊急車両について県との情報共有を行うとともに、毎年度、当該情報を更新している。		災害発生時においては青森県石油商業組合との協定 が有効に機能するよう、引き続き、供給先の情報更 新、連携体制の維持が必要である。
<		災害発生時における避難所等への応急対策用燃料 (液化石油ガス)等を確保するため、一般社団法人青 森県エルピーガス協会との協定締結を進めることが必 要である。
<被災地応援の受入体制の構築> 災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、 受入体制の構築を図っている。		災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の手順や手続等を訓練により定期的に確認する必要がある。 特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等、国や関係機関など全国からの受入が必要であり、配慮する必要がある。
<救援物資等の受援体制の構築> 災害発生時、民間企業等からの物資供給等の支援を 迅速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の物資供給 等に係る協定を締結している。		災害発生時において、避難所等への必要物資供給を 安定的に確保するため、引き続き協定締結事業者との 連携体制を維持する必要がある。 また、具体的な受け入れの運用等が定まっておら ず、受援体制を強化させるため、これらを具体化する 必要がある。

リスクシナリオ 2-1 被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

### 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止を防ぐため、非常物資や支援物資等の供給体制及び被災地応援の受入体制の確保、防災拠点の整備、水道施設・物流関連施設の防災対策の推進等を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
		•		
0	引き続き、県と連携を図りながら、住民に対して食料を備蓄するよう啓発するとともに、食料調達に関する協定の締結を推進する。 また、住民の3日分の食料備蓄を基本としつつも、これを一層促進する取組や、住民の備蓄を補完する県及び町の備蓄目標、役割分担等、これからの県全体としての災害備蓄の在り方について検討し、推進する。	県町		
0	災害発生時に救援物資等の円滑な輸送を確保するため、県が進めている防災物流インフラ強化計画の策定に協力するとともに、計画策定後は、本計画に基づき県と連携しながら危険箇所対策を進める。	県町		
0	災害発生時において、協定に基づき円滑に必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう、引き 続き、供給対象・連絡体制に係る情報更新を行 う。	町		
0	災害発生時に避難所等への応急対策用燃料(液化石油ガス)等を確保するため、一般社団法人青森県エルピーガス協会との協定締結を進める。 また、青森県石油商業組合との協定の締結を検討する。	町		
0	引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続等を運用マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等によりその実効性を高める。 また、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。	町		
0	災害発生時において、協定に基づき円滑に必要物資が供給されるよう、連絡体制に係る情報更新を行う。 また、物資等の受援を円滑に実施するため、物資等の受入調整機能等について検討の上、受援体制の構築を推進する。	町		

# 2-1 被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

現在の取組	再掲	脆弱性評価
〈要配慮者(難病疾患等)への支援〉 在宅で人工呼吸器等を使用している難病患者や小児 慢性特定疾病患者等が、災害発生時も継続治療ができ るようにするため、患者の把握に努めるとともに、患 者・家族に対し、停電時における予備電源の確保や停 電が長期にわたる場合の対応方法等を確認し、必要な 助言を行っている。		災害発生で停電になった場合は生命に関わることから、停電時に備えて、引き続き、在宅で人工呼吸器等を使用している患者には停電後も継続して人工呼吸器等を使用できる環境の整備を図る必要がある。 また、透析患者については、透析治療が維持できるよう受入可能な医療機関に関する情報を提供する体制を構築しておく必要がある。
〈災害用医薬品等の確保〉 災害発生時に救護班が使用する医薬品等を確保するため、必要事項を地域防災計画で定めているほか、関係団体との役割分担を定めた協定を締結している。なお、医薬品や医療機器、医療用ガス等が不足する場合は、県が関係団体等と供給協定等を締結していることから、県へ供給要請を行うこととしている。		災害発生時に救護班が使用する医薬品等の確保に向けて、協定等が有効に機能するよう、引き続き、関係機関等と連携する必要がある。
〈避難所における水等の確保〉 災害発生時の避難所における飲料水を確保するため、避難所への非常用備蓄水の配備を推進している。 八戸圏域水道企業団において、応急給水体制を整え、応急給水資機材の整備を行うとともに、他の水道 事業体や関係機関との災害応援協定による運搬給水等での飲料水の確保に努めている。		災害発生による長期間の減断水が住民生活の環境悪化につながることから、応急給水体制の強化や非常用備蓄水の確保など、飲料水等の確保に向けた取組みを継続して進める必要がある。
【防災拠点の整備】		
<防災拠点の整備> 大規模災害時に警察、消防、自衛隊等から派遣される要員の活動拠点及び救援物資の保管等のため、運動公園等を地域防災拠点として地域防災計画に位置付け、大規模災害時における即応力の強化を図っている。		大規模災害時における即応力を強化するために、防 災拠点を活用し、避難対策や災害応急・復旧活動対策 等の強化を図る必要がある。

リスクシナリオ 2-1 被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
0	在宅で人工呼吸器等を使用している患者の名簿 作成・更新に努めるとともに、患者・家族に対 し、停電時における予備電源の確保や停電が長期 にわたる場合の対応方法等の確認及び必要な助言 を継続する。 透析患者については、受入可能な医療機関に関 する情報を提供するための体制を構築するととも に、八戸市医師会など関係機関との連携強化を図 る。	町		
0	災害発生時に救護班が使用する医薬品等を確保 するため、防災訓練の実施などにより、関係機関 等との連携体制を強化する。	町 医療セン ター		
0	引き続き、非常用備蓄水を購入していくほか、 倉庫に集中保管している非常用備蓄水について、 避難所へ再配備するための方法や配備数について 検討していく。 また、災害発生時における飲料水等を確保する ため、継続して他の水道事業者や関係機関との連 携を強めるとともに、湧き水、井戸水の確保に努 め、各家庭や事業所等での飲料水の備蓄や非常用 持ち出し袋の準備等を啓発することに加え、飲料 水等の備蓄に継続して取組む。	町水道企業団		
		I		
0	引続き、大規模災害時における即応力の強化の ための防災拠点について、一時的な避難者の受 入、防災関係機関の活動拠点、救援物資集積場 所、備蓄倉庫等として活用を図っていく。 また、運用マニュアルの見直しや、防災訓練等 を実施する。	町		

現在の取組	再掲	脆弱性評価
【水道施設の防災対策】		
<水道施設の耐震化・老朽化対策>		
災害時の給水機能を確保するため、水道施設や管路 の耐震化及び老朽化対策を計画的に進めている。		人口減少を踏まえた計画の策定や、アセットマネメント(資産管理)を活用し、施策を推進する必要ある。
<応急給水資機材の整備>		
災害による断水発生時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の確保が可能となるように、水道事業者においては、応急給水のための体制を整えるとともに、災害用備蓄資材(応急給水)の整備を図っている。		災害による断水発生時において、被災者が必要とる最小限の飲料水を確保するため、災害用備蓄資材 (応急給水)の充実を図っていく必要がある。
<水道施設の応急対策>		
災害発生時に水道施設及び管路に被害が発生した場合、速やかに給水が可能となるように、水道事業者においては応急復旧のための体制を整えるとともに、応急復旧資材を備蓄している。		災害により水道施設及び管路に被害が発生した場合、速やかに給水を再開するため、継続して、応急 旧資機材の整備を図る必要がある。
【道路施設の防災対策】		
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策>		
災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	0	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残ってり、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資など緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある
<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策>		
緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	0	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完 る道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要が る。
<町管理農道・林道の機能保全・老朽化対策>		
災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道 の安全性等を確保するため、定期的な点検診断等を促 進している。	0	整備後、相当の年数を経過している農道・林道も ることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽 対策等を実施する必要がある。

リスクシナリオ 2-1 被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

重点	対応方策	取組主体	重要業績評価指標(参考値)	連携
項目	(今後必要となる取組・施策)	3X/III PT	*総合計画や関連計画における目標値を記載	項目
0	災害時の給水機能の確保に向けて、基幹管路や 水道施設の耐震化を進め、水道事業の広域化や広 域連携による経営の効率化等を推進する。	水道企業団	<ul> <li>今氷施設の耐震化率</li> <li>42.1% (H28) →42.1% (H40)</li> <li>ポンプ所の耐震化率</li> <li>91.0% (H28) →99.3% (H40)</li> <li>配水池の耐震化率</li> <li>33.8% (H28) →52.8% (H40)</li> <li>管路の耐震管率</li> <li>41.4% (H28) →51.0% (H40)</li> <li>基幹管路の耐震管率</li> <li>70.9% (H28) →76.0% (H40)</li> <li>重要給水施設配水管路の耐震管率</li> <li>54.0% (H28) →69.7% (H40)</li> </ul>	
0	災害による断水発生時において、被災者が必要とする最小限の飲料水を確保するため、引き続き、必要に応じ、応急給水体制の見直し及び災害用備蓄資材(応急給水)の更新を図る。	水道企業団		
0	災害により水道施設及び管路に被害が発生して も速やかに給水を再開するため、引き続き、必要 に応じ、応急復旧体制の見直し及び応急復旧資機 材の更新を図る。	水道企業団		
0	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の 広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用し、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震 化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国県町		
0	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保 するため、県と連携を図りながら、道路整備や危 険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化 と老朽化対策を実施する。	県町		
0	農道・林道については、必要な改良や老朽化対 策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検 診断等を実施する。	町		

# リスクシナリオ 2 - 1 被災地での

2-1 被災地での食料・飲料水・燃料等、生命	に関わる	る物資・エネルギー供給の長期停止
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<道路における障害物の除去> 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、 当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。		地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。
【食料生産体制の強化】		
く食料生産体制の強化> 県では、農林水産業が持続的に発展する社会の実現に向けて取り組む「青森新時代「農林水産力」強化パッケージ」を展開しており、その一環として、「安全・安心な農畜産物」の生産を推進している。		町では米・野菜・果実・畜産物をバランスよく産出 しているが、災害発生時においても農畜産物が安定供 給できるよう、平時から、生産基盤や生産体制の強化 を図る必要がある。
く農作物生産に必要な施設・機械等の整備対策> 産地力の強化のための農業用施設の整備や省力化を目的とした農業用機械の導入等を実施する必要がある農業者へ支援を実施している。		速やかに農作物の供給の復旧を図るためには、平時から生産基盤の強化が必要であることから、農業用施設の整備や農業用機械の導入等を実施する必要がある。
〈流域治水対策(農業水利施設の整備)〉 集中豪雨等による農村地域の湛水被害の未然防止と 被害の最小化を図るため、排水機場や農業用排水路の 整備・改修等を実施している。		自然的・社会的条件変化により脆弱化した排水機場や農業用排水路等があることから、近年の頻発化・激 甚化している豪雨災害等を踏まえ、必要な整備及び改修等を推進していく必要がある。

リスクシナリオ 2-1 被災地での食料・飲料水・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目			
0	迅速に交通を確保するため、道路管理者による 迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通 大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完 路となっている道路については、必要に応じて道 路管理者が国へ交通の確保のための支援を速やか に要請する。	国県町					
0	農林水産業の成長産業化に向けて、引き続き県が主導する「青森新時代「農林水産力」強化パッケージ」を推進する。 農業・畜産業については、生産体制の強化に向けて、生産基盤の強化等の必要な対策を実施する。	県町					
0	速やかに農作物の供給の復旧を図るため、農業 用施設の整備や農業用機械の導入等、農業者への 支援を引き続き実施し、営農基盤の強化を図る。	県町					
	県等と連携を図りながら、排水機場や農業用排水路等について、湛水被害の未然防止を図るため、整備・改修等を実施する。	県町					

# リスクシナリオ

# 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生				
現在の取組	再掲	脆弱性評価		
【地域の孤立防止対策】	ı			
		防災公共推進計画を策定するに当たり、平成 25 年度に当町の孤立するおそれのある集落等全 10 地区において検討を行った結果、各拠点とのアクセスが確保されており、孤立する集落等はないが、近年多発する集中豪雨等により、想定外の事態が起こりうる可能性もあるため、引き続き、孤立するおそれがある集落の把握や、そこに通じる道路、橋梁等の通行確保対策等に取り組んでいく必要がある。		
【孤立地域発生時の支援体制の構築】	Г			
<孤立地域発生時の支援体制の確保> 孤立集落が発生した場合は、食料や資機材等の物資 輸送等の支援が必要となるため、市町村間の広域連携 の観点から、他自治体との相互応援協定を締結してい る。		多数の孤立集落が同時に発生した場合でも対応が可能となるよう、関係機関による支援体制を確保する必要がある。		
くドローン等のデジタル技術の活用> 消防本部において、迅速かつ効率的な災害対応のため、ドローンを活用し、上空からの正確な情報収集を行っている。 また、町では、ドローン機体及び職員パイロットを有するほか、災害時等の支援に関する協定を取扱事業所と締結し、災害時において無人航空機を活用した災害情報の把握をできる体制を構築している。	0	災害発生時において、立ち入り困難な被災現場での 的確な情報収集やそれをもとにした早期の救助や復旧 のための計画づくり等を行う上で、的確かつ効率的に 行うために、ドローン等の機材の活用できる体制を整 えておく必要がある。		
【防災ヘリコプターの運航の確保】	I			
		防災関係機関相互の連携体制を確立するため、引き続き、統一的な航空機の運用調整の下、訓練を実施する必要がある。 また、相互応援協定等に基づき隣県等の防災航空隊と大規模災害発生時の迅速かつ的確な活動が実施できるよう、引き続き、関係機関相互の連携・協力体制を確立するため訓練を実施する必要がある。		

リスクシナリオ 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

を確立するため訓練を実施する。

	9人グラチリオ 2-2 多数がフ技術にわたる孤立地域等の同時先生						
【リフ	【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】						
	対かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生を防ぐため 強化、緊急輸送道路等の機能強化・老朽化対策を図る.		それのある地域への支援体制の構築や、情報通信	利用環			
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目			
0	災害発生時の集落の孤立防止に向けて、県との 連携を図りながら、引き続き、孤立のおそれがあ る集落や、道路・橋梁等の通行確保対策が講じら れていない箇所を把握の上、必要な対策を実施す る。	県町					
				•			
0	県及び八戸圏域の市町村や防災関係機関と連携 し、孤立集落発生時に支援する内容について検討 する。	町					
	災害時のドローン等の運用を確実にするため に、必要な資機材の調達や維持管理、定期的な訓 練等を実施する。	町消防本部					
				•			
	ヘリコプター又は固定翼機を保有する防災関係機関相互の連携体制を確立するため、県総合防災訓練や合同指揮本部図上訓練等において、統一的な航空機の運用調整の下、訓練を実施する。また、相互応援協定等に基づき隣県等の防災航空隊と大規模災害発生時の迅速かつ的確な活動が実施できるよう、関係機関相互の連携・協力体制	県					

現在の取組	再掲	脆弱性評価
【情報通信の確保】		L
<情報通信利用環境の強化> 災害発生時における情報通信利用環境として、庁舎、健康センター、支所など、町が管理する施設においてWi-Fiサービスを提供している。	0	民間事業者の取組を促進するとともに、更に町だ理する施設のWi-Fi利用環境を充実させる必要ある。
【道路施設の防災対策】		
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	0	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残ってり、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資なと緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	0	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補係 る道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所だっているため、機能強化や老朽化対策を行う必要だる。
<町管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道 の安全性等を確保するため、定期的な点検診断等を促 進している。	0	整備後、相当の年数を経過している農道・林道もることから、点検診断等を実施の上、計画的に老村対策等を実施する必要がある。
<道路における障害物の除去>		
道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の 道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、 当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することと している。	0	地震や津波、風水害等により道路における障害物生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要る。

リスクシナリオ 2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
	() INCOME BOTH		TOTAL POLETICION OF MALE COOK	\\\
0	災害発生時における情報通信利用環境を整備するため、民間事業者との連携を図りながら、Wi-Fi利用環境の拡大を促進するとともに、町が管理する施設のWi-Fi利用環境の充実を図る。	町事業者		
		Г		
0	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の 広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用し、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震 化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国県町		
0	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保 するため、県と連携を図りながら、道路整備や危 険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化 と老朽化対策を実施する。	県町		
0	農道・林道については、必要な改良や老朽化対 策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検 診断等を実施する。	町		
0	迅速に交通を確保するため、道路管理者による 迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通 大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完 路となっている道路については、必要に応じて道 路管理者が国へ交通の確保のための支援を速やか に要請する。	国県町		

事	前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確 実に確保すること
IJ	スクシナリオ <b>2 – 3 自衛隊、</b>	警察、	消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態

現在の取組	再掲	脆弱性評価
【災害対策本部機能の強化】		
〈災害対策本部機能の強化〉 大規模災害発生時において応急措置を円滑かつ的確に講ずるために設置する南部町災害対策本部について、県や防災関係機関等と連携・協力体制を構築している。 また、災害対策本部の効率的な運用を図るため、防災訓練時に運用訓練を実施している。		災害対策本部は、災害が発生した場合における初動時の迅速な情報収集・集約、意思決定、関係機関との連絡調整など、応急対策に係る重要な役割を果たすことから、その体制や統制機能等について検証し、災害対策本部機能の強化・充実を図る必要がある。
【関係機関の連携強化・防災訓練の推進】	,	
〈災害発生時の緊急消防援助隊の連携強化〉 災害発生時に県内の消防力では対処できない場合に 消防庁を通して出動する緊急消防援助隊を円滑に受け 入れるため、青森県緊急消防援助隊受援計画に基づ き、当地域の実情を踏まえた受援計画を策定中であ る。 また、北海道東北各県持ち回りで行われる緊急消防 援助隊のブロック合同訓練に毎年参加している。		当消防本部は、これまでに緊急消防援助隊の受入れを行ったことがないため、北海道東北ブロック合同訓練に参加すること等により、災害発生時における対応の実効性を高める必要がある。
<防災航空隊への航空支援>		
大規模災害発生時、緊急消防援助隊航空部隊等の応援を受ける際、航空小隊が円滑に活動できるよう、協定に基づき航空隊経験者を航空支援員として派遣することとしている。		これまで航空支援員を派遣するような事態が発生していないことから、災害時における対応の実効性を高める必要がある。
<医療従事者確保に係る連携体制>		
町内の医師等をもってしても医療等の実施が困難な場合、これに要する人員及び資機材の確保について、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、必要に応じて災害時派遣医療チーム(DMAT)の派遣を含め県へ応援を要請することとしている。		災害発生時の保健医療活動を総合調整する県や関係 機関との連携を強化していく必要がある。
<総合防災訓練の実施>		
大規模災害発生時の応急体制の充実を図るため、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関や地域住民参加の もと、防災訓練を実施している。		近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の 自然災害が同時又は連続して発生する複合災害も視野 に入れ、応急体制の更なる充実に向け、訓練内容の見 直し等を図る必要がある。

リスクシナリオ 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態

### 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

自衛隊、警察、海保等が有する救助・救急活動等の能力を十分に発揮できない事態や、被災等により活動できない事態を防ぐため、防災関連施設の耐震化・老朽化対策の推進、防災関係機関や地域住民の参加を含めた総合防災訓練の実施、救助・救出体制の強化や被災地応援の受入体制を構築するほか、地域防災力向上のため、自主防災組織の設立・活性化支援や地域防災リーダーの育成を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
0	災害対策本部機能の充実・強化を図るため、引き続き、定期的に訓練を実施し、本部の体制・配置等について検証の上、適宜見直しを行う。	町		
				,
0	災害発生時に緊急消防援助隊の受入れを円滑に 行うため、引き続き、北海道東北ブロック訓練に 参加すること等により、災害発生時における対応 の実効性を高める。	県 消防本部 町		
0	大規模災害時に航空小隊が円滑な活動ができる ように、航空支援員の活動も想定した訓練を実施 し、災害における対応力を高める。	県 消防本部 町		
0	災害発生時の保健医療提供体制確保のため、県 や圏域で行われる会議や図上訓練への参加等により、県や関係機関との連携体制を強化する。 また、災害時における関係機関との被災情報の 共有化を図るためのハード及びソフトの整備につ いて検討する。	町		
0	大規模災害発生時の応急体制の更なる充実と地域住民の防災意識の高揚に向けて、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関並びに地域住民の参加を得て、より実効性の高い防災訓練を実施する。	町 防災関係 機関		

を実施している。

現在の取組		脆弱性評価
<b>〈図上訓練の実施〉</b> 災害対策本部の運営や防災関係機関との連携強化 等、各種防災システムの機器操作の習熟を図るため、 図上訓練を実施している。		職員のスキルの維持・向上を図るとともに、防災債係機関との連携を図るため、継続的に訓練を実施する必要がある。
【救急・救助活動等の体制強化】	L	
<消防力の強化> 消防本部は、消防力の強化を図るため、国の「消防力の整備指針」に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制の整備を進めている。 また、当消防本部の消防力では対応できない大規模災害等に対応するため、近隣消防本部との応援協定、青森県消防相互応援協定のほか、県を越えた応援体制である緊急消防援助隊の整備に取り組んでいる。	0	大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に付消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の応を円滑に行う必要がある。
	0	近年、消防団員は年々減少していることから、地口の消防力を確保するため、県と連携しながら、消防日員の確保と装備の充実を図る必要がある。
〈救急・救助活動等の体制強化〉 災害発生時における救命率の向上を図るため、定期に実施している地域メディカルコントロール協議会事例検討会や各種講習会を活用し、救急救命士及び救急隊員に対する指示・指導・助言体制の充実を図っている。 また、救急救命士の新規育成を継続するとともに、救急救命士再教育要領に基づき救急救命士の再教育を実施している。 救急救命士以外の消防職員に対しても、救急に係る専門的知識・技能を習得させ、災害発生時に適切な救急活動を実施できるよう各所属の業務の中で教育訓練		災害発生時の救急体制のさらなる充実を図るため、 救急救命士の新規育成を継続するとともに、救急救命士の資質向上のため、引き続き救急救命士の再教育を 進める必要がある。 また、救急救命士以外の消防職員が災害発生時に 急活動等に係る技能を発揮できるよう、引き続き、 続的かつ効果的な教育訓練を実施する必要がある。

リスクシナリオ 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
0	災害発生時に迅速に災害対策本部を設置・運営するとともに、防災関係機関と連携した適切な応急対策が実施できるよう、引き続き、定期的に図上訓練を実施する。	町 防災関係 機関		
0	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練を実施する。また、当消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上訓練等を実施する。	町消防本部		
0	地域の消防力を確保するため、引き続き、県と 連携を図りながら、地域の実情に応じて消防団員 の確保と装備の充実を進める。	県 町 消防本部	○消防団員数 674 人(H28 年度)→703 人(H39 年度)	
0	災害発生時の救急体制のさらなる充実を図るため、救急救命士の新規育成、指導救命士による救急救命士の教育を含めた救急救命士に対する再教育を進める。 また、救急救命士以外の消防職員に対しても、 災害発生時に救急活動等に係る技能を発揮できるよう、引き続き、実効性が高く効果的な教育訓練を実施する。	消防本部町	○救急救命士再教育ポイント達成率(2 年間で 128 ポイント以上を達成した人数の割合) 86%(H29)→100%(H31)	

現在の取組	再掲	脆弱性評価
【支援物資等の供給体制の確保】		
<被災地応援の受入体制の構築>		
災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、 受入体制の構築を図っている。	0	災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れるとができるよう、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の手順や手続等を訓練により定期的に確する必要がある。 特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策遺隊(TEC-FORCE)等、国や関係機関など国からの受入が必要であり、配慮する必要がある。
<救援物資等の受援体制の構築>		
災害発生時、民間企業等からの物資供給等の支援を 迅速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の物資供給 等に係る協定を締結している。	0	災害発生時において、避難所等への必要物資供給 安定的に確保するため、引き続き協定締結事業者と 連携体制を維持する必要がある。 また、具体的な受け入れの運用等が定まっておら ず、受援体制を強化させるため、これらを具体化す 必要がある。
【防災意識の啓発・地域防災力の向上】		
<防災意識の啓発>		
災害に対する備えの重要性や避難意識の向上等、地域住民の防災意識を高めるため、「広報なんぶちょう」や町ホームページによる広報活動、防災訓練を通じた啓発を行っている。	0	災害に対する備えや早期避難の重要性等の啓発に いて、より一層の取組を実施する必要がある。
<防災訓練の推進>		
地域住民の防災意識を高めるとともに、災害発生時 における安全かつ迅速な対応が可能となるよう、毎 年、総合防災訓練を実施している。 また、地域コミュニティの再生と地域防災力の向上 を図るため、各地区の自主防災会が実施する避難訓練 等の支援を行っている。	0	東日本大震災や、近年、激甚化する傾向にある豪 等の災害を想定した防災訓練を継続する必要がある
<自主防災組織の設立・活性化支援>		
災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、 共助の要となる自主防災組織の設立支援のため、自主 防災組織の活動費を補助する「南部町自主防災組織活 動助成金」による支援を行っている。	0	自主防災組織の組織率は令和6年3月現在で84.4であるが、さらなる地域防災力向上のため、未組織域の自主防災組織設立の支援を行うとともに、既存織の活性化を図る必要がある。
<地域防災リーダーの育成>		
地域防災リーダーの育成を図るため、町内自主防災 組織の代表者等を対象に、青森県が実施している青森 県自主防災組織リーダー研修会の周知を実施してい る。	0	地域防災力を高めるためには、地域防災の中心とる人材の育成が重要であることから、各地域の自主 災組織や町内会、防災知識・技能を有する防災士等 の連携を進め、地域防災リーダーとなる人材の育成 行う必要がある。

リスクシナリオ 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目		
0	引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続等を運用マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等によりその実効性を高める。 また、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。	町				
0	災害発生時において、協定に基づき円滑に必要物資が供給されるよう、連絡体制に係る情報更新を行う。 また、物資等の受援を円滑に実施するため、物 資等の受入調整機能等について検討の上、受援体 制の構築を推進する。	町				
0	地域住民の防災意識を高めるため、引き続き、 県と連携を図りながら、広報活動、防災訓練等を 通じた啓発活動を実施するとともに、防災に対す る関心をさらに高めるため、効果的な普及啓発の 在り方を検討する。	県町				
0	地域住民の防災意識を高めるとともに、災害に 安全かつ迅速に対応するため、近年の災害や地域 特性に応じた防災訓練を実施する。	町				
0	自主防災組織の設立促進と活動の活発化に向けて、引き続き、県と連携を図りながら、リーダー研修会や防災啓発研修等の取組を実施する。また、町として「南部町自主防災組織活動助成金」による活動支援を実施し、自主防災組織の充実・強化を図る。	県町	○自主防災組織の世帯カバー率 H28 76.09% ⇒ R9 89.46%			
0	地域防災リーダーの人材育成のため、町内会、 防災知識・技能を有する防災士等との連携を図り ながら、引き続き県が実施する自主防災組織リー ダー研修会への周知を実施する。	町				

2 – 3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等に	2 – 3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態 				
現在の取組	再掲	脆弱性評価			
<地区防災計画策定の推進> 災害発生時の避難支援等を実効性あるものとするため、地域の特性や実情を踏まえつつ、地区防災計画の作成支援を行っている。	0	地区防災計画策定の必要性の認知度が低いことから、地区防災計画策定の重要性を広く周知する必要がある。			
<個別避難計画の作成>		避難行動要支援者本人の身体的状況や家族関係等を 網羅的に把握し、円滑かつ効果的な計画作成が期待されることから、福祉専門職の参画を得る必要がある。			

リスクシナリオ 2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
0	地区防災計画の素案作成を促進するために、災 害対策課以外の担当などと連携を図る。	県町		
0	個別避難計を迅速・確実に作成するため、要支援者を担当する福祉専門職が所属する事業者と業務委託契約や要支援者の支援に係る協力を図る。	町事業者		

リスクシナリオ <b>2 - 4 救助・救急、医療活動のためのエネルギ</b>	一供給の	の長期途絶
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【緊急車両・病院に対する燃料の確保】		
<石油燃料供給の確保> 県が青森県石油商業組合などの関係機関と締結している災害発生時の石油燃料の安定供給に関する協定に基づき、業務継続が求められる病院、避難所等重要施設、緊急車両について県との情報共有を行うとともに、毎年度、当該情報を更新している。	0	災害発生時においては青森県石油商業組合との協定 が有効に機能するよう、引き続き、供給先の情報更 新、連携体制の維持が必要である。
〈緊急車両等への燃料供給の確保〉 災害発生時において、緊急車両や災害対応に従事する車両等への燃料を確保するため、県が青森県石油商業組合などの関係機関と締結している災害発生時の石油燃料の安定供給に関する協定に基づき、業務継続が求められる病院、避難所等重要施設、緊急車両について県との情報共有を行うとともに、毎年度、当該情報を更新している。		災害発生時において、緊急車両等への燃料の優先係給を確保するため、引き続き青森県石油商業組合との連携体制を維持する必要がある。
<b>&lt;医療施設の燃料等確保&gt;</b> 南部町医療センターの自家発電燃料(A重油)について、災害時に県が青森県石油商業組合などの関係機関と締結している災害発生時の石油燃料の安定供給に関する協定に基づき、優先供給の適用を受けることとなっている。 また、燃料の残量が少なくならないよう定期的に給油し、災害時の燃料供給不足に備えている。		災害発生時において、病院等重要施設への燃料の係 先供給を確保するため、引き続き青森県石油商業組合 との連携体制を維持する必要がある。
【道路施設の防災対策】	I	
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	0	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	0	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所があっているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。
<m管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道 の安全性等を確保するため、定期的な点検診断等を促 進している。</m管理農道・林道の機能保全・老朽化対策>	0	整備後、相当の年数を経過している農道・林道もる ることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽ん 対策等を実施する必要がある。

リスクシナリオ 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

### 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶を防ぐため、緊急車両・病院等に対する燃料供給の確保、緊急輸送 道路等の機能強化・老朽化対策を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
0	災害発生時において、協定に基づき円滑に必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう、引き 続き、供給対象・連絡体制に係る情報更新を行 う。	町		
0	災害発生時において、協定に基づき緊急車両等 への燃料の優先供給を確保できるよう、引き続 き、連絡体制に係る情報更新等を行う。	県町		
0	災害発生時において、協定に基づき重要施設等への燃料の優先供給を確保できるよう、連絡体制 に係る情報更新を行う。	県 町 医療セン ター		
0	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の 広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用し、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震 化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国県町		
0	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保 するため、県と連携を図りながら、道路整備や危 険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化 と老朽化対策を実施する。	県町		
0	農道・林道については、必要な改良や老朽化対 策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検 診断等を実施する。	町		

#### 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルキー供給の長期途絶					
現在の取組		脆弱性評価			
<道路における障害物の除去>					
道路にありる障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することとしている。		地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。			

リスクシナリオ 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

重点	対応方策	取組主体	重要業績評価指標(参考値)	連携
項目	(今後必要となる取組・施策)	4X/111 P+\	*総合計画や関連計画における目標値を記載	項目
0	迅速に交通を確保するため、道路管理者による 迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通 大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完 路となっている道路については、必要に応じて道 路管理者が国へ交通の確保のための支援を速やか に要請する。	国県町		

ı	事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確	
ı			実に確保すること	

# 2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者(観光客等)の発生・混乱

現在の取組	再掲	脆弱性評価
【防災拠点の整備】		
	0	大規模災害時における即応力を強化するために、防 災拠点を活用し、避難対策や災害応急・復旧活動対策 等の強化を図る必要がある。
【帰宅困難者の避難体制の確保】	1	
<観光客等に対する避難所等の確保> 災害発生時に地域住民や観光客等が安全に避難できる避難所等の確保のため、指定避難所等の指定を進めている。		町内で開催される祭りなどの期間中に災害が発生 し、観光客等が帰宅困難となった場合、町の避難所だけでは十分に対応できないことが想定されるため、周辺市町村や隣県へ避難する広域避難などの対応を検討する必要がある。
【支援物資等の供給体制の確保】		
〈非常物資の備蓄〉 災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、庁舎敷地内の備蓄倉庫、主要避難施設等への備蓄を進めている。 また、町内の指定避難所へガソリン発電機・照明器具を配備している。 このほか、流通在庫備蓄による食料の調達や資機材等の確保のため、民間事業者と物資供給に関する災害時応援協定を締結している。	0	公的備蓄の整備を進めるため、備蓄する品目や数量、配備する期間等を定めた備蓄計画を策定し、計画的に備蓄を進めるとともに、民間事業者と食料調達は関する協定締結を推進する必要がある。また、大規模災害発生直後は避難者に十分な食料等が行き届かない可能性があることから、住民に対し、災害時に必要となる食料や生活必需品を3日分程度各家庭において備蓄するとともに、避難する際の非常持ち出し品を準備することについて、啓発を図る必要がある。
く応急給水資機材の整備> 災害による断水発生時において、被災者が必要とする最小限の飲料水の確保が可能となるように、水道事業者においては、応急給水のための体制を整えるとともに、災害用備蓄資材(応急給水)の整備を図っている。	0	災害による断水発生時において、被災者が必要とする最小限の飲料水を確保するため、災害用備蓄資材 (応急給水)の充実を図っていく必要がある。
<被災地応援の受入体制の構築> 災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、 受入体制の構築を図っている。	0	災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の手順や手続等を訓練により定期的に確認する必要がある。 特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等、国や関係機関など全国からの受入が必要であり、配慮する必要がある。

リスクシナリオ 2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者(観光客等)の発生・混乱

### 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

祭り期間中の災害発生等により、多数の観光客等が避難できない事態や、避難生活が長期にわたること等の発生により水・食料等の供給が不足する等の混乱を防ぐため、避難場所や支援物資等の供給体制の確保を図るとともに、外国人観光客等に対する情報提供体制の強化等を図る。

	11-1							
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目				
- 块日	(フ牧必安にはる以祖・旭束)		「脳口引回で対理計画にのりつ日标値で記載	- 块日				
0	引続き、大規模災害時における即応力の強化の ための防災拠点について、一時的な避難者の受 入、防災関係機関の活動拠点、救援物資集積場 所、備蓄倉庫等として活用を図っていく。 また、運用マニュアルの見直しや、防災訓練等 を実施する。	町						
0	災害発生時に町の避難所だけでは十分に対応できない場合も想定し、県と連携を図りながら、周辺市町村や隣県へ避難する広域避難等について検討する。	県町						
0	引き続き、県と連携を図りながら、住民に対して食料を備蓄するよう啓発するとともに、食料調達に関する協定の締結を推進する。また、住民の3日分の食料備蓄を基本としつつも、これを一層促進する取組や、住民の備蓄を補完する県及び町の備蓄目標、役割分担等、これからの県全体としての災害備蓄の在り方について検討し、推進する。	県町						
0	災害による断水発生時において、被災者が必要 とする最小限の飲料水を確保するため、引き続 き、必要に応じ、応急給水体制の見直し及び災害 用備蓄資材(応急給水)の更新を図る。	水道企業団						
0	引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続等を運用マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等によりその実効性を高める。 また、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。	町						

リスクシナリオ <b>2 – 5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者(観光客等)の発生・混乱</b>					
現在の取組	再掲	脆弱性評価			
< 救援物資等の受援体制の構築>   災害発生時、民間企業等からの物資供給等の支援を迅速かつ円滑に遂行するため、災害発生時の物資供給等に係る協定を締結している。	0	災害発生時において、避難所等への必要物資供給を 安定的に確保するため、引き続き協定締結事業者との 連携体制を維持する必要がある。 また、具体的な受け入れの運用等が定まっておら ず、受援体制を強化させるため、これらを具体化する 必要がある。			
【防災情報提供体制の強化】					
ぐ外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化> 外国人を含む観光客等に対する防災情報提供のため、町ホームページを英語、中国語、韓国語、日本語の4言語に対応し、最新の防災情報を掲載するよう努めている。 また、外国人を含む観光客等に対する受入環境整備のため、町が管理する観光施設等においてWi−Fiサービスを提供している。	0	外国人を含む観光客等が被災した場合、どこに連絡ればよいかなどの受入・連絡体制が整備されていないとから、今後検討する必要がある。 Wi-Fiサービスについては、宿泊施設等におい利用環境が不十分な箇所が見受けられるため、取組を進する必要がある。			
<交通規制等の交通情報提供> 自動車運転者等に町内の道路の交通規制状況を把握 してもらうため、ほっとスルメール等にて通行止めな どの交通情報を提供している。		通行止めなどの交通規制及び渋滞等の情報を自動 運転者等に提供し、混乱地域の迂回や自動車による外 を控えるよう、町民の理解と協力を促していく必要が る。			
【帰宅困難者の輸送手段の確保】		<u> </u>			
<バスによる帰宅困難者の輸送> 災害発生時等の交通手段確保のため、バス事業者と 運行状況等に関する情報共有を図っているほか、路線 維持を図るため、運行欠損・車両購入に対する補助を 行っている。		災害発生時における人員輸送について、バス事業者等との連携体制が構築されていないことから、対応を検討する必要がある。			

リスクシナリオ 2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者(観光客等)の発生・混乱

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
0	災害発生時において、協定に基づき円滑に必要物資が供給されるよう、連絡体制に係る情報更新を行う。 また、物資等の受援を円滑に実施するため、物 資等の受入調整機能等について検討の上、受援体 制の構築を推進する。	町		
0	外国人を含む観光客等が被災した場合の受入・連絡体制が整備されていないため、今後、関係課と協議・検討する。  Wi-Fiサービスについては、外国人を含む観光客等が安心して旅行できる受入環境の整備のため、民間事業者との連携を図りながら、引き続き、利用範囲の拡大を促進する。	町		
0	引き続き、交通情報を提供するとともに、災害時 の自動車による不要不急の外出を控えるよう、町 民の理解と協力を促していく。	国県町		
	引き続き、バス事業者と運行状況等に関する情報共有や、バス路線維持に係る補助を実施するほか、災害発生時における人員輸送について、バス事業者等との連携体制構築に向けて対応を検討する。	県		

実に確保すること				
リスクシナリオ 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺				
現在の取組	再掲	脆弱性評価		
【病院・福祉施設等の耐震化】				
<病院施設の耐震化・老朽化対策>				
災害発生時の医療機能確保のため、病院施設の耐震化を推進している。 なお、南部町医療センターは平成25年度に新築しているため、耐震基準を満たしており、定期点検や日常点検を行っている。	0	耐震基準を満たしていない病院があることから、病院施設が災害発生時に機能不全に陥らないよう、施設の耐震化を進める必要がある。 南部町医療センターについては、南部町医療センターインフラ長寿命化計画に基づき、適切な維持管理を行うことで長寿命化を図る必要がある。		
<社会福祉施設等の耐震化>				
災害発生時に避難することが困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、介護施設や障害福祉サービス事業所等、児童福祉施設等の社会福祉施設等の耐震化を推進している。	0	耐震化が図られていない社会福祉施設等があることから、耐震化を推進する必要がある。		
【防災ヘリコプターの運航の確保】				
<防災ヘリコプターの連携体制の確立>				
他都道府県の防災航空隊や防災関係機関と相互の連携・協力関係を確立するため、定期的に訓練を実施している。 大規模災害が発生した場合の他都道府県からの広域 航空消防応援に係る受入れ体制に係るマニュアルを作成し、体制を整えている。	0	防災関係機関相互の連携体制を確立するため、引き続き、統一的な航空機の運用調整の下、訓練を実施する必要がある。 また、相互応援協定等に基づき隣県等の防災航空と大規模災害発生時の迅速かつ的確な活動が実施できるよう、引き続き、関係機関相互の連携・協力体制を確立するため訓練を実施する必要がある。		
【災害発生時における医療提供体制の構築】				
〈災害時医療の連携体制〉 災害発生時において、医療センターが適切な医療行為を確保するため、毎年開催している防災訓練へ参加している。 また、災害の発生により、医療機能が麻痺した場合に備えて、救護班の編成及び救護所の設置を地域防災計画で定めているほか、医師会と医療救護についての協定を締結している。		大規模災害が発生した際には、関係機関からの支持及び派遣要請が予想されるが、町関係機関の救護のでは人員が不足する場合があることから、引き続き、公的医療機関や医師会と連携する必要がある。		
<医療従事者確保に係る連携体制>				
町内の医師等をもってしても医療等の実施が困難な場合、これに要する人員及び資機材の確保について、「大規模災害時の青森県市町村相互応援に関する協定」に基づき、他の市町村長へ応援を要請するほか、必要に応じて災害時派遣医療チーム(DMAT)の派遣を含め県へ応援を要請することとしている。	0	災害発生時の保健医療活動を総合調整する県や関係機関との連携を強化していく必要がある。		

リスクシナリオ 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

#### 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

医療施設及び関係者の絶対的不足等による医療機能の麻痺を防ぐため、病院施設や社会福祉施設等の耐震化を推進するとともに、災害発生時における医療提供体制の構築や要配慮者への支援体制の強化を図る。

	注言発生時における医療提供体制の構楽や要配慮者へ 	フ叉及所切り		
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値)	連携項目
- 坦日	(ラ後必安とはる以祖・爬束)		*総合計画や関連計画における目標値を記載	- 坦日
				1
0	引き続き、県と連携し、国の医療提供体制施設整備交付金等の活用を図りながら、耐震化されていない病院の耐震改修等を促進する。 南部町医療センターは、計画的に適切な維持管理を行い、長寿命化を図る。	県 町 医療セン ター		
0	社会福祉施設等に係る耐震化率の向上を図るため、引き続き国・県の補助金等を活用し、耐震改修や改築の実施を促進する。	町 社会福祉 法人等		
	ヘリコプター又は固定翼機を保有する防災関係機関相互の連携体制を確立するため、県総合防災訓練や合同指揮本部図上訓練等において、統一的な航空機の運用調整の下、訓練を実施する。 また、相互応援協定等に基づき隣県等の防災航空隊と大規模災害発生時の迅速かつ的確な活動が実施できるよう、関係機関相互の連携・協力体制を確立するため訓練を実施する。	県		
0	大規模災害発生時に適切な医療提供を行うため、町の災害対策関係機関と連携した防災訓練への参加及び関係機関や医師会との連携体制を強化する。	町 医療セン ター		
0	災害発生時の保健医療提供体制確保のため、県 や圏域で行われる会議や図上訓練への参加等によ り、県や関係機関との連携体制を強化する。 また、災害時における関係機関との被災情報の 共有化を図るためのハード及びソフトの整備につ いて検討する。	町		

#### 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

2-6 医療施設及び関係者の絶対的不定・機災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺			
現在の取組	再掲	脆弱性評価	
<救急医療体制の充実> 圏域の救命率向上のため、八戸圏域連携中枢都市圏の連携事業として、八戸市立市民病院による「ドクターカー運行事業」及び、AED(自動体外式除細動器)の普及啓発のため、講習会の開催や講習用機器の貸出を行う「AED普及啓発事業」に取り組んでいる。		圏域の救急医療体制の充実を図るため、引き続き、 八戸圏域連携中枢都市圏の連携事業である「ドクター カー運行事業」及び「AED普及促進事業」に取り組 んでいく必要がある。	
<地域医療の確保> 圏域内の医療体制の充実を図るため、八戸圏域連携中枢都市圏の連携事業として、医師派遣事業(各町村の自治体病院を対象に、医師充足数の実態に応じて、八戸市立市民病院から医師を派遣)を実施し、圏域として医師不足対策に取り組んでいる。		圏域内の自治体病院に医師が不足していることから、引き続き、八戸圏域連携中枢都市圏の連携事業である医師派遣事業に圏域として取り組んでいく必要がある。	
<ハ戸市総合保健センターの運営及び利用促進> 圏域内の総合的な医療・健康対策の拠点の整備のため、八戸圏域連携中枢都市圏の連携事業として、八戸市が八戸市総合保健センターの整備した		圏域内の医療・健康対策の拠点として整備した、八 戸市総合保健センターについて、整備後の利活用を圏 域として検討する必要がある。	
〈お薬手帳の利用啓発〉 災害発生時に医療施設が被災し、患者情報の確認が 困難な場合でも、持病を抱える被災者が必要な投薬を 受けられるよう、「お薬手帳」の携行について普及啓 発を図っている。		持病を抱える被災者は、災害時にお薬手帳がないと 必要な投薬を受けられない可能性があることから、引 き続き、持病者に「お薬手帳」を作成・携行するよう 啓発する必要がある。	
<保健医療の連携体制> 災害発生時の保健医療活動を総合調整する県及び県型保健所(三戸地方保健所)と連携する必要があるため、県主催の災害時保健医療提供体制に係る会議や研修等に参加している		災害発生時の保健医療活動を総合調整する県と連携する必要があるが、二次医療圏に保健医療現地調整本部として設置される予定の県型保健所(三戸地方保健所)と市保健所の役割分担を明確に整理する等、各保健医療活動チーム等が適切に連携し、効率的に活動できる体制を整備する必要がある。	
< 応急手当等の普及啓発> 災害発生時に地域の相互扶助による応急手当等を普及啓発するため、個人については消防本部で、自主防災組織や職場などの団体については、管轄する消防署において救命講習を実施している。		相当な割合を占める軽傷者に対応するため、救命講 習受講者数を増やすとともに、医療機関と連携し応急 手当等を普及する必要がある。	
<医療機関における水源の確保> 県と連携し、医療機関における業務継続計画の策定 を進めるなど医療機関の体制の強化を図っている。		平時からの地下水活用など水源の多重化や、優先的 に水道を復旧させる等の協力体制を構築していく必要 がある。	

リスクシナリオ 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
0	圏域の救急医療体制の充実を図るため、引き続き、連携市町村との連携を図りながら、「ドクターカー運行事業」及び「AED普及促進事業」に取り組む。	町 連携市町 村 (全市町 村)	<ul><li>○ドクターカー要請時の応需率</li><li>100% (R2) →100% (R8)</li><li>○ A E D講習会の参加者数</li><li>78 人 (R元)→80 人 (R8)</li></ul>	0
0	圏域内の医療体制の充実を図るため、引き続き、関係市町村が連携して医師派遣事業に取り組む。	町連携市町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町町	○圏域内の派遣医師数 312 人(R2)→320 人(R8)	0
0	圏域内の医療・健康対策の拠点として整備した、八戸市総合保健センターについて、関係市町村と連携を図りながら圏域における利活用を検討する。	町 連携市町 村 (全市町 村) 関係団体	○医療・健康に関する施設利用の申請件数 155 件(毎年)	0
0	災害時においても、持病を抱える被災者が必要 な投薬をうけることができるよう、引き続き、持 病者に「お薬手帳」の作成・携行について普及啓 発を図る。	県 町 薬剤師会		
0	災害発生時の保健医療提供体制を確保するため、県や圏域で行われる会議や研修等へ積極的に参加するとともに、県型保健所(三戸地方保健所)との役割分担の明確化を行う等、県や関係機関との連携体制を強化する。	県町		
0	引き続き、応急手当等の普及啓発のため、消防本部及ぶ消防署が実施している救命講習への受講を促していくとともに、医療機関と協力し応急手当等普及に努める。	消防本部		
0	県と連携し、人工透析等の医療提供体制を確保 するため、医療機関の水源について、地下水活用 など水源の多重化について促していく。	県町		

# リスクシナリオ 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

2-0 医療肥政及び関係自分配外的不足・放火、又接が一下の極心による医療機能の体質				
現在の取組	再掲	脆弱性評価		
<広域搬送の体制の確保> 災害発生時に多数の傷病者が発生し、被災地域内での 治療が困難な状況に陥った場合に、傷病者を被災地域外 の医療施設への搬送を検討している		多数の負傷者が発生した際、診察及び処置を待つ患者、診察及び処置を終えた患者を、被災地内の適切な環境に収容又は被災地外に搬送する場所等を十分に確保する必要がある。		
【災害発生時における医療提供体制の構築】				
<避難所外避難者の把握等の対策> 避難所運営マニュアルに基づき、避難所外避難者を 把握し、避難所以外の場所で避難生活をする被災者も 含めた健康管理を行うこととしている。		車中等避難所以外への避難者についても、その把握 や支援が円滑に行えるよう、連携スキームの構築を推 進する必要がある。		

#### <長期間にわたる避難生活対策>

災害発生時における被災者の健康管理にむけた保健 指導や避難所の生活環境整備に関する助言・保健指導 を行っている。

また、災害ケースマネジメントの観点から被災者が 抱える生活上の様々な問題を把握するため、専門家に よる相談を通じて支援する態勢を検討している。

主に災害急性期~亜急性期において、感染症の流行 や静脈血栓閉栓症(いわゆるエコノミークラス症候 群)、ストレス性の疾患が多発しないよう支援が必要 である。また、復興の段階に進んだ後も、震災のトラ ウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係や絆の 崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康 を害することがないよう支援が必要である。そのため には、保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地 域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行 う体制を構築していく必要がある。

#### 【要配慮者への支援等】

#### <要配慮者等への支援>

災害発生時に要配慮者(要介護高齢者・障がい者・ 妊婦・乳幼児等)に対する支援を行うため、県では、 避難所等で福祉・介護の専門的な視点で支援活動を行 う災害福祉支援チーム (DWAT) の派遣体制を構築 している。

また、避難所等における要配慮者支援の重要性につ いて、市町村に対する研修や会議を通じ啓発してい

県に対し、適時適切にDWATの派遣を要請するた め、平時よりDWATに係る情報を収集している。

災害発生時には、適時適切にDWATへ派遣要請を することが求められることから、県が開催するDCA Tに係る研修や会議に参加するとともに、その体制構 築の取組に協力する必要がある。

#### <男女のニーズの違い等に配慮した支援>

男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制を構 築するため、南部町防災訓練において、男女のニーズ の違いに配慮した避難所開設訓練のシナリオを取り入 れている。

また、女性の視点を地域防災計画に反映させるた め、南部町防災会議に女性委員を登用している。

避難所等では、生活環境が変化し、性別により役割 分担がなされる傾向にあるなど、様々な不安や悩みを 抱えることが考えられることから、引き続き、男女の ニーズを的確に把握し、それぞれに配慮した支援を行 う必要がある。

リスクシナリオ 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
0	広域医療搬送を円滑に実施するため、引き続き、 広域医療搬送の体制を構築するとともに、広域医 療搬送を想定した訓練等を検討する。	県 町 医療セン ター		
0	引続き、車中泊や在宅避難者等、避難所以外の 被災者も含めた健康管理を行う。 また、「在宅・車中泊避難者等の支援の手引 き」等を参考としながら、避難所外避難者の把握 や支援体制について、随時見直しを行っていく。	県町		
0	災害規模に応じた災害発生時の中長期的なケアが円滑に行えるよう、関係部署および関係機関との連携を図る。 また、被災者への支援を迅速かつ適切に行うため、相談窓口の設置場所や相談業務の方法等について事前に協議し、関係団体との連携を強化する。	町		
0	県が開催するDWATに係る研修や会議に、引き続き参加するとともに、その体制構築の取組に協力する。	県町		
0	男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制 を構築するため、引き続き、男女のニーズの違い に配慮した避難所運営を実施する。 また、南部町防災訓練への女性の参加を促す。	町		

# 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

現在の取組	再掲	脆弱性評価
	13]%	川(TaI) Geらいに
く心のケア体制の確保> 心の健康づくりを推進するため、いのち支える自殺対策計画に基づき、うつスクリーニングや相談窓口の周知を行っている。		被災時は、平常時より強いストレスにさらされ、誰でも心身の反応や症状が現れることがあるため、災害時のストレスに対応する方法も含めた心の健康づくりを推進する必要がある。
被災による急性ストレス障害や心的外傷後ストレス 障害等の発症が心配される児童生徒等の心のケアを行 うため、県スクールカウンセラーの派遣等を行ってい る。		スクールカウンセラーの確保が課題となっていることから、災害発生時の迅速な対応や複数の学校への派遣など、児童生徒等の心のサポート体制を確保するため、計画的な拡充を進める必要がある。
<外国人観光客等に対する防災情報提供体制の強化>		
外国人を含む観光客等に対する防災情報提供のため、町ホームページを英語、中国語、韓国語、日本語の4言語に対応し、最新の防災情報を掲載するよう努めている。 また、外国人を含む観光客等に対する受入環境整備のため、町が管理する観光施設等においてWi-Fiサービスを提供している。	0	外国人を含む観光客等が被災した場合、どこに連絡ればよいかなどの受入・連絡体制が整備されていないとから、今後検討する必要がある。 Wi-Fiサービスについては、宿泊施設等におい利用環境が不十分な箇所が見受けられるため、取組を進する必要がある。
【動物救護対策】		
<動物救護対策> 地域防災計画において、避難所における家庭動物の飼育管理及び環境衛生の維持を図るため、県及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主に対し、一緒に避難した家庭動物の適正な飼養に関する助言・指導を行うとともに、必要な措置を講じることとしている。		避難所における家庭動物のための避難スペース等か必要である。家庭動物の飼養に関する正しい知識や家庭動物のしつけが十分でない場合、災害時の家庭動物との同行避難や避難所での適切な飼養が難しくなることがあるため、家庭動物の災害対策の意義や平時から行う対策、災害時の行動等について、普及啓発を図る必要がある。
【道路施設の防災対策】		
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	0	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。

リスクシナリオ 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
0	災害時のストレスへの対応を含めた心の病気、ストレスの対処方法相談窓口についての周知等を図る。 また、災害発生時には、災害派遣精神医療チーム(DPAT)との役割分担による心のケア活動が必要となることから、連携体制の整備を図る必要がある。	県町	○自殺死亡率(人口 10 万対) 47.0(R4)→22.0(R17)	
0	被災児童生徒等に対する心のサポートについて、災害発生時における迅速な対応が可能となるよう、引き続き、児童生徒等の心をケアする体制整備を図る。	県町		
0	外国人を含む観光客等が被災した場合の受入・連絡体制が整備されていないため、今後、関係課と協議・検討する。 Wi-Fiサービスについては、外国人を含む観光客等が安心して旅行できる受入環境の整備のため、民間事業者との連携を図りながら、引き続き、利用範囲の拡大を促進する。	町		
0	災害時における家庭動物の同行避難や平時の備え等について普及啓発を図るため、広報誌やホームページ等により周知するとともに、県及び公益社団法人青森県獣医師会と連携し、飼い主に対して家庭動物の適正な飼養に関する助言・指導を行う。 また、各避難所における家庭動物のための避難スペースの確保や、飼養に関して必要な物資等を備蓄する。	県町		
0	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の 広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活 用し、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震 化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国県町		

#### 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

2-0 医療肥政及び関係者の能対的不定・依欠、又援力一下の速能による医療機能の麻痺				
現在の取組	再掲	脆弱性評価		
<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	0	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。		
<町管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道 の安全性等を確保するため、定期的な点検診断等を促 進している。	0	整備後、相当の年数を経過している農道・林道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。		
<道路における障害物の除去> 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の 道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、 当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することと している。	0	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。		

リスクシナリオ 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
0	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保 するため、県と連携を図りながら、道路整備や危 険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化 と老朽化対策を実施する。	県町		
0	農道・林道については、必要な改良や老朽化対 策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検 診断等を実施する。	町		
0	迅速に交通を確保するため、道路管理者による 迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通 大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完 路となっている道路については、必要に応じて道 路管理者が国へ交通の確保のための支援を速やか に要請する。	国県町		

事前に備えるべき目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確 実に確保すること					
リスクシナリオ <b>2 - 7</b> 被災地における疾病・感染症等の大規模発生					
現在の取組	再掲	脆弱性評価			
【感染症対策】					
<避難所における良好な生活環境の確保> 避難所における衛生的で良好な生活環境を確保する ためには、水、食料、トイレ、暖房等が必要であるこ とから、避難所運営に必要な資機材の不足に備え、市 町村相互応援協定を締結しているほか、民間事業者等 との協定締結による流通備蓄を進めている。		避難所における衛生的で良好な生活環境を確保するため、水、食料、トイレ、暖房等の物資等について、公的備蓄を進めるとともに、スーパー、メーカー、リース会社等と協力・連携する体制を構築する必要がある。			
<感染症への意識向上及び対応策の整備> 災害発生時に感染症が発生した際、迅速な対応ができるよう、平時から対応を検討している。 また、感染症への意識向上のため、町民や関係者に対して広報等による普及啓発を実施している。		災害発生時における避難所等での感染症対策については、町民一人ひとりの感染症への意識向上が重要であることから、感染症予防の重要性について町民に普及啓発を図る必要がある。			
<予防接種の促進> 災害発生時における感染症の発生やまん延を防止するため、平時から予防接種の勧奨や普及啓発を行っている。		災害発生時に感染症の発生やまん延が起こる可能性 が高いことから、平時から予防接種の必要性について 普及啓発を図るとともに、未接種者に対する接種勧奨 を行う必要がある。			
【下水道施設の機能確保】					
<下水道施設の地震対策> 災害発生時においても公衆衛生を確保するために、 下水道施設のストックマネジメント計画に基づき、平 成 28 年度から機械・電気設備の更新に併せて建築 物・土木構造物の耐震補強を実施している。		供用開始が古い処理場は、機械・電気設備が耐用年数を大幅に超えるものもあり、交換部品が製造されていないなど今後の運転管理の不安や処理機能の低下のリスクを抱えている。 また、建築・土木構造物・管路施設の中には現行の耐震基準に対し耐震性能が不足しているものもあることから、下水道施設の耐震化を計画的に進めていく必要がある。			
<下水道施設の老朽化対策> 災害発生時においても公衆衛生を確保するために、 下水道施設のストックマネジメント※計画に基づき、 平成 28 年度から機械・電気設備の老朽化対策事業を 実施している。 管路施設については、平成 29 年度から、腐食のお それがある箇所及び直轄国道(45 号、104 号)内を 点検し、今後も5年に1回の頻度で点検することとし ている。		供用開始が古い処理場・ポンプ場は、機械・電気設備が耐用年数を大幅に超えるものもあり、交換部品が製造されていないなど今後の運転管理の不安や処理機能の低下のリスクを抱えている。 また、管路施設の中には耐用年数を超過しているものもあることから、下水道施設の老朽化対策を計画的に進めていく必要がある。			

リスクシナリオ 2-7 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

#### 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

被災地における疾病・感染症等の大規模発生を防ぐため、避難所における良好な生活環境の確保や平時からの予防接種促進及 び感染症対策への啓発、下水道施設等の耐震化・老朽化対策等を図る。

重点	が成力表への合発、下水道施設等の制震化・名行化対 対応方策	取組主体	重要業績評価指標(参考値)	連携
項目	(今後必要となる取組・施策)		*総合計画や関連計画における目標値を記載	項目
0	災害発生時において、避難所における衛生的で 良好な生活環境が確保できるよう、災害時の物資 の調達に関する協定の締結を推進するとともに、 受援体制を強化する。 また、県及び町の備蓄目標、役割分担等、これ らの県全体としての災害備蓄の在り方について検 討し、推進する。	県町		
0	国等で作成した「避難所における感染症対策マニュアル」等を参考に、災害発生時に関係機関が円滑に対応できるようにするため、県が実施する研修や訓練に参加するとともに、感染症対策について町民への普及啓発を図る。	県町		
0	予防接種の必要性について普及啓発を図るとと もに、未接種者の接種勧奨を行う。	県町		
0	災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、ストックマネジメント計画に基づく老朽化した下水 道施設の改築・更新を実施するとともに、耐震診 断の結果に基づく施設の耐震化を図る。 管路施設については、耐震化の要否を調査し耐 震化計画を策定する。	町	○南部町公共下水道ストックマネジメント計画 に基づく改築実施計画達成率 0%(R3)→100%(R7)	
0	災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、ストックマネジメント計画に基づく老朽化した下水 道施設の改築・更新を実施する。 管路施設については、今後も引き続き定期的に 点検を行い、点検結果を踏まえて改築・更新計画 を策定する。	町	○南部町公共下水道ストックマネジメント計画 に基づく改築実施計画達成率 0%(R3)→100%(R7)	

#### 2-7 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

2-7 被災地における疾病・感染症等の大規模発生			
現在の取組	再掲	脆弱性評価	
く農業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策> 農業集落排水施設の処理機能を維持するため、処理場設備とマンホールポンプについては、老朽化が進行している設備があるため部分的な改築を進めるほか、最適整備構想に基づき計画的に改築事業を進めていくこととしている。		農業集落排水施設全般の老朽化に伴う突発的トラブルにより、今後、汚水処理機能確保の困難が懸念されることから、早期の老朽化対策が必要である。	
<農業集落排水施設等の耐災害性の確保> 農業集落排水施設については、耐災害性の向上を図 るため、一部非常用電源装置等を設置している。 また、農業集落排水施設及び管路施設の機能診断及 び最適整備構想を平成 31 年度から策定予定である。		災害発生時においては、人・物等利用できる資源の 制限を考慮する必要があることから、毎年度参集人員 の想定や災害事例を研究し必要装備の確保を図る必要 がある。	
<下水道事業の業務継続計画の策定> 下水道施設が町民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持又は早期復旧することが必要不可欠であることから、業務継続計画を策定している。		災害発生時においては、人・物等利用できる資源の制限を考慮する必要があることから、毎年度参集人員の想定や災害事例を研究し、必要装備の確保を図るとともに、必要に応じて業務継続計画を見直す必要がある。	

リスクシナリオ 2-7 被災地における疾病・感染症等の大規模発生

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
0	災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、令和2度から老朽化した施設の機能診断を実施し、その後計画的に施設の改築・更新を行う。	町		
0	毎年のように各地で発生する災害を教訓に国等から示される対応策等を踏まえ、災害時の人的、物的資源を確保するとともに業務継続計画を見直す。	町		
0	毎年のように各地で発生する災害を教訓に国等 から示される対応策等を踏まえ、適宜、業務継続 計画を見直す。	町		

## リスクシナリオ

現在の取組	再掲	脆弱性評価
【住宅・病院・学校等の耐震化】		
く住宅・建築物の耐震化による地震対策> 自己居住用住宅の耐震改修工事費について、南部町住宅新築リフォーム支援事業補助金及び南部町木造住宅耐震改修補助金を交付し、住宅の耐震化の促進に取り組んでいる。	0	令和3年時点の住宅の耐震化率は59.4%であり、依然、耐震化が行われていない住宅があることから、耐震化を一層促進する必要がある。
< 老朽化した公営住宅の建替等による防災・減災対策 > 公営住宅の地震に対する安全性を向上させるため、公営住宅の老朽化対策に取り組んでいる。	0	令和6年3月末現在、公営住宅の耐震化率は71%となっているため、計画的かつ効率的に老朽化対策を推進する必要がある。
<病院施設の耐震化・老朽化対策> 災害発生時の医療機能確保のため、病院施設の耐震化を推進している。 なお、南部町医療センターは平成25年度に新築しているため、耐震基準を満たしており、定期点検や日常点検を行っている。	0	耐震基準を満たしていない病院があることから、病院施設が災害発生時に機能不全に陥らないよう、施設の耐震化を進める必要がある。 南部町医療センターについては、南部町医療センターインフラ長寿命化計画に基づき、適切な維持管理を行うことで長寿命化を図る必要がある。
<社会福祉施設等の耐震化> 災害発生時に避難することが困難な方が多く入所する施設等の安全・安心を確保するため、介護施設や障害福祉サービス事業所等、児童福祉施設等の社会福祉施設等の耐震化を推進している。	0	耐震化が図られていない社会福祉施設等があること から、耐震化を推進する必要がある。
<公立学校施設等の耐震化・老朽化対策> 災害発生時に避難所等としての役割を果たす公立学校施設及び公民館の地震に対する安全性を向上させるため、施設の耐震化・老朽化対策に取り組んでいる。	0	公立学校施設及び公民館の耐震化は完了しているが、経年劣化による損耗がある施設については、修繕する必要がある。
< 私立学校の耐震化> 幼児、生徒等の学習・生活の場である私立学校施設の安全確保の充実を図るため、国や県の補助制度を活用し、施設の耐震化を促進している。	0	耐震基準を満たしていない施設を有する私立学校が あることから、引き続き耐震化の取組を促す必要があ る。

リスクシナリオ 2-8 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

#### 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生を防ぐため、非常物資の備蓄、避難者の健康対策、要配慮者への支援及び保健医療の連携強化等を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
0	住宅の耐震化を一層促進するため、南部町住宅 新築リフォーム支援事業補助金等の普及啓発を行い、自己居住用住宅の耐震化への取組を推進する。 また、県と連携を図りながら、住民が耐震化に 関する相談や情報提供が受けられる体制を充実させるとともに、積極的な普及啓発を行い、住民の 防災意識の醸成につながる取組を推進する。	県町		
0	公営住宅の地震に対する安全性を一層向上させるため、引き続き、国の社会資本整備総合交付金等を活用し、計画的かつ効率的に公営住宅の老朽化対策を推進する。	町	○町営住宅の長寿命化計画による建替戸数 152 戸(R3〜R12) ※南部地区対象	
0	引き続き、県と連携し、国の医療提供体制施設整備交付金等の活用を図りながら、耐震化されていない病院の耐震改修等を促進する。 南部町医療センターは、計画的に適切な維持管理を行い、長寿命化を図る。	県 町 医療セン ター		
0	社会福祉施設等に係る耐震化率の向上を図るため、引き続き国・県の補助金等を活用し、耐震改修や改築の実施を促進する。	町 社会福祉 法人等		
0	公立学校施設については、児童・生徒等の安全 確保及び避難所等としての防災機能の強化を図る ため、国の交付金等を活用し、老朽化対策などを 実施する。 公民館については、利用者の安全確保及び避難 場所としての防災機能の強化を図るため、引き続 き、耐震化及び老朽化対策を実施する。	町	○公立学校施設の耐震化率 100%(完了済み) ○公民館の耐震化率 100%(完了済み) ○公共施設個別施設計画を策定 (R3.3 策定、R6.3 一部見直し)	
0	私立学校施設の耐震化率の向上を図るため、引き続き国や県の補助制度を活用し、施設の耐震化を促進する。	県 学校法人等		

現在の取組	再掲	脆弱性評価
【避難場所の指定・確保】		
<指定緊急避難場所及び指定避難所の指定> 災害発生時における住民等の緊急的な避難場所となる指定緊急避難場所と、住民・被災者等の滞在場所となる指定避難所の確保を図っている。		平成 30 年 4 月現在で 96 の指定避難所を指定しているが、大規模災害時における住民や観光客等の避難所を確保するため、引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指定を進める必要がある。
<福祉避難所の確保> 一般の避難所では避難生活に支障が生じる方への支援として、適切なケアを行う体制が整っている福祉避難所を確保を確保するため、令和6年3月末現在、16法人、33施設と協定を締結し、福祉避難所として指定している。 また、広域的な大規模災害に備えるため、連携中枢都市圏事業として、圏域市町村内の福祉避難所を相互利用できる体制を整備している。		災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児など 様々な属性の要配慮者の利用が想定されることから、 多分野にわたる社会福祉施設を福祉避難所として指定 する必要がある。 また、迅速かつ円滑に福祉避難所を開設することが 求められることから、関係マニュアルの作成・見直し を図る必要がある。
⟨防災公共の推進⟩ 災害発生時において、安全な避難場所と避難経路を確保するため、人命を守ることを最優先に「孤立地域をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視し、危険箇所等の防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフトー体となった、青森県独自の取組である「防災公共」を県と一体となって推進している。  地区毎の取組が掲載された「防災公共推進計画」を県とともに策定し、災害時に孤立するおそれのある地域や避難経路・避難場所を把握している。		災害発生時に住民が適切な避難場所と避難経路を認識し速やかな避難を確実に行うためには、避難経路・避難場所が有効に機能する必要があることから、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証する必要がある。
<福祉施設・学校施設等の安全対策> 災害危険箇所等に立地している福祉施設、学校等の 把握に努め、安全な避難場所や避難経路を定めた避難 計画の作成を促進している。 【支援物資等の供給体制の確保】	0	災害危険箇所等に立地している施設等について、安全な避難場所や避難経路を定めた避難計画の作成をより促進する必要がある。
(非常物資の備蓄)		
災害発生時に被災者の食料・飲料水を確保するため、庁舎敷地内の備蓄倉庫、主要避難施設等への備蓄を進めている。 また、町内の指定避難所へガソリン発電機・照明器具を配備している。 このほか、流通在庫備蓄による食料の調達や資機材等の確保のため、民間事業者と物資供給に関する災害時応援協定を締結している。	0	公的備蓄の整備を進めるため、備蓄する品目や数量、配備する期間等を定めた備蓄計画を策定し、計画的に備蓄を進めるとともに、民間事業者と食料調達に関する協定締結を推進する必要がある。また、大規模災害発生直後は避難者に十分な食料等が行き届かない可能性があることから、住民に対し、災害時に必要となる食料や生活必需品を3日分程度各家庭において備蓄するとともに、避難する際の非常持ち出し品を準備することについて、啓発を図る必要がある。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
-				<del> </del>
0	災害発生時における住民等の安全確保のため、 引き続き、指定避難所及び指定緊急避難場所の指 定を進める。	町		
0	災害発生時に円滑な福祉避難所の設置・運営が 行われるよう、引き続き、連携市町村と連携を図 りながら、福祉避難所となりうる社会福祉施設等 を運営する事業者等に参画を促すなど、圏域内の 施設福祉避難所の拡大に取り組む。 また、福祉避難所の所在について、広報紙やホ ームページ等により、住民への周知を図る。	町 連携市町 村 (全市町 村)	○圏域内の福祉避難所の指定数 181 施設(R5)→ 191 施設(R8)	0
0	「防災公共推進計画」を地域の実情に合ったより実践的な計画にするため、地域住民などが参加する避難訓練などにより、避難経路・避難場所が有効に機能するかを検証するとともに、必要に応じて計画の見直しを行う。	県町		
0	避難計画の作成を着実に進めるため、庁内関係 課や県と連携し、施設管理者の避難計画が具体的 に進むよう指導・助言する。	県 町 事業者		
0	引き続き、県と連携を図りながら、住民に対して食料を備蓄するよう啓発するとともに、食料調達に関する協定の締結を推進する。 また、住民の3日分の食料備蓄を基本としつつも、これを一層促進する取組や、住民の備蓄を補完する県及び町の備蓄目標、役割分担等、これからの県全体としての災害備蓄の在り方について検討し、推進する。	県町		

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<要配慮者(難病疾患等)への支援> 在宅で人工呼吸器等を使用している難病患者や小児慢性特定疾病患者等が、災害発生時も継続治療ができるようにするため、患者の把握に努めるとともに、患者・家族に対し、停電時における予備電源の確保や停電が長期にわたる場合の対応方法等を確認し、必要な助言を行っている。	0	災害発生で停電になった場合は生命に関わることから、停電時に備えて、引き続き、在宅で人工呼吸器等を使用している患者には停電後も継続して人工呼吸器等を使用できる環境の整備を図る必要がある。 また、透析患者については、透析治療が維持できるよう受入可能な医療機関に関する情報を提供する体制を構築しておく必要がある。
〈災害用医薬品等の確保〉 災害発生時に救護班が使用する医薬品等を確保するため、必要事項を地域防災計画で定めているほか、関係団体との役割分担を定めた協定を締結している。なお、医薬品や医療機器、医療用ガス等が不足する場合は、県が関係団体等と供給協定等を締結していることから、県へ供給要請を行うこととしている。	0	災害発生時に救護班が使用する医薬品等の確保に向けて、協定等が有効に機能するよう、引き続き、関係機関等と連携する必要がある。
〈避難所における水等の確保〉 災害発生時の避難所における飲料水を確保するため、避難所への非常用備蓄水の配備を推進している。 八戸圏域水道企業団において、応急給水体制を整え、応急給水資機材の整備を行うとともに、他の水道 事業体や関係機関との災害応援協定による運搬給水等での飲料水の確保に努めている。	0	災害発生による長期間の減断水が住民生活の環境悪化につながることから、応急給水体制の強化や非常用備蓄水の確保など、飲料水等の確保に向けた取組みを継続して進める必要がある。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
0	在宅で人工呼吸器等を使用している患者の名簿作成・更新に努めるとともに、患者・家族に対し、停電時における予備電源の確保や停電が長期にわたる場合の対応方法等の確認及び必要な助言を継続する。 透析患者については、受入可能な医療機関に関する情報を提供するための体制を構築するとともに、八戸市医師会など関係機関との連携強化を図る。	町		
0	災害発生時に救護班が使用する医薬品等を確保 するため、防災訓練の実施などにより、関係機関 等との連携体制を強化する。	町 医療セン ター		
0	引き続き、非常用備蓄水を購入していくほか、 倉庫に集中保管している非常用備蓄水について、 避難所へ再配備するための方法や配備数について 検討していく。 また、災害発生時における飲料水等を確保する ため、継続して他の水道事業者や関係機関との連 携を強めるとともに、湧き水、井戸水の確保に努 め、各家庭や事業所等での飲料水の備蓄や非常用 持ち出し袋の準備等を啓発することに加え、飲料 水等の備蓄に継続して取組む。	町 水道企業 団		

現在の取組	再掲	脆弱性評価
【災害発生時における医療提供体制の構築】		
<災害時医療の連携体制>		
災害発生時において、医療センターが適切な医療行為を確保するため、毎年開催している防災訓練へ参加している。 また、災害の発生により、医療機能が麻痺した場合に備えて、救護班の編成及び救護所の設置を地域防災計画で定めているほか、医師会と医療救護についての協定を締結している。	0	大規模災害が発生した際には、関係機関からの支援 及び派遣要請が予想されるが、町関係機関の救護の では人員が不足する場合があることから、引き続き、 公的医療機関や医師会と連携する必要がある。
<お薬手帳の利用啓発>		
災害発生時に医療施設が被災し、患者情報の確認が 困難な場合でも、持病を抱える被災者が必要な投薬を 受けられるよう、「お薬手帳」の携行について普及啓 発を図っている。	0	持病を抱える被災者は、災害時にお薬手帳がないと必要な投薬を受けられない可能性があることから、引き続き、持病者に「お薬手帳」を作成・携行するよう 啓発する必要がある。
<保健医療の連携体制>		
災害発生時の保健医療活動を総合調整する県及び県型保健所(三戸地方保健所)と連携する必要があるため、県主催の災害時保健医療提供体制に係る会議や研修等に参加している	0	災害発生時の保健医療活動を総合調整する県と連携する必要があるが、二次医療圏に保健医療現地調整本部として設置される予定の県型保健所(三戸地方保健所)と市保健所の役割分担を明確に整理する等、各保健医療活動チーム等が適切に連携し、効率的に活動できる体制を整備する必要がある。
<応急手当等の普及啓発>		
災害発生時に地域の相互扶助による応急手当等を普及啓発するため、個人については消防本部で、自主防災組織や職場などの団体については、管轄する消防署において救命講習を実施している。	0	相当な割合を占める軽傷者に対応するため、救命詞 習受講者数を増やすとともに、医療機関と連携し応急 手当等を普及する必要がある。
<医療機関における水源の確保>		
県と連携し、医療機関における業務継続計画の策定 を進めるなど医療機関の体制の強化を図っている。	0	平時からの地下水活用など水源の多重化や、優先的に水道を復旧させる等の協力体制を構築していく必要がある。
【避難者の健康対策】		
<避難所外避難者の把握等の対策>		
避難所運営マニュアルに基づき、避難所外避難者を 把握し、避難所以外の場所で避難生活をする被災者も 含めた健康管理を行うこととしている。	0	車中等避難所以外への避難者についても、その把握 や支援が円滑に行えるよう、連携スキームの構築を推 進する必要がある。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			
0	大規模災害発生時に適切な医療提供を行うため、町の災害対策関係機関と連携した防災訓練への参加及び関係機関や医師会との連携体制を強化する。	町 医療セン ター		
0	災害時においても、持病を抱える被災者が必要 な投薬をうけることができるよう、引き続き、持 病者に「お薬手帳」の作成・携行について普及啓 発を図る。	県 町 薬剤師会		
0	災害発生時の保健医療提供体制を確保するため、県や圏域で行われる会議や研修等へ積極的に参加するとともに、県型保健所(三戸地方保健所)との役割分担の明確化を行う等、県や関係機関との連携体制を強化する。	県町		
0	引き続き、応急手当等の普及啓発のため、消防本部及ぶ消防署が実施している救命講習への受講を促していくとともに、医療機関と協力し応急手当等普及に努める。	消防本部		
0	県と連携し、人工透析等の医療提供体制を確保 するため、医療機関の水源について、地下水活用 など水源の多重化について促していく。	県町		
0	引続き、車中泊や在宅避難者等、避難所以外の 被災者も含めた健康管理を行う。 また、「在宅・車中泊避難者等の支援の手引 き」等を参考としながら、避難所外避難者の把握 や支援体制について、随時見直しを行っていく。	県町		

現在の取組	再掲	脆弱性評価
	, , , , ,	MI I MATE COOK
⟨長期間にわたる避難生活対策⟩ 災害発生時における被災者の健康管理にむけた保健 指導や避難所の生活環境整備に関する助言・保健指導 を行っている。 また、災害ケースマネジメントの観点から被災者が 抱える生活上の様々な問題を把握するため、専門家に よる相談を通じて支援する態勢を検討している。	0	主に災害急性期〜亜急性期において、感染症の流行や静脈血栓閉栓症(いわゆるエコノミークラス症候群)、ストレス性の疾患が多発しないよう支援が必要である。また、復興の段階に進んだ後も、震災のトラウマ、喪失体験、将来への経済不安、人間関係や絆の崩壊が影響を及ぼすメンタルの問題から被災者が健康を害することがないよう支援が必要である。そのためには、保健所をはじめ、行政、医療関係者、NPO、地域住民等が連携して、中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築していく必要がある。
<避難所等における熱中症予防対策の強化>		
災害発生時の避難所における熱中症予防対策のため、必要な物資等の備蓄について検討している。 また、ほっとスルメールにより、熱中症特別警戒アラート及び熱中症警戒アラートの発表情報を配信している。	0	避難者等の熱中症を防止するため、夏季において開設された避難所等における熱中症予防対策を実施する必要がある。
【要配慮者への支援等】		
〈要配慮者等への支援〉 災害発生時に要配慮者(要介護高齢者・障がい者・ 妊婦・乳幼児等)に対する支援を行うため、県では、 避難所等で福祉・介護の専門的な視点で支援活動を行 う災害福祉支援チーム(DWAT)の派遣体制を構築 している。 また、避難所等における要配慮者支援の重要性について、市町村に対する研修や会議を通じ啓発している。 県に対し、適時適切にDWATの派遣を要請するため、平時よりDWATに係る情報を収集している。		災害発生時には、適時適切にDWATへ派遣要請をすることが求められることから、県が開催するDCATに係る研修や会議に参加するとともに、その体制構築の取組に協力する必要がある。
く男女のニーズの違い等に配慮した支援> 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制を構築するため、南部町防災訓練において、男女のニーズの違いに配慮した避難所開設訓練のシナリオを取り入れている。 また、女性の視点を地域防災計画に反映させるため、南部町防災会議に女性委員を登用している。	0	避難所等では、生活環境が変化し、性別により役割分担がなされる傾向にあるなど、様々な不安や悩みを抱えることが考えられることから、引き続き、男女のニーズを的確に把握し、それぞれに配慮した支援を行う必要がある。
<b>く心のケア体制の確保&gt;</b> 心の健康づくりを推進するため、いのち支える自殺対策計画に基づき、うつスクリーニングや相談窓口の周知を行っている。		被災時は、平常時より強いストレスにさらされ、誰でも心身の反応や症状が現れることがあるため、災害時のストレスに対応する方法も含めた心の健康づくりを推進する必要がある。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
0	災害規模に応じた災害発生時の中長期的なケアが円滑に行えるよう、関係部署および関係機関との連携を図る。 また、被災者への支援を迅速かつ適切に行うため、相談窓口の設置場所や相談業務の方法等について事前に協議し、関係団体との連携を強化する。	町		
0	災害発生時の避難所における熱中症予防対策の ため、必要な物資等の備蓄について検討してい く。 また、引き続き、ほっとスルメールによる熱 中症特別警戒アラート及び熱中症警戒アラートの 発表情報を配信し、熱中症予防対策を図ってい く。	町		
		T		
0	県が開催するDWATに係る研修や会議に、引き続き参加するとともに、その体制構築の取組に協力する。	県町		
0	男女共同参画の視点を取り入れた地域防災体制 を構築するため、引き続き、男女のニーズの違い に配慮した避難所運営を実施する。 また、南部町防災訓練への女性の参加を促す。	町		
0	災害時のストレスへの対応を含めた心の病気、ストレスの対処方法相談窓口についての周知等を図る。 また、災害発生時には、災害派遣精神医療チーム(DPAT)との役割分担による心のケア活動が必要となることから、連携体制の整備を図る必要がある。	県町	○自殺死亡率(人口 10 万対) 47.0(R4)→22.0(R17)	

現在の取組	再掲	脆弱性評価
<児童生徒の心のサポート>		
被災による急性ストレス障害や心的外傷後ストレス 障害等の発症が心配される児童生徒等の心のケアを行 うため、県スクールカウンセラーの派遣等を行ってい る。	0	スクールカウンセラーの確保が課題となっていることから、災害発生時の迅速な対応や複数の学校への派遣など、児童生徒等の心のサポート体制を確保するため、計画的な拡充を進める必要がある。

重点	対応方策	取組主体	重要業績評価指標(参考値)	連携
項目	(今後必要となる取組・施策)		*総合計画や関連計画における目標値を記載	項目
0	被災児童生徒等に対する心のサポートについて、災害発生時における迅速な対応が可能となるよう、引き続き、児童生徒等の心をケアする体制整備を図る。	県町		

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能・情報サービスを確保すること					
リスクシナリオ <b>3 – 1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下</b>					
現在の取組	再掲	脆弱性評価			
【災害対応庁舎等における機能の確保】					
< 公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策> 町有の公共建築物やインフラ施設の効果的・効率的な維持管理と長寿命化を図るため、南部町公共施設等総合管理計画に基づき、施設の更新、統廃合や長寿命化等の取組を進めている。	0	公共建築物やインフラ施設の老朽化が進んでいることから、長期的な視点をもって、更新、統廃合や長寿命化等を計画的に行う必要がある。			
< <b>代替庁舎の確保&gt;</b> 災害時においても必要不可欠な行政機能を確保する ため。南部支所、福地支所、南部町健康センターを代 替庁舎として位置付けている。		大規模災害により庁舎が使用不能となる不測の事態 を想定し、災害対策本部機能の移転訓練を行う必要が ある。			
<行政施設の非常用電源の整備>					
各庁舎及び各行政施設において、非常時に優先される業務の遂行のため、非常用電源設備等の整備により 電力の確保を図っている。		災害発生時に非常用電源が正常に作動するよう、各 施設管理者が適切な維持管理・更新を行う必要があ る。			
【行政情報連絡体制の強化】					
く県・市町村・防災関係機関における情報伝達> 災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の 通信ネットワークとして、県、町、防災関係機関の間 の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク(地上 系・衛星系)」を県が整備し、関係機関との情報通信 に活用している。 また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが 利用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有 する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築して いる。	0	県、町、防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟する必要がある。また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。			

#### 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下を防ぐため、行政庁舎や公共建築物・インフラ施設等の耐震化・ 老朽化対策、行政情報通信基盤の耐災害性の強化、行政機関の業務継続計画の策定・見直しを行うとともに、県内・県外との広 域連携体制の構築等を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
		I		1
0	公共建築物やインフラ施設の適切な維持管理と計画的な改修等を推進するため、個別施設計画の策定を進めるとともに、研修会を開催し、施設を管理する職員の意識醸成と知識習得を図る。 さらに、公共施設の効率的な維持管理や更新等に係る情報の共有と、課題の調整を図りながら、更新、統廃合及び長寿命化等の取組を全庁的に推進する。	町		
0	実践的訓練を実施し、災害対応力の強化向上を 図る。	町		
0	非常用電源設備の適切な維持管理・更新を行う ため、各施設管理者が定期的な点検等を行う。	町		
0	災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、 県、町、防災関係機関による情報伝達訓練を計画 的に実施する。	県町		

現在の取組	再掲	脆弱性評価
【行政情報通信基盤の耐災害性の強化】		
<行政情報通信基盤の耐災害性の強化>		
行政情報通信基盤の耐災害性を強化するため、全庁 L A N等の行政情報システム機器を設置しているサー バ室の非常用電源を整備している。		災害発生時の業務の継続の確保に向けて、情報シアム機器等の適切な維持管理等を実施する必要がある。
<行政情報の災害対策>		
災害発生等による行政データの毀損等を防止するため、遠隔地バックアップを含めた庁内情報システムの全体最適化の検討を進めるとともに、情報システムのクラウド導入を検討している。		庁内情報システムの最適化について検討の上、必要な対策を実施するとともに、情報システムのクラウ化の検討を行う必要がある。
【行政機関の業務継続計画の策定】		
<業務継続計画の策定>		
大規模な災害の発生及び感染症等による出勤困難者 が発生している状況により、町の機能が著しく低下す る中にあっても、適切な業務執行を行い、町民の命を 守るとともに、最低限の行政サービスを継続して町民 生活を維持する全庁的な体制を整えるため、南部町業 務継続計画を策定している。		大規模な災害の発生等した場合に、業務継続計画(基づき、速やかに対応できる体制を備える必要がある。
【災害対策本部機能の強化】	•	
く災害対策本部機能の強化>     大規模災害発生時において応急措置を円滑かつ的確に講ずるために設置する南部町災害対策本部について、県や防災関係機関等と連携・協力体制を構築している。     また、災害対策本部の効率的な運用を図るため、防災訓練時に運用訓練を実施している。	0	災害対策本部は、災害が発生した場合における初期時の迅速な情報収集・集約、意思決定、関係機関とは連絡調整など、応急対策に係る重要な役割を果たするとから、その体制や統制機能等について検証し、災勢対策本部機能の強化・充実を図る必要がある。
【受援・連携体制の構築】		
<広域連携体制の構築(県内)> 災害発生時に被災市町村が十分に被災者の救援等の 応急措置が実施できない場合に、円滑な応援活動を実 施するため、県内全市町村による「大規模災害発生時 の青森県市町村相互応援に関する協定」を締結してい る。		青森県においては、市町村相互応援協定に基づくれ 互応援を実施したことがないため、相互応援に関する 連絡・要請等の手順や手続き等を定期的に確認してい くとともに、県及び県内市町村との連携体制を強化していく必要がある。
〈広域連携体制の構築(県外)〉 災害発生時に被災市町村が十分に被災者の救援等の 応急措置が実施できない場合に、円滑な応援活動を実 施するため、八戸・久慈・二戸の三圏域による市町村 相互応援協定を締結している。 (八戸圏域:八戸市、三戸町・五戸町・田子町・南部 町・階上町・新郷村・おいらせ町)		近年は気候変動等の影響により、豪雨等による災害が広域化・激甚化する傾向にあることから、県境を表えた広域連携の体制を充実・強化する必要がある。

重点	対応方策	取組主体	重要業績評価指標(参考値)	連携
項目	(今後必要となる取組・施策)	J. 122	*総合計画や関連計画における目標値を記載	項目
	災害・事故等発生時の業務継続確保を図るた			
0	め、引き続き、情報システム機器等の適切な維持 管理等を実施する。	町		
	災害・事故等発生時の行政情報の保全を図るため、引き続き庁内情報システムの最適化について 検討の上、必要な対策を実施するとともに、情報 システムのクラウド化を検討する。	町		
0	毎年のように各地で発生する災害を教訓に国等から示される対応策等を踏まえ、適宜、業務継続計画を見直す。	町		
				1
0	災害対策本部機能の充実・強化を図るため、引き続き、定期的に訓練を実施し、本部の体制・配置等について検証の上、適宜見直しを行う。	町		
		•		•
0	県内 40 市町村に青森県を加えた 41 自治体で新たに締結した「災害時における青森県市町村相互応援に関する協定」に基づく迅速かつ円滑な相互応援を行うため、相互応援に関する連絡・要請等の手順や手続等が記載されている「青森県市町村相互応援協定運用マニュアル」を定期的に確認するとともに、県及び県内市町村との連携体制を強化する。	県町		
0	引き続き、「大規模災害時における八戸・久 慈・二戸の三圏域に係る市町村相互応援に関する 協定」に基づき、情報伝達訓練等を実施する。	町連携市町村(全市町村)		0

現在の取組	再掲	脆弱性評価
【防災訓練の推進】		
<総合防災訓練の実施> 大規模災害発生時の応急体制の充実を図るため、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関や地域住民参加のもと、防災訓練を実施している。	0	近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数 自然災害が同時又は連続して発生する複合災害も初 に入れ、応急体制の更なる充実に向け、訓練内容の 直し等を図る必要がある。
<図上訓練の実施> 災害対策本部の運営や防災関係機関との連携強化 等、各種防災システムの機器操作の習熟を図るため、 図上訓練を実施している。		職員のスキルの維持・向上を図るとともに、防災係機関との連携を図るため、継続的に訓練を実施で必要がある。

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能・情報サービスを確保すること リスクシナリオ 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
0	大規模災害発生時の応急体制の更なる充実と地域住民の防災意識の高揚に向けて、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関並びに地域住民の参加を得て、より実効性の高い防災訓練を実施する。	町 防災関係 機関		
0	災害発生時に迅速に災害対策本部を設置・運営 するとともに、防災関係機関と連携した適切な応 急対策が実施できるよう、引き続き、定期的に図 上訓練を実施する。	町 防災関係 機関		

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能・情報サービスを確保すること				
リスクシナリオ <b>3 - 2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発</b>				
現在の取組	再掲	脆弱性評価		
【災害に備えた道路交通環境の整備】	•			
〈災害発生時の交通整理体制の構築〉 災害発生時の信号機滅灯交差点における的確な交通 規制を行うため、対策必要箇所に対応させた災害交通 対策計画を策定して体制の確保を図っている。		災害発生時の信号機全面停止による重大事故を回避 するため、引き続き、社会情勢の変化等に応じて災害 交通対策計画を修正し、交通整理体制の構築を図る必 要がある。		
<信号機の非常用電源対策> 停電に対する信号機の電源確保のため、信号機電源付加装置の設置を推進している。		災害発生時における停電による信号機の停止が原因 で発生する重大事故を回避するため、引き続き、信号 機電源付加装置や太陽光電源装置の整備を進める必要 がある。		
<信号機の老朽化対策> 信号機の機能維持・確保を図るため、中・長期計画 を策定し、これに基づき機器更新等の老朽化対策を実 施している。		老朽化対策の未実施箇所が残っていることから、引き続き、計画的に解消を図っていく必要がある。		

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能・情報サービスを確保すること リスクシナリオ 3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

# 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

信号機の全面停止等による重大交通事故の多発を防ぐため、信号機の電源対策や交通整理人員の確保等を図る。

重点	対応方策	取組主体	重要業績評価指標(参考値)	連携
項目	(今後必要となる取組・施策)	4X/111 PT	*総合計画や関連計画における目標値を記載	項目
	災害発生時の的確な交通規制の確保に向けて、 必要に応じて災害交通対策計画を見直し、信号機 電源付加装置の整備や、可搬式発動発電機の整備 を図るとともに、協定に基づく民間警備員の派遣 等により交通整理人員を確保する。	県		
	信号機が停電により機能不全となった場合、重大な交通災害が発生するおそれがあることから、その機能を復活させるため、信号機電源付加装置の整備や、可搬式発動発電機の整備を図る。	県		
	災害発生時においても信号機の機能が適切に維持・確保されるよう、老朽化対策の一層の推進に向けて、既設信号機の必要性等を検証のうえ総量の適正化を図りながら、計画的に機器等の更新設備を実施する。	県		

# 事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能・情報サービスを確保すること

#### リスクシナリオ

## 3-3 防災・災害対応に必要な通信インフラ及び情報サービスの麻痺・機能停止

現在の取組	再掲	脆弱性評価
【情報通信基盤の耐災害性の強化】	•	
<電気通信事業者・放送事業者の災害対策> 電気通信事業者や放送事業者においては、災害発生 時の通信・放送機能を確保するため、施設・設備の耐 災害性の強化など各種の災害予防措置を講じている。		災害発生時において通信・放送機能が停止しないよ う、引き続き、災害予防措置を講じる必要がある。
〈県・市町村・防災関係機関における情報伝達〉 災害発生時に一般通信の輻輳に影響されない独自の 通信ネットワークとして、県、町、防災関係機関の間 の通信を行う「青森県防災情報ネットワーク(地上 系・衛星系)」を県が整備し、関係機関との情報通信 に活用している。 また、大規模災害発生時に防災情報ネットワークが 利用できない場合に備え、警察や電力事業者等が保有 する独自の通信網を活用した情報連絡体制を構築して いる。 〈総合防災訓練の実施〉	0	県、町、防災関係機関の間の通信を確保し、災害発生時の情報伝達を確実に実施するためには、設備の適切な保守管理と通信を行う職員等が防災情報ネットワークの操作等に習熟する必要がある。また、防災情報ネットワークが利用できない場合の非常手段として、警察や電力事業者等が保有する独自の通信網を活用した非常通信の体制強化を図る必要がある。
大規模災害発生時の応急体制の充実を図るため、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関や地域住民参加の もと、防災訓練を実施している。	0	近年の災害発生状況等を踏まえるとともに、複数の 自然災害が同時又は連続して発生する複合災害も視野 に入れ、応急体制の更なる充実に向け、訓練内容の見 直し等を図る必要がある。
【電力の供給停止対策】		
〈エネルギー供給事業者の災害対策〉 電力事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。また、大規模災害時に電力施設に被害が生じた場合に、迅速に復旧活動を実施できるよう、電力事業者と町で協定を締結し、災害時における復旧活動拠点を確保している。	0	停電及びガス供給停止は災害応急対策実施に支障を きたすことから、災害発生時にエネルギー供給機能が 停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じる必 要がある。
<行政施設の非常用電源の整備> 各庁舎及び各行政施設において、非常時に優先される業務の遂行のため、非常用電源設備等の整備により電力の確保を図っている。	0	災害発生時に非常用電源が正常に作動するよう、各 施設管理者が適切な維持管理・更新を行う必要があ る。

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能・情報サービスを確保すること リスクシナリオ 3-3 防災・災害対応に必要な通信インフラ及び情報サービスの麻痺・機能停止

# 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止を防ぐため、行政情報通信基盤の耐災害性の強化や非常用電源の整備等を図る。

また、住民等へ避難指示等を迅速・的確に伝達するため、市町村では防災無線、広報車、緊急速報メール等の多様な伝達手段の確保を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
	災害発生時における通信・放送機能の確保に向けて、地域防災計画に基づき通信網の多重化、予備電源の確保、防災資器材の整備など必要な災害予防措置が講じられるよう、電気通信事業者・放送事業者との連携を強化する。	町事業者		
0	災害発生時の防災情報システムの運用を万全にするため、定期的に保守管理を行うとともに、 県、町、防災関係機関による情報伝達訓練を計画 的に実施する。	県町		
0	大規模災害発生時の応急体制の更なる充実と地域住民の防災意識の高揚に向けて、地域特性に応じ発生可能性が高い複合災害も想定し、消防・警察・自衛隊等の防災関係機関並びに地域住民の参加を得て、より実効性の高い防災訓練を実施する。	町 防災関係 機関		
		1		
0	災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保 に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強 化を図るなど必要な災害予防措置が講じられるよ う、電気事業者との連携を強化する。	県 町 事業者		
0	非常用電源設備の適切な維持管理・更新を行う ため、各施設管理者が定期的な点検等を行う。	町		

リスクシナリオ <b>3 – 3 防災・災害対応に必要な通信インフラ及</b>	び情報!	サービスの麻痺・機能停止			
現在の取組	再掲	脆弱性評価			
【住民等への情報伝達の強化】					
<住民等への情報伝達手段の多様化>					
住民等へ避難情報等を迅速・的確に伝達するため、 全国瞬時警報システム(Jアラート)、災害情報共有 システム(Lアラート)、町防災行政用無線、ほっと スルメール、広報車、町ホームページ、町 SNS、緊急 速報メール等、多様な伝達手段の確保に努めている。	0	避難情報等を迅速・確実に住民等に伝達するため、耐災害性が高い防災行政用無線、屋内外を問わず受信できる緊急速報メール等の様々な伝達手段を組み合わせる必要がある。			

事前に備えるべき目標 3 必要不可欠な行政機能と情報通信機能・情報サービスを確保すること リスクシナリオ 3-3 防災・災害対応に必要な通信インフラ及び情報サービスの麻痺・機能停止

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
0	さらなる情報伝達手段の多重化・多様化に向けて、避難情報等を伝達する役割を担うマスメディア、通信事業者と平時からの連携強化に努める。また、災害時のLアラートの運用を確実にするため、県と連携して定期的に訓練等を実施する。	県町		

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥	らせない	いこと			
リスクシナリオ					
4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞					
現在の取組	再掲	脆弱性評価			
【企業における業務継続体制の強化】					
<企業の業務継続計画策定の促進>					
災害発生時における中小企業等の経済活動の停滞を 回避するため、ホームページで中小企業庁作成の「中 小企業BCP策定運用指針」等を紹介するなど、民間 事業者の業務継続計画策定に向けた普及啓発を行って いる。		災害時に経済活動が停滞することがないよう、中小企業等の業務継続計画の策定を促進しているが、業務継続計画を策定していない事業者に対し、商工関係団体等と連携し、業務継続計画の必要性について普及啓発していく必要がある。			
【農林水産物の移出・流通対策】	1				
<農林水産物の移出・流通対策>					
災害発生時においても、農産物の集荷・分荷体制を確保するため、市場施設の整備や、県内外の物流・販売関係者と信頼関係の構築を図っている。 また、農産物の集出荷体制を確保するため、早期に 経済活動が再開できるよう対策を講じている。		災害発生時に物流機能が寸断され、農産物の集荷・ 分荷ができなくなることを防ぐため、市場施設の整備 を進めるとともに、リスク分散の観点から、様々な物 流・販売関係者との信頼関係を日頃から構築しておく 必要がある。			
【物流機能の維持・確保】					
<災害発生時の物流機能の確保>					
災害発生時における救援物資の輸送等の物流機能確保のため、地域防災計画により関係団体との協力体制を定めている。		災害発生時の物流に関する手順等が定められておらず、災害発生時に物流が十分機能できない可能性があるため、物流を担う団体との災害発生時の協力体制を 強化する必要がある。			
【被災企業の金融支援】					
<被災企業への金融支援等>					
県特別保証融資制度の「経営安定化サポート資金災害枠」について、罹災中小企業者の負担を軽減し、早期再建を支援するため、制度内容等を紹介している。		罹災した企業が早期に事業を再開できるよう、県の 災害融資制度と連携を図る必要がある。 また、政府系金融機関等からの借入に必要となる被 災証明書を迅速に発行できる体制を整備する必要があ る。			
【道路施設の防災対策】	•				
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策>					
災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路と なる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化 や老朽化対策を推進している。	0	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。			
<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策>					
緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	0	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。			
<町管理農道・林道の機能保全・老朽化対策>					
災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道 の安全性等を確保するため、定期的な点検診断等を促 進している。	0	整備後、相当の年数を経過している農道・林道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。			

サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞を防ぐため、企業等における業務継続体制を強化するとともに、物流機能の維持・確保等を図る。

	唯体寺で囚る。			
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
0	商工関係団体等と連携し、業務継続計画の必要性について普及啓発を行う。 また、策定した業務継続計画に基づき、耐震化や電力確保対策等防災のための施設整備を行う場合に必要な資金の低利融資制度(BCP融資)についても併せて周知する。	県町		
	農産物の集出荷体制を確保するため、計画的に 市場施設の整備を進めるとともに、物流・販売関 係者との強固な信頼関係の構築を図る。	県町		
	災害発生時において協定に基づく物流機能の確保対策が円滑に実行されるよう、関係団体との連携を図りながら、課題を整理の上、手順の策定や訓練等を実施する。	県町		
	罹災した企業が早急に事業を再開できるよう、 県特別保証融資制度の「経営安定化サポート資金 災害枠」と連携するとともに、被災証明書発行に おける初動体制を整備する。	町		
0	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の 広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活 用し、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震 化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国県町		
0	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県町		
0	農道・林道については、必要な改良や老朽化対 策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検 診断等を実施する。	町		

# リスクシナリオ

### 4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞

現在の取組	再掲	脆弱性評価		
<道路における障害物の除去>				
道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の 道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、 当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することと している。	0	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。		

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと リスクシナリオ 4-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞

重点	対応方策		重要業績評価指標(参考値)	連携
項目	(今後必要となる取組・施策)	取組主体	*総合計画や関連計画における目標値を記載	項目
0	迅速に交通を確保するため、道路管理者による 迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通 大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完 路となっている道路については、必要に応じて道 路管理者が国へ交通の確保のための支援を速やか に要請する。	国県町		

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと					
リスクシナリオ					
4 – 2 社会経済活動、サプライチェーンの維持 	に必要が	はエネルギー供給の停止			
現在の取組	再掲	脆弱性評価			
【エネルギー供給体制の強化】					
<エネルギー供給事業者の災害対策>					
電力事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。また、大規模災害時に電力施設に被害が生じた場合に、迅速に復旧活動を実施できるよう、電力事業者と町で協定を締結し、災害時における復旧活動拠点を確保している。	0	停電及びガス供給停止は災害応急対策実施に支障を きたすことから、災害発生時にエネルギー供給機能が 停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じる必 要がある。			
<石油燃料供給の確保>					
県が青森県石油商業組合などの関係機関と締結している災害発生時の石油燃料の安定供給に関する協定に基づき、業務継続が求められる病院、避難所等重要施設、緊急車両について県との情報共有を行うとともに、毎年度、当該情報を更新している。	0	災害発生時においては青森県石油商業組合との協定 が有効に機能するよう、引き続き、供給先の情報更 新、連携体制の維持が必要である。			
【道路施設の防災対策】					
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策>					
災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路と なる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化 や老朽化対策を推進している。	0	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。			
<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策>					
緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	0	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。			
<町管理農道・林道の機能保全・老朽化対策>					
災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道 の安全性等を確保するため、定期的な点検診断等を促 進している。	0	整備後、相当の年数を経過している農道・林道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。			
<道路における障害物の除去>					
道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の 道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、 当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することと している。	0	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。			

社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止を防ぐため、エネルギー供給事業者の災害対策の強化 や石油燃料供給を確保するとともに、企業における業務継続体制の強化等を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
0	災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保 に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強 化を図るなど必要な災害予防措置が講じられるよ う、電気事業者との連携を強化する。	県 町 事業者		
0	災害発生時において、協定に基づき円滑に必要 な施設等に石油燃料が優先供給されるよう、引き 続き、供給対象・連絡体制に係る情報更新を行 う。	町		
0	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の 広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用し、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震 化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国県町		
0	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保 するため、県と連携を図りながら、道路整備や危 険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化 と老朽化対策を実施する。	県町		
0	農道・林道については、必要な改良や老朽化対 策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検 診断等を実施する。	町		
0	迅速に交通を確保するため、道路管理者による 迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通 大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完 路となっている道路については、必要に応じて道 路管理者が国へ交通の確保のための支援を速やか に要請する。	国県町		

リスクシナリオ <b>4 – 2 社会経済活動、サプライチェーンの維持</b>	に必要が	<b>なエネルギー供給の停止</b>
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【企業における業務継続体制の強化】		
<企業の業務継続計画策定の促進>		
災害発生時における中小企業等の経済活動の停滞を 回避するため、ホームページで中小企業庁作成の「中 小企業BCP策定運用指針」等を紹介するなど、民間 事業者の業務継続計画策定に向けた普及啓発を行って いる。		災害時に経済活動が停滞することがないよう、中企業等の業務継続計画の策定を促進しているが、業務継続計画を策定していない事業者に対し、商工関係に体等と連携し、業務継続計画の必要性について普及を発していく必要がある。

事前に備えるべき目標 4 経済活動を機能不全に陥らせないこと リスクシナリオ 4-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
0	商工関係団体等と連携し、業務継続計画の必要性について普及啓発を行う。 また、策定した業務継続計画に基づき、耐震化や電力確保対策等防災のための施設整備を行う場合に必要な資金の低利融資制度(BCP融資)についても併せて周知する。	県町		

現在の取組	再掲	脆弱性評価
【道路施設の防災対策】		
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路となる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化や老朽化対策を推進している。	0	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っり、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資な緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要があ
<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	0	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補 る道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所 っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要 る。
<町管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道 の安全性等を確保するため、定期的な点検診断等を促 進している。	0	整備後、相当の年数を経過している農道・林道: ることから、点検診断等を実施の上、計画的に老地対策等を実施する必要がある。
<道路における障害物の除去> 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の 道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、 当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することと している。	0	地震や津波、風水害等により道路における障害物 生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸 妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要 る。

基幹的交通ネットワークの機能停止を防ぐため、緊急輸送道路等の機能強化・老朽化対策や港湾・漁港施設の防災対策の強化を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
7,0				7.0
0	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の 広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活 用し、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震 化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国県町		
0	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保 するため、県と連携を図りながら、道路整備や危 険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化 と老朽化対策を実施する。	県町		
0	農道・林道については、必要な改良や老朽化対 策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検 診断等を実施する。	町		
0	迅速に交通を確保するため、道路管理者による 迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通 大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完 路となっている道路については、必要に応じて道 路管理者が国へ交通の確保のための支援を速やか に要請する。	国県町		

事前に備えるべき目標         4 経済活動を機能不全に陥り           リスクシナリオ	らせない	いこと
4 – 5 食料等の安定供給の停滞		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【被災農林漁業者の金融支援】		
<被災農林漁業者への金融支援>		
災害により被害を受けた農業者の事業再開のため、 利用可能な農業制度資金に関する情報を提供してい る。		被災農業者が速やかに事業再開できるよう、適切な 融資制度の選択に係る情報提供や融資手続の迅速化を 図る必要がある。
【食料流通機能の維持・確保】	ı	
<卸売市場の防災・減災対策>		
生鮮食料品等の取引の適正化及び流通の円滑化を図るため、市場関係者に対する助言・指導を行っている。		災害発生後においても、速やかに市場が開設されるよう、平時から、他市場や市場関係者と連携し、市場再開に向けた体制を構築する必要がある。
【食料生産体制の強化】		
<食料生産体制の強化>		
県では、農林水産業が持続的に発展する社会の実現 に向けて取り組む「青森新時代「農林水産力」強化パッケージ」を展開しており、その一環として、「安全・安心な農畜産物」の生産を推進している。	0	町では米・野菜・果実・畜産物をバランスよく産品しているが、災害発生時においても農畜産物が安定に給できるよう、平時から、生産基盤や生産体制の強何を図る必要がある。
<農作物生産に必要な施設・機械等の整備対策> 産地力の強化のための農業用施設の整備や省力化を 目的とした農業用機械の導入等を実施する必要がある 農業者へ支援を実施している。	0	速やかに農作物の供給の復旧を図るためには、平日から生産基盤の強化が必要であることから、農業用が設め整備や農業用機械の導入等を実施する必要があ
<多様化する消費者ニーズへの対応や農産物・水産物		る。
のブランド化の推進>		
多様化する消費者ニーズへの対応や農産物のブランド化の推進など、付加価値の高い農業生産を促進している。		消費者等のニーズが多様化していること等を踏まえ、これに対応した安全・安心な農林水産物や加工1品を安定して供給するため、ニーズに即した加工食品の生産拡大をさらに推進する必要がある。
<流域治水対策(農業水利施設の整備)>		
集中豪雨等による農村地域の湛水被害の未然防止と 被害の最小化を図るため、排水機場や農業用排水路の 整備・改修等を実施している。	0	自然的・社会的条件変化により脆弱化した排水機り や農業用排水路等があることから、近年の頻発化・注 甚化している豪雨災害等を踏まえ、必要な整備及びで 修等を推進していく必要がある。

食料等の安定供給の停滞を防ぐため、自給食料の確保に向けて、平時から食料品の生産・供給体制の強化等を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
	被災農業者の速やかな事業再開に向けて、平時より融資制度の周知を図るとともに、手続が速やかに行われるよう、関係機関との連携を強化する。	県町		
		1 1		I
	災害発生時等においても業務を確実に継続でき る体制を検討するとともに、被災者等への食品の 確保・提供のための機能の充実を図る。	県町		
0	農林水産業の成長産業化に向けて、引き続き県が主導する「青森新時代「農林水産力」強化パッケージ」を推進する。 農業・畜産業については、生産体制の強化に向けて、生産基盤の強化等の必要な対策を実施する。	県町		
0	速やかに農作物の供給の復旧を図るため、農業 用施設の整備や農業用機械の導入等、農業者への 支援を引き続き実施し、営農基盤の強化を図る。	県町		
0	有機栽培や特別栽培など、消費者ニーズに対応 した農業生産の普及を促進する。 また、新たな作物の研究及び農産物のブランド 化を推進する。 県等と連携を図りながら、排水機場や農業用排 水路等について、湛水被害の未然防止を図るた め、整備・改修等を実施する。	県町県町		

IJ	スク	シナ	- I J	オ
_	/\/		_	-

#### 4-5 食料等の安定供給の停滞

4-5 食料寺の安定供給の停滞		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<農業の担い手育成・確保>		
町の食料の安定供給を図るため、認定農業者への情報提供や研修会等を行っている。 また、新規就農者及び農業後継者を支援するため各種事業を実施している。		町の安全・安心な農産物を安定的に供給するために は後継者や新規就農者の確保が必要であるが、現状で は減少傾向にあることから、後継者の育成及び新規就 農者の掘り起こしの必要がある。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
0	町の農業を維持・発展させ、農産物を安定して 供給するため、後継者の育成や新規就農者の掘り 起こし等、労働力確保に向けた取組を実施する。	国町	○認定農業者数 188人 (H28) ⇒ 310人 (H39)	XU.

リスクシナリオ <b>5 – 1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止</b>				
現在の取組	再掲	脆弱性評価		
【エネルギー供給体制の強化】		L		
<エネルギー供給事業者の災害対策>				
電力事業者においては、災害によるエネルギー供給施設の被害を未然に防止するため、施設の耐震性強化など各種の災害予防措置等を講じている。 また、大規模災害時に電力施設に被害が生じた場合に、迅速に復旧活動を実施できるよう、電力事業者と町で協定を締結し、災害時における復旧活動拠点を確保している。	0	停電及びガス供給停止は災害応急対策実施に支障をきたすことから、災害発生時にエネルギー供給機能が停止しないよう、引き続き、災害予防措置を講じる必要がある。		
<石油燃料供給の確保>				
県が青森県石油商業組合などの関係機関と締結している災害発生時の石油燃料の安定供給に関する協定に基づき、業務継続が求められる病院、避難所等重要施設、緊急車両について県との情報共有を行うとともに、毎年度、当該情報を更新している。	0	災害発生時においては青森県石油商業組合との協定が有効に機能するよう、引き続き、供給先の情報更新、連携体制の維持が必要である。		
<避難所等への燃料等供給の確保>				
発生時に液化石油ガス等を調達するため、県では一般社団法人青森県エルピーガス協会との間で「災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定」を締結しているが、当町としては協定を締結していない。	0	災害発生時における避難所等への応急対策用燃料 (液化石油ガス)等を確保するため、一般社団法人 森県エルピーガス協会との協定締結を進めることが必 要である。		
【再生可能エネルギーの導入促進】	•			
<b>&lt;再生可能エネルギーの導入&gt;</b> 太陽光エネルギーや風力など、再生可能エネルギー の導入を推進している。		災害発生時等において必要なエネルギーが自給できるよう、再生可能エネルギーの積極的な導入を推進する必要がある。		
【企業における業務継続体制の強化】	1			
<企業の業務継続計画策定の促進> 災害発生時における中小企業等の経済活動の停滞を 回避するため、ホームページで中小企業庁作成の「中 小企業BCP策定運用指針」等を紹介するなど、民間 事業者の業務継続計画策定に向けた普及啓発を行って いる。		災害時に経済活動が停滞することがないよう、中心企業等の業務継続計画の策定を促進しているが、業務継続計画を策定していない事業者に対し、商工関係医体等と連携し、業務継続計画の必要性について普及民発していく必要がある。		
【道路施設の防災対策】	<u> </u>	I.		
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策> 災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路と なる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化 や老朽化対策を推進している。	0	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残ってもり、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。		

電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止を防ぐため、エネルギー供給事業者の災害対策を推進するとともに、再生可能エネルギーの導入促進等を図る。

重点			重要業績評価指標(参考値)	連携
項目	対心力泉 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	*総合計画や関連計画における目標値を記載	項目
グロ				<u>%</u> L
0	災害発生時におけるエネルギー供給機能の確保 に向けて、地域防災計画に基づき施設の耐震性強 化を図るなど必要な災害予防措置が講じられるよ う、電気事業者との連携を強化する。	県町事業者		
0	災害発生時において、協定に基づき円滑に必要な施設等に石油燃料が優先供給されるよう、引き 続き、供給対象・連絡体制に係る情報更新を行 う。	町		
0	災害発生時に避難所等への応急対策用燃料(液化石油ガス)等を確保するため、一般社団法人青森県エルピーガス協会との協定締結を進める。 また、青森県石油商業組合との協定の締結を検討する。	町		
0	災害の発生による電源喪失時にも活用が見込まれる再生可能エネルギーについて、引き続き、積極的な導入を推進する。	町町民 事業者		
		1		
0	商工関係団体等と連携し、業務継続計画の必要性について普及啓発を行う。 また、策定した業務継続計画に基づき、耐震化や電力確保対策等防災のための施設整備を行う場合に必要な資金の低利融資制度(BCP融資)についても併せて周知する。	県町		
0	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の 広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用し、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震 化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国県町		

# リスクシナリオ

### 5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

5 - 1 電気・石油・ガス等のエネルキー供給機能の長期停止 				
現在の取組	再掲	脆弱性評価		
<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策> 緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	0	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所が残っているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。		
<町管理農道・林道の機能保全・老朽化対策> 災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道の安全性等を確保するため、定期的な点検診断等を促進している。	0	整備後、相当の年数を経過している農道・林道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽化対策等を実施する必要がある。		
<道路における障害物の除去> 道路の障害物の除去は、原則として当該道路の管理者が行い、交通の確保を行っている。 また、重要物流道路及び代替・補完路は国が災害時の 道路啓開・災害復旧を代行することが可能であるため、 当該道路管理者が必要に応じて支援を要請することと している。	0	地震や津波、風水害等により道路における障害物が発生した場合、救助・救援に係る人員や物資などの輸送を妨げる恐れがあるため、迅速な交通の確保が必要である。		

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること リスクシナリオ 5-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

重点	対応方策	取組主体	重要業績評価指標(参考値)	連携
項目	(今後必要となる取組・施策)	4X/\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	*総合計画や関連計画における目標値を記載	項目
0	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保 するため、県と連携を図りながら、道路整備や危 険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化 と老朽化対策を実施する。	県町		
0	農道・林道については、必要な改良や老朽化対 策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検 診断等を実施する。	町		
0	迅速に交通を確保するため、道路管理者による 迅速な道路の障害物の除去を行うほか、国土交通 大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完 路となっている道路については、必要に応じて道 路管理者が国へ交通の確保のための支援を速やか に要請する。	国県町		

リスクシナリオ <b>5 – 2 上水道等の長期間にわたる機能停止</b>		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【水道施設の防災対策】		
<水道施設の耐震化・老朽化対策>		
災害時の給水機能を確保するため、水道施設や管路 の耐震化及び老朽化対策を計画的に進めている。		人口減少を踏まえた計画の策定や、アセットマネメント(資産管理)を活用し、施策を推進する必要ある。
	0	
<水道施設の応急対策>		
災害発生時に水道施設及び管路に被害が発生した場合、速やかに給水が可能となるように、水道事業者においては応急復旧のための体制を整えるとともに、応急復旧資材を備蓄している。		災害により水道施設及び管路に被害が発生した場合、速やかに給水を再開するため、継続して、応急 旧資機材の整備を図る必要がある。
<水道事業者の業務継続計画の策定>		
災害時における水道の安定供給を継続するため、事業継続計画(BCP)を策定し、毎年度見直しを行っている。		人事異動等による職員への周知徹底を図る必要だることから、事業継続計画(BCP)に係る職員及関係団体への研修や、定期的な訓練を実施する必要

上水道等の長期間にわたる機能停止を防ぐため、水道施設等の耐震化・老朽化対策や、業務継続計画の策定など早期復旧のための体制の整備を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
0	災害時の給水機能の確保に向けて、基幹管路や 水道施設の耐震化を進め、水道事業の広域化や広 域連携による経営の効率化等を推進する。	水道企業団	<ul> <li>○浄水施設の耐震化率</li> <li>42.1% (H28) →42.1% (H40)</li> <li>○ポンプ所の耐震化率</li> <li>91.0% (H28) →99.3% (H40)</li> <li>○配水池の耐震化率</li> <li>33.8% (H28) →52.8% (H40)</li> <li>○管路の耐震管率</li> <li>41.4% (H28) →51.0% (H40)</li> <li>○基幹管路の耐震管率</li> <li>70.9% (H28) →76.0% (H40)</li> <li>●重要給水施設配水管路の耐震管率</li> <li>54.0% (H28) →69.7% (H40)</li> </ul>	
0	災害により水道施設及び管路に被害が発生して も速やかに給水を再開するため、引き続き、必要 に応じ、応急復旧体制の見直し及び応急復旧資機 材の更新を図る。	水道企業団		
0	事業継続計画(BCP)の周知徹底を図るため、職員及び関係団体への研修を実施する。また、計画の実効性を高めるため、定期的な訓練を実施し、訓練の反省をもとに計画の見直しをする。	水道企業団	○事業継続計画(BCP)の策定 策定済(現状)→随時見直し	

る。

事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライン	ン等を研	<b>催保するとともに、これらの早期復旧を図ること</b>		
リスクシナリオ				
5-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止				
現在の取組	再掲	脆弱性評価		
【下水道施設の機能確保】				
<農業集落排水施設等の耐震化・老朽化対策>				
農業集落排水施設の処理機能を維持するため、処理 場設備とマンホールポンプについては、老朽化が進行 している設備があるため部分的な改築を進めるほか、 最適整備構想に基づき計画的に改築事業を進めていく こととしている。	0	農業集落排水施設全般の老朽化に伴う突発的トラブルにより、今後、汚水処理機能確保の困難が懸念されることから、早期の老朽化対策が必要である。		
<下水道事業の業務継続計画の策定>				
下水道施設が町民生活にとって重要なライフライン の一つであり、災害時にもその機能を維持又は早期復 旧することが必要不可欠であることから、業務継続計 画を策定している。	0	災害発生時においては、人・物等利用できる資源 の制限を考慮する必要があることから、毎年度参集 人員の想定や災害事例を研究し、必要装備の確保を 図るとともに、必要に応じて業務継続計画を見直す 必要がある。		
<農業集落排水施設等の耐災害性の確保>				
農業集落排水施設については、耐災害性の向上を図るため、一部非常用電源装置等を設置している。 また、農業集落排水施設及び管路施設の機能診断及び最適整備構想を平成31年度から策定予定である。	0	災害発生時においては、人・物等利用できる資源 の制限を考慮する必要があることから、毎年度参集 人員の想定や災害事例を研究し必要装備の確保を図 る必要がある。		
<避難所等におけるトイレ機能の確保>				
災害発生時の避難所等における衛生環境の維持のため、仮設トイレ等の確保に係る検討を進めている。また、同じく避難所等における衛生環境の維持のため、トイレカーの導入を検討している。		現在、災害発生時は避難所等に設置されている既設のトイレの活用が中心となっていることから、汚水処理施設等の機能が停止した場合においても、避難所等の衛生環境を維持できるよう、仮設トイレ、簡易トイレ、携帯トイレ等の必要数量、及び調達方法をあらかじめ定めておく必要がある。		
<下水道施設の地震対策>				
災害発生時においても公衆衛生を確保するために、 下水道施設のストックマネジメント計画に基づき、平 成 28 年度から機械・電気設備の更新に併せて建築物・ 土木構造物の耐震補強を実施している。	0	供用開始が古い処理場は、機械・電気設備が耐用 年数を大幅に超えるものもあり、交換部品が製造されていないなど今後の運転管理の不安や処理機能の 低下のリスクを抱えている。 また、建築・土木構造物・管路施設の中には現行 の耐震基準に対し耐震性能が不足しているものもあ ることから、下水道施設の耐震化を計画的に進めて いく必要がある。		
<下水道施設の老朽化対策>				
災害発生時においても公衆衛生を確保するために、下水道施設のストックマネジメント※計画に基づき、平成 28 年度から機械・電気設備の老朽化対策事業を実施している。 管路施設については、平成 29 年度から、腐食のおそれがある箇所及び直轄国道(45 号、104 号)内を点検し、今後も5年に1回の頻度で点検することとしてい	0	供用開始が古い処理場・ポンプ場は、機械・電気設備が耐用年数を大幅に超えるものもあり、交換部品が製造されていないなど今後の運転管理の不安や処理機能の低下のリスクを抱えている。また、管路施設の中には耐用年数を超過しているものもあることから、下水道施設の老朽化対策を計画的に進めていく必要がある。		

汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止を防ぐため、下水道施設等の耐震化・老朽化対策や早期復旧のための体制を整備するとともに、避難所等におけるトイレ機能の確保等を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
0	災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、令和2度から老朽化した施設の機能診断を実施し、その後計画的に施設の改築・更新を行う。	町		
0	毎年のように各地で発生する災害を教訓に国等 から示される対応策等を踏まえ、適宜、業務継続 計画を見直す。	町		
0	毎年のように各地で発生する災害を教訓に国等から示される対応策等を踏まえ、災害時の人的、物的資源を確保するとともに業務継続計画を見直す。	町		
	災害発生時における仮設トイレ、簡易トイレ、 携帯トイレの調達について、県と連携を図りなが ら民間事業者との協力体制を構築するとともに、 各避難所におけるトイレ確保について具体的な数 量等を検討する。 また、トイレカーの導入や家庭における簡易ト イレ、携帯トイレの備蓄について普及啓発を図 る。	県町		
0	災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、ストックマネジメント計画に基づく老朽化した下水 道施設の改築・更新を実施するとともに、耐震診 断の結果に基づく施設の耐震化を図る。 管路施設については、耐震化の要否を調査し耐 震化計画を策定する。	町	○南部町公共下水道ストックマネジメント計画 に基づく改築実施計画達成率 0%(R3)→100%(R7)	
0	災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、ストックマネジメント計画に基づく老朽化した下水 道施設の改築・更新を実施する。 管路施設については、今後も引き続き定期的に 点検を行い、点検結果を踏まえて改築・更新計画 を策定する。	町	○南部町公共下水道ストックマネジメント計画 に基づく改築実施計画達成率 0%(R3)→100%(R7)	

5-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 現在の取組	E 再掲	脆弱性評価
【合併処理浄化槽への転換の促進】		
<b>&lt;合併処理浄化槽への転換の促進&gt;</b> 老朽化した単独処理浄化槽や汲取式便槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進するため、公共下水道、農業集落排水、団地排水の事業計画区域外の住宅を対象に、費用の一部を助成する合併処理浄化槽補助金制度を設け設置者の負担軽減を図るとともに、広報、町ホームページ、町内会等の回覧により当該制度の周知に努めている。		依然として多くの老朽化した単独処理浄化槽や汲取式便槽が残っていることから、災害発生時に備え、引き続き、単独処理浄化槽や汲取式便槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要かある。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
	老朽化した単独処理浄化槽や汲取式便槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進するため、引き続き、国の循環型社会形成交付金及び青森県浄化槽整備費補助金を活用するとともに、合併処理浄化槽補助金制度の対象者に対し、転換の必要性について周知を図る。また、浄化槽整備区域内の防災拠点となる公共施設や避難所において、災害時に自立的な用水の確保を行いつつ、合併処理浄化槽への転換を進め、災害対応力の向上を図る。	県町	○合併処理浄化槽の普及率 ※13.3%【H26】→20.3%【R7】 →22.4%【R17】 ※浄化槽普及人口の総人口に対する割合	

	ン等を	確保するとともに、これらの早期復旧を図ること	
リスクシナリオ <b>5 – 4 鉄道・幹線道路等の基幹インフラや地域交通ネットワークが分断する事態</b>			
現在の取組	再掲	脆弱性評価	
【道路施設の防災対策】			
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策>			
災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路と なる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化 や老朽化対策を推進している。	0	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っており、災害発生時の救助・救援に係る人員や物資などの緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。	
<緊急輸送道路以外の道路の機能強化・老朽化対策>			
緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する緊急輸送道路以外の道路の安全性等を確保するため、機能強化や老朽化対策を推進している。	0	緊急輸送道路が損壊した場合に備え、これを補完する道路について、依然多くの脆弱性を有する箇所があっているため、機能強化や老朽化対策を行う必要がある。	
<町管理農道・林道の機能保全・老朽化対策>			
災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道 の安全性等を確保するため、定期的な点検診断等を促 進している。	0	整備後、相当の年数を経過している農道・林道もあることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽付対策等を実施する必要がある。	
【公共交通・広域交通の機能確保】	•		
<災害時における公共交通の安定供給の確保>			
災害発生時等の公共交通の安定供給の確保のため、 バス等交通事業者、警察、国、県などの関係機関との 連携による交通対策を図っている。		災害発生時等の公共交通の安定供給の確保のため、 引き続き、バス等交通事業者、警察、国、県などの関係機関との連携を行う必要がある。	
<地域公共交通の確保>			
地域公共交通の維持・活性化を図るため、八戸圏域 連携中枢都市圏の連携事業として、八戸圏域地域公共 交通計画に基づき、路線バス上限運賃政策や圏域の一 体的な公共交通マネジメントの展開など、各種施策 (優先的に実施する施策)を実施している。		東日本大震災では、自動車の流出、道路・鉄道の 災など地域の交通基盤が大きな被害を受ける中、避難 所への移動や避難所生活での通院、入浴施設への移動など被災者の生活を支える上で交通サービスの確保が 必要となったことから、平時から地域公共交通を守り、維持していく必要がある。 また、広域的な地域公共交通は、単独の市町村では 解決が難しいことから、引き続き、圏域市町村が連続して取り組んでいく必要がある。	
<広域交通の確保(鉄道・フェリー)>			
災害発生時等に地域公共交通網が分断された場合の 広域交通の確保のため、各鉄道事業者と情報共有を図 っている。		災害発生時等に地域公共交通網が分断された場合 に、円滑に広域交通が確保されるよう、引き続き、名 鉄道事業と情報共有を図る必要がある。	
【代替交通手段の確保】			
<代替交通手段の確保>			
災害発生時等に地域公共交通網が分断された場合の 広域交通の確保のため、各鉄道事業者と情報共有を図 っている。	0	災害発生時等に地域公共交通網が分断された場合 に、円滑に広域交通が確保されるよう、引き続き、名 鉄道事業と情報共有を図る必要がある。	

鉄道・幹線道路等の基幹インフラや地域交通ネットワークが分断する事態を防ぐため、鉄道の運行確保やバス路線等の維持を 図るとともに、鉄道・道路施設の防災対策や高規格幹線道路等の整備を推進する。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
0	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の 広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活用し、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震 化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国県町		
0	緊急輸送道路を補完する道路の安全性等を確保するため、県と連携を図りながら、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	県町		
0	農道・林道については、必要な改良や老朽化対 策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検 診断等を実施する。	町		
	災害発生時に円滑に地域公共交通が確保される よう、引き続き、バス等交通事業者、警察、国、 県などの関係機関との連携による交通対策を図 る。	町		
	大規模災害に備え、被災者の生活を支える地域 公共交通を守り、維持していくため、引き続き、 連携町村との連携を図りながら、八戸圏域地域公 共交通計画に基づき、路線バス上限運賃政策や圏 域の一体的な公共交通マネジメントの展開など、 各種施策を実施する。	町 連携市町 村 (全市町 村)		0
	災害発生時等に地域公共交通網が分断された場合に円滑に広域交通が確保されるよう、引き続き、各鉄道事業者と一層の情報共有を図る。	県町		
0	災害発生時等に地域公共交通網が分断された場合に円滑に広域交通が確保されるよう、引き続き、各鉄道事業者と一層の情報共有を図る。	県町		

<ul><li>事前に備えるべき目標 5 必要最低限のライフライ</li><li>リスクシナリオ</li><li>5 - 5 防災インフラの長期間にわたる機能不全</li></ul>		確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【防災インフラの耐震化・老朽化対策】		
<病院施設の耐震化・老朽化対策>		
災害発生時の医療機能確保のため、病院施設の耐震化を推進している。 なお、南部町医療センターは平成25年度に新築しているため、耐震基準を満たしており、定期点検や日常点検を行っている。	0	耐震基準を満たしていない病院があることから、 院施設が災害発生時に機能不全に陥らないよう、施 の耐震化を進める必要がある。 南部町医療センターについては、南部町医療セン ーインフラ長寿命化計画に基づき、適切な維持管理 行うことで長寿命化を図る必要がある。
<公共建築物・インフラ施設の耐震化・老朽化対策>		
町有の公共建築物やインフラ施設の効果的・効率的 な維持管理と長寿命化を図るため、南部町公共施設等 総合管理計画に基づき、施設の更新、統廃合や長寿命 化等の取組を進めている。	0	公共建築物やインフラ施設の老朽化が進んでいるとから、長期的な視点をもって、更新、統廃合や長 命化等を計画的に行う必要がある。
<緊急輸送道路の機能強化・老朽化対策>		
災害発生時の広域的な避難路や救援物資の輸送路と なる緊急輸送道路を確保するため、優先的に機能強化 や老朽化対策を推進している。	0	依然として、多くの脆弱性を有する箇所が残っていい。災害発生時の救助・救援に係る人員や物資など、緊急輸送路の確保が課題であるため、緊急輸送道路、機能強化・老朽化対策を優先的に進める必要がある。
<町管理農道・林道の機能保全・老朽化対策>		
災害発生時の避難路・代替輸送路となる農道・林道 の安全性等を確保するため、定期的な点検診断等を促 進している。	0	整備後、相当の年数を経過している農道・林道もるることから、点検診断等を実施の上、計画的に老朽が対策等を実施する必要がある。
<農業水利施設等の老朽化、豪雨・地震対策>		
集中豪雨等による災害の未然防止と被害の最小化を 図るため、農業用排水路等の機能保全に向け、老朽化 対策等を実施している。	0	老朽化等により本来の機能が失われた河川工作物や、自然的・社会的条件変化により脆弱化した農業排水路等があることから、近年の集中豪雨等の増加路まえ、必要な老朽化対策等を実施する必要がある。
<砂防関係施設の老朽化対策> 土砂災害を防止する砂防関係施設の機能及び性能を 長期にわたり維持・確保するため、長寿命化計画を策 定している。	0	既存砂防関係施設の中には、施工後長期間経過しての機能及び性能が低下したものがあることから、 画的に点検・評価をし、長寿命化計画を策定する必要がある。

防災インフラが長期間に渡り機能不全となる事態を防ぐため、全ての分野の個別施設計画等の策定を進めるとともに、ライフサイクルコストの低減等に留意し、計画的に耐震化・長寿命化対策の推進を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
0	引き続き、県と連携し、国の医療提供体制施設整備交付金等の活用を図りながら、耐震化されていない病院の耐震改修等を促進する。 南部町医療センターは、計画的に適切な維持管理を行い、長寿命化を図る。	県 町 医療セン ター		
0	公共建築物やインフラ施設の適切な維持管理と計画的な改修等を推進するため、個別施設計画の策定を進めるとともに、研修会を開催し、施設を管理する職員の意識醸成と知識習得を図る。 さらに、公共施設の効率的な維持管理や更新等に係る情報の共有と、課題の調整を図りながら、更新、統廃合及び長寿命化等の取組を全庁的に推進する。	町		
0	災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の 広域的な避難路や救援物資の輸送路を確保するため、国・県と連携を図りながら、国の交付金を活 用し、道路整備や危険箇所対策、道路施設の耐震 化といった機能強化と老朽化対策を実施する。	国県町		
0	農道・林道については、必要な改良や老朽化対 策等が実施されるよう、引き続き、定期的な点検 診断等を実施する。	町		
0	河川工作物や農業用排水路等について、機能不全による被害発生を防止するため、県と連携を図りながら、補強・改修等を実施する。	県町		
	砂防関係施設長寿命化計画に基づき、国の防 災・安全交付金等を活用しながら、施設の機能及 び性能を維持・確保する。	県		

# リスクシナリオ

# 5-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全

3 - 3 例及「プラブの技術間に行んる機能で主		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
<水道施設の耐震化・老朽化対策>		
災害時の給水機能を確保するため、水道施設や管路 の耐震化及び老朽化対策を計画的に進めている。		人口減少を踏まえた計画の策定や、アセットマネジメント(資産管理)を活用し、施策を推進する必要がある。
	0	
<下水道施設の地震対策>		/#
災害発生時においても公衆衛生を確保するために、 下水道施設のストックマネジメント計画に基づき、平		供用開始が古い処理場は、機械・電気設備が耐用年数を大幅に超えるものもあり、交換部品が製造されて
成28年度から機械・電気設備の更新に併せて建築物・土木構造物の耐震補強を実施している。		いないなど今後の運転管理の不安や処理機能の低下の リスクを抱えている。
	0	また、建築・土木構造物・管路施設の中には現行の 耐震基準に対し耐震性能が不足しているものもあるこ とから、下水道施設の耐震化を計画的に進めていく必 要がある。
<下水道施設の老朽化対策>		
災害発生時においても公衆衛生を確保するために、下水道施設のストックマネジメント※計画に基づき、平成 28 年度から機械・電気設備の老朽化対策事業を実施している。 管路施設については、平成 29 年度から、腐食のおそれがある箇所及び直轄国道(45 号、104 号)内を点検し、今後も5年に1回の頻度で点検することとしている。	0	供用開始が古い処理場・ポンプ場は、機械・電気設備が耐用年数を大幅に超えるものもあり、交換部品が製造されていないなど今後の運転管理の不安や処理機能の低下のリスクを抱えている。 また、管路施設の中には耐用年数を超過しているものもあることから、下水道施設の老朽化対策を計画的に進めていく必要がある。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
0	災害時の給水機能の確保に向けて、基幹管路や 水道施設の耐震化を進め、水道事業の広域化や広 域連携による経営の効率化等を推進する。	水道企業団	<ul> <li>○浄水施設の耐震化率</li> <li>42.1% (H28) →42.1% (H40)</li> <li>○ポンプ所の耐震化率</li> <li>91.0% (H28) →99.3% (H40)</li> <li>○配水池の耐震化率</li> <li>33.8% (H28) →52.8% (H40)</li> <li>○管路の耐震管率</li> <li>41.4% (H28) →51.0% (H40)</li> <li>○基幹管路の耐震管率</li> <li>70.9% (H28) →76.0% (H40)</li> <li>○重要給水施設配水管路の耐震管率</li> <li>54.0% (H28) →69.7% (H40)</li> </ul>	
0	災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、ストックマネジメント計画に基づく老朽化した下水 道施設の改築・更新を実施するとともに、耐震診 断の結果に基づく施設の耐震化を図る。 管路施設については、耐震化の要否を調査し耐 震化計画を策定する。	町	<ul><li>○南部町公共下水道ストックマネジメント計画に基づく改築実施計画達成率</li><li>0%(R3)→100%(R7)</li></ul>	
0	災害発生時の汚水処理機能の確保に向けて、ストックマネジメント計画に基づく老朽化した下水 道施設の改築・更新を実施する。 管路施設については、今後も引き続き定期的に 点検を行い、点検結果を踏まえて改築・更新計画 を策定する。	町	○南部町公共下水道ストックマネジメント計画 に基づく改築実施計画達成率 0%(R3)→100%(R7)	

事前	がに備えるべき目標 <b>6 重大な二次災害を発生さ</b>	せない。	こと			
リフ	リスクシナリオ					
	6-1 ため池、ダム、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生					
	現在の取組	再掲	脆弱性評価			
【た	⋵め池・ダム等の防災対策】					
< 7.	<b>上め池・調整池施設の防災・減災対策&gt;</b>					
地改	好来にわたるため池の機能発揮に向けて、町及び土 対良区等が管理しているため池について、管理マニ アルを基に定期的に点検等を実施している。	0	町及び土地改良区等が管理するため池について、異常気象時の安全性を確保することが重要であることから、定期的な点検及び調査を実施する必要がある。			
<⊔	」地災害危険地区等における治山対策>					
ら地	慢山村地域における土砂崩れ・土石流・地すべりか 地域住民の人命や財産、農地等を守るため治山施設 地すべり防止施設等を整備している。	0	山地災害危険地区、小規模山地崩壊危険地、なだれ 危険箇所が存在していることから、危険度の高い地区 について、防止対策が必要である。 水源かん養機能の向上及び森林による生活環境の保 全、形成等を図ることも望まれる。			
[15]	5災施設の機能維持】					
<u> </u>	<b>炒防関係施設の整備&gt;</b> □砂災害に対し安全安心な町民生活を確保するた砂防堰堤等の土砂災害対策を実施している。	0	土砂災害危険箇所整備率が低いことから、砂防関係 施設の整備を継続的に実施する必要がある。			
<配	<b>炒防関係施設の老朽化対策&gt;</b>					
長其	上砂災害を防止する砂防関係施設の機能及び性能を 別にわたり維持・確保するため、長寿命化計画を策 いている。	0	既存砂防関係施設の中には、施工後長期間経過し、 その機能及び性能が低下したものがあることから、計 画的に点検・評価をし、長寿命化計画を策定する必要 がある。			
< /	<b>貴山村地域における防災対策&gt;</b>					
地域 す/ り り	慢山村地域における土砂崩れ・土石流・地すべりから 対住民の人命や財産、農地等を守るため治山施設や地 でり防止施設等を整備している。 田や水田などの雨水の貯留機能を発揮させ、洪水を防 するため、農業水利施設や農地の整備を推進してい	0	治山施設や地すべり防止施設等については、定期的に 点検診断を実施し、長寿命化計画の策定を進めるととも に、引き続き必要に応じて整備を進める必要がある。 洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する 多面的機能を維持・発揮するため、地域や施設の状況を 踏まえ、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に 推進する必要がある。			
<河	  道閉塞等による住民避難のための情報提供>					
	二次災害のおそれが高まった場合は、住民が自主避 ごきるよう、情報を住民へ伝達する。		住民の適切な避難行動を促すため、避難情報の発令 方法や伝達方法を必要に応じて見直していく必要があ る。			
<济	は域治水対策(農業水利施設の整備)>					
被害	集中豪雨等による農村地域の湛水被害の未然防止と その最小化を図るため、排水機場や農業用排水路の 前・改修等を実施している。	0	自然的・社会的条件変化により脆弱化した排水機場 や農業用排水路等があることから、近年の頻発化・激 甚化している豪雨災害等を踏まえ、必要な整備及び改 修等を推進していく必要がある。			

ため池、ダム、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生を防ぐため、ダム施設、防災インフラ等の 老朽化対策等の推進を図る。

重点	対応方策	取組主体	重要業績評価指標(参考値)	連携
項目	(今後必要となる取組・施策)		*総合計画や関連計画における目標値を記載	項目
	今後、町及び土地改良区等が管理しているため			
0	池について、安全性を確保するため、定期的な点検・監視を実施する。 防災工事が必要と判断されたため池については、青森県ため池安全・安心カアップ中期プランに基づき県と連携を図りながら、今後必要となる対策を講じる。	町		
0	県は保安施設事業及び地すべり防止事業が実施 しており、災害の未然防止を図っている。 他の防災事業との調整を図りつつ、その対策を 計画的に推進するよう国、県に働きかける。	県町		
	災害履歴のある箇所のほか、避難所、防災拠 点、要配慮者利用施設が立地する箇所などを対象 として、国の防災交付金等を活用し、砂防関係施 設の整備を推進する。	県		
	砂防関係施設長寿命化計画に基づき、国の防 災・安全交付金等を活用しながら、施設の機能及 び性能を維持・確保する。	県		
0	荒廃地(荒廃するおそれのある場所含む)の早期 復旧のため、治山施設等を整備するとともに、現 在の施設の状況を踏まえ、必要に応じて老朽化対 策を実施する。 畑や水田などの雨水の貯留機能を発揮できるよ う、農業水利施設等の維持管理を適切に実施する とともに、必要に応じて農業農村整備事業を実施 する。	県町		
0	避難情報の発令基準や伝達方法等について必要 に応じて見直しを行う。			
	県等と連携を図りながら、排水機場や農業用排 水路等について、湛水被害の未然防止を図るた め、整備・改修等を実施する。	県町		

事前に備えるべき目標 6 <b>重大な二次災害を発生させないこと</b> リスクシナリオ 6-2 有害物質の大規模流出・拡散		
【有害物質の流出・拡散防止対策】		
〈有害物質の流出・拡散防止対策〉 災害発生に伴う毒劇物の流出・拡散を防止するため、毒物劇物取扱施設に対し保管・管理・使用等について監視指導を行っている。 消防本部は、災害発生に伴う危険物の流出・拡散を防止するため、事業者の施設管理、保管等を関係法令		災害発生時においても、毒劇物や危険物の流出拡抗が起こることのないよう、適切な管理・保管や、流足防止対策の実施等について指導等を行う必要がある。
等に基づき指導している。		
〈公共用水域等への有害物質の流出・拡散防止対策〉 公共用水域及び地下水への有害物質の流出・地下浸 透を防止するため、水質汚濁防止法に基づく有害物質 使用特定施設及び貯蔵指定施設に適用される構造等基 準の遵守を指導している。		水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設及で 貯蔵指定施設に適用される構造等基準については、多 害発生時を考慮したものではないことから、流出時の 措置について、指導・周知する必要がある。
アンモニアガス等の毒性ガスの大規模漏えいの災害を防止するため、保安検査を実施するとともに、法令改正や技術上の基準等の必要な情報等を適宜提供することにより、保安対策の向上を図っている。		引き続き、災害発生時の毒性ガスの大規模漏えいる防止するため、第一種製造者の設備が技術上の基準に適合しているか確認するなど、保安検査を実施するともに、法令改正や技術上の基準等の必要な情報等を適宜提供する必要がある。
<有害な産業廃棄物の流出等防止対策>		
廃棄物の飛散、流出等防止のため、事業者に対し、 廃棄物処理法に基づく廃棄物の処理基準、保管基準等 の遵守、管理責任者の設置等を指導している。		有害な産業廃棄物が事業場外に流出することにより、住民の健康被害、生活環境への影響が懸念されることから、緊急時における拡散防止対策、連絡体制管を整備する必要がある。 また、健康被害や環境への悪影響を防止するため、事業者に対し、有害な廃棄物の適正な保管や早期のな分を指導する必要がある。
<大気中への有害物質の飛散防止対策>		
特定粉じん (アスベスト) 排出等作業現場において、アスベスト飛散がないことを確認するため、濃度 測定を行うなどの対策を講じることを検討している。		災害発生時には、被災建物等の解体等により大気でにアスベストが飛散する恐れがあることから、大気のアスベスト濃度を測定し、状況を把握する必要がる。
<pcb 廃棄物の流出・紛失等防止対策=""> PCB 廃棄物の流出、紛失等を防止するため、事業者等に対し、PCB 特措法に定める PCB 廃棄物の期限内処分を周知しているほか、保管基準等の遵守、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置等を周知している。</pcb>		PCB 廃棄物の流出や紛失等により、健康被害や生涯境への影響が懸念されることから、PCB 廃棄物の限内処分の徹底を図るとともに、適正保管の確保、製急時における拡散防止対策、連絡体制等を整備する必要がある。

有害物質の大規模流出・拡散による二次災害の発生を防ぐため、有害物質取扱事業所等に対する監視・指導等を通じた流出・ 拡散防止対策の推進や、有害物質流出時の連携・処理体制の整備を図る。

重点	対応方策	取組主体	重要業績評価指標(参考値)	連携
項目	(今後必要となる取組・施策)		*総合計画や関連計画における目標値を記載	項目
	災害発生に伴う毒劇物や危険物の流出拡散を防止するため、引き続き、関係法令等に基づき監視・指導等を実施する。	県 消防本部 町 事業者		
	災害発生時に有害物質が流出した際、迅速に適切な措置を講じさせるため、すべての有害物質使用特定施設及び貯蔵指定施設に年1回以上立入検査を行い、流出時の措置について、指導・周知を図る。	県		
	災害発生時の毒性ガスの大規模漏えいを防止するため、引き続き保安検査を実施するとともに、 法令改正や技術上の基準等の必要な情報等を適宜 提供する。	県事業者		
	災害発生時の健康被害や環境への悪影響を防止するため、緊急時における拡散防止対策、連絡体制等を整備するとともに、事業者に対し、有害な産業廃棄物の適正保管について普及啓発等を進める。	県		
0	災害発生時における、大気中のアスベストの飛 散の度合いを迅速に把握するため、緊急時のモニ タリング体制の整備を図る。	県町		
	災害発生時における健康被害や生活環境への悪影響を防止するため、事業者に対し、PCB 廃棄物の期限内処分の徹底、処分までの間の適正保管等について指導・周知を図る。	町		

現在の取組	再掲	脆弱性評価
【有害物質流出時の処理体制の構築】		
〈有害物質流出時の処理体制の構築〉 有害物質が河川等に流出した場合の迅速な処理を行うため、平時から国及び県管理河川において水質事故等発生時の連絡体制が構築されている。 流出事故発生時においては、公共用水域の水質保全のため、必要に応じて現地調査及び水質測定を実施している。		災害発生時に、有害物質が河川等に流出した場合健康被害の発生や水質汚染等の二次被害が発生する それがあることから、平時と同様に迅速な処理が行るよう速やかに水質測定を行い、汚染の度合いを持する必要がある。
< 有害物質の大規模流出・拡散対応> 有害物質の流出等が発生した場合は、被害の拡大防止、事態収束のため、消防機関が出動し、対応している。		有害物質が大規模に流出等した場合は、早期に事 を収束させる必要があることから、消防機関の対応 の向上を図るほか、関係機関と連携した対応策を調 る必要がある。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
	災害発生時の有害物質の流出・拡散時に、迅速な処理が行えるよう、速やかに汚染の度合いを把握するため、引き続き連絡体制を維持するとともに緊急時のモニタリング体制の強化を図る。	県町		
	有害物質が大規模に流出した場合における事態の早期収束等のため、資機材の整備を進め、消防機関の対応力の向上を図るほか、関係機関との連携を強化し、複合的な対策の強化を図る。	県 消防本部 町		

事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生さ	事前に備えるべき目標 6 重大な二次災害を発生させないこと				
リスクシナリオ 6-3 原子力施設からの放射性物質の放出					
現在の取組	再掲	脆弱性評価			
【放射性物質の放出による被曝防止対策】	•				
<原子力施設の安全対策> 県民の安全と安心を守るという立場から、県内の原子力施設について、立地村とともに事業者と安全協定を締結して、環境の監視や立入調査等を行っている。		原子力施設について、新規制基準への適合性を含め、その安全性を確保する必要がある。			
<b>〈原子力施設に係る環境放射線モニタリング〉</b> 環境放射線モニタリング計画を策定し、モニタリングを実施しており、その結果については専門家による評価を受けるとともに、広く県民に公表している。		再処理工場に係る、環境モニタリングについて、必要に応じ対象項目の追加を行う等、充実を図る必要がある。			
〈原子力施設の安全性検証〉 原子力施設に係る立地要請や安全協定などに際し、 原子力施設の安全性等について、国や事業者の対応を 踏まえつつ、県民の安全・安心に重点を置いた対応を 行う観点から、県として節目節目において検証を行っ ている。		原子力施設の安全性については、国による新規制基準への適合性審査が進められているが、国や事業者の対応を注視し、適切に対処する必要がある。			
〈原子力災害時の防災対策〉 原子力災害対策については、情報収集、情報伝達、住民等の避難等、一般的な災害対策(地震や風水害等)との共通性又は類似性があるため、これらを活用した対応によることとしている。		原子力災害対策については、一般的な災害対策と同様の対応によることとしているが、放射線は五感で感じることができないといった原子力災害の特殊性を考慮した上での対応となることから、放射線や原子力施設等についての基本的な知識を習得しておく必要がある。			
<空間放射線量測定器の整備> 原子力施設の被災による放射線の影響を把握するために空間放射線量測定器の保守点検を行っている。		町内の安全性を確認するうえで迅速かつ的確な空間 放射線量の測定体制を整えるため、機器の保守点検が 必要である。			

原子力施設からの放射性物質の放出による二次災害の発生を防ぐため、環境放射線モニタリングや空間放射線量測定器の整備、原子力災害時に備えた体制を構築する。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
	県内の原子力施設の安全を確保するため、引き 続き、国の審査動向を注視するとともに、必要に 応じ立入調査等を行い、適宜事業者に対し必要な 報告等を求める。	県		
	国内初の大型再処理工場本格操業に際し、立 地・周辺地域における環境モニタリングの結果に ついて丁寧に説明するなど適切に対応していく。	県		
	事業者の対策や国の対応について、県議会や関係市町村長、原子力政策懇話会、県民説明会、各種団体など各界各層の意見を踏まえつつ、県民の安全・安心に重点を置いた観点から、適時・適切に検証を行う。	県		
	異常事態等に関する職員の参集、情報収集・連絡体制を確認するとともに、原子力災害の特殊性について基本的な知識を習得するための勉強会等を実施する。	町		
	測定結果の公表を迅速に行うための体制の強化 を図るとともに、機器の保守点検を行う。	町		

事前に備えるべき目標 6 <b>重大な二次災害を発生させないこと</b>				
リスクシナリオ				
6 - 4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大				
現在の取組	再掲	脆弱性評価		
【荒廃農地の発生防止・利用促進】				
<農地利用の最適化支援>				
荒廃農地の発生の抑制と、農業の生産性の向上を図るため、農地中間管理事業を活用した農地貸借により、担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、荒廃農地の再生利用の取組を支援している。		有効に活用されていない荒廃農地は、災害発生時に 崩壊等の危険性が高いこと、湛水機能の低下を招き洪 水発生リスクが高まること、さらに災害発生後の生産 を維持する上で障害となる可能性があることから、担 い手への農地の集積・集約化と再生作業の支援により 荒廃農地の解消を推進する必要がある。		
<農地の生産基盤の整備推進>				
荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効に活用するため、農地の集約、大区画化や用排水対策など生産基盤の整備や適切な維持管理を支援している。		異常気象による被害発生・拡大防止には、農地を農地として維持し、適切に管理しながら農作物を生産していくことが有効であることから、引き続き、農業生産基盤の整備等を支援する必要がある。		
<農作物生産に必要な施設・機械等の整備対策>				
産地力の強化のための農業用施設の整備や省力化を目的とした農業用機械の導入等を実施する必要がある 農業者へ支援を実施している。	0	速やかに農作物の供給の復旧を図るためには、平時から生産基盤の強化が必要であることから、農業用施設の整備や農業用機械の導入等を実施する必要がある。		
<自然公園施設の整備・老朽化対策>				
公園利用者の利便性向上と安全確保のため、災害発生時に避難経路や緊急避難場所となる遊歩道やトイレ、休憩施設の整備・改修を実施している。	0	遊歩道やトイレ等、園内の一部の施設が老朽化しており、外国人を含めた利用者の災害時における安全な避難経路および緊急避難場所の確保が課題となっている。老朽化した改修を継続して推進していく必要がある。		
【森林資源の適切な保全管理】				
<森林の計画的な保全管理>				
将来にわたり、森林が有する土砂災害防止をはじめ とする多面的機能の維持・増進を図るため、国の造林 補助事業等を活用し、間伐や再造林などの森林整備を 推進している。		林業経営コストの増加や投資から回収までの期間が 長期にわたること等により、森林所有者の経営意欲が 低下し、計画的な保全管理が適切に行われている森林 が減少傾向であることから、森林施業についての啓発 が必要である。		
【農山村地域における防災対策】				
<農山村地域における防災対策>				
農山村地域における土砂崩れ・土石流・地すべりから 地域住民の人命や財産、農地等を守るため治山施設や地 すべり防止施設等を整備している。 畑や水田などの雨水の貯留機能を発揮させ、洪水を防 止するため、農業水利施設や農地の整備を推進してい る。	0	治山施設や地すべり防止施設等については、定期的に 点検診断を実施し、長寿命化計画の策定を進めるととも に、引き続き必要に応じて整備を進める必要がある。 洪水防止や土砂崩壊防止機能など農業・農村の有する 多面的機能を維持・発揮するため、地域や施設の状況を 踏まえ、農地や農業水利施設等の生産基盤整備を着実に 推進する必要がある。		

農地・森林等の荒廃による被害の拡大を防ぐため、荒廃農地の発生防止・利用促進や森林資源の適切な保全管理等を推進する。

<i>ک</i> ه				
重点	対応方策	取組主体	重要業績評価指標(参考値)	連携
項目	(今後必要となる取組・施策)	-10/1111	*総合計画や関連計画における目標値を記載	項目
	災害発生時の被害発生・拡大の防止に向けて、 県、農業委員会及び農地中間管理機構等と連携 し、農地の利用集積を促進するとともに、荒廃農 地等利活用促進交付金事業を活用しながら再生利 用を進め、荒廃農地の発生防止・解消に取り組 む。	県町	○担い手への農地利用集積率 40.5% (H28) →51.9% (H39)	
	災害発生時の被害発生・拡大の防止に向けて、 引き続き、荒廃農地の発生を抑制し、農地を有効 に活用するための、農業生産基盤の整備を推進す る。	県町		
0	速やかに農作物の供給の復旧を図るため、農業 用施設の整備や農業用機械の導入等、農業者への 支援を引き続き実施し、営農基盤の強化を図る。	県町		
0	外国人観光客を含む園等利用者の安全確保を図るため、必要に応じて遊歩道やトイレ、休憩所の 公園施設の老朽化対策と国際化対応を実施する。	国県町		
				1
0	森林所有者に対して、森林の持つ役割や所有者 の責務等の啓発を行い、森林の適切な保全を図 る。	県町		
0	荒廃地(荒廃するおそれのある場所含む)の早期 復旧のため、治山施設等を整備するとともに、現 在の施設の状況を踏まえ、必要に応じて老朽化対 策を実施する。 畑や水田などの雨水の貯留機能を発揮できるよ う、農業水利施設等の維持管理を適切に実施する とともに、必要に応じて農業農村整備事業を実施 する。	県町		

リスクシナリオ <b>6 – 4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大</b>		
現在の取組	再掲	脆弱性評価
【農林水産業の生産基盤の防災対策】	•	
<流域治水対策(農業水利施設の整備)> 集中豪雨等による農村地域の湛水被害の未然防止と 被害の最小化を図るため、排水機場や農業用排水路の 整備・改修等を実施している。	0	自然的・社会的条件変化により脆弱化した排水機場 や農業用排水路等があることから、近年の頻発化・激 甚化している豪雨災害等を踏まえ、必要な整備及び改 修等を推進していく必要がある。

事前に備えるべき目標6重大な二次災害を発生させないことリスクシナリオ6-4農地・森林等の荒廃による被害の拡大

重点	対応方策	取組主体	重要業績評価指標(参考値)	連携
項目	(今後必要となる取組・施策)		*総合計画や関連計画における目標値を記載	項目
	県等と連携を図りながら、排水機場や農業用排水路等について、湛水被害の未然防止を図るため、整備・改修等を実施する。	県町		

事前に備えるべき目標 <b>7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で再建・回復できる条件を整備すること</b> リスクシナリオ <b>7 – 1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態</b>			
現在の取組	再掲	脆弱性評価	
【災害廃棄物の処理体制の構築】			
〈災害廃棄物処理計画の策定及び運用〉 災害廃棄物の円滑な処理を行うため、国の廃棄物の 減量等に関する施策に係る基本方針に基づき、令和3 年3月に災害廃棄物処理計画を策定した。 また、災害廃棄物の安定的な処理を行うため、老朽 化した一般廃棄物処理施設の更新整備に向けた準備を 進めている。		災害廃棄物は一般廃棄物とされ、町が処理を担うとから、国の示す対策指針や行動指針を踏まえ、青県災害廃棄物処理計画や南部町地域防災計画などと合性を図りつつ、発災時に円滑な処理が実施されるう、平時から迅速な処理に向け、体制の整備や処理法等について検討・見直しを行い、実効性のある計とする必要がある。 また、老朽化が進む現在の一般廃棄物処理施設は大量に発生する災害廃棄物の安定的な処理に限界かることから、施設を更新整備する必要がある。	
<災害廃棄物等の処理に関する連携の強化> 災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理の推進を図るため、平時の備えとして、関係市町村や関係団体、関係 機関等との協定を締結している。		広域的処理も含め、災害廃棄物の円滑な処理を行ため、平時から関係市町村や関係団体、関係機関等の連携を図る必要がある。	
<b>〈家庭系災害廃棄物の収集・運搬対策〉</b> 災害が発生した場合において、円滑に家庭系災害廃棄物等を収集・運搬するため、具体的な行動及び実務を明記した「災害廃棄物処理実行計画」を作成し実施する。		災害発生時に家庭系災害廃棄物を円滑に収集・運するため、実行計画の作成や関係団体との連携を強する必要がある。	
<大気中への有害物質の飛散防止対策> 特定粉じん(アスベスト)排出等作業現場において、アスベスト飛散がないことを確認するため、濃度 測定を行うなどの対策を講じることを検討している。	0	災害発生時には、被災建物等の解体等により大気 にアスベストが飛散する恐れがあることから、大気 のアスベスト濃度を測定し、状況を把握する必要か る。	

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、災害廃棄物処理計画を策定し運用 するとともに、災害廃棄物等の処理に関する連携体制の強化等を図る。

重点	対応方策	取組主体	重要業績評価指標(参考値)	連携
項目	(今後必要となる取組・施策)	7A/1111 PT	*総合計画や関連計画における目標値を記載	項目
				1
0	災害廃棄物の円滑な処理に向けて、教育訓練等を通じて人材育成にも努め、必要に応じて見直しや修正を行うことで処理計画の実効性を高める。また、南部町災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の安定的な処理を行うため、環境省の循環型社会形成推進交付金を活用し、マテリアルリサイクル推進施設((仮称)新八戸リサイクルプラザ)、及びエネルギー回収型廃棄物処理施設((仮称)新八戸清掃工場)の更新整備を進める。	町 八戸地域 広域市町 村圏事務 組合		
0	災害発生時において、災害廃棄物の処理が円滑 になされるよう、関係市町村、関係機関、関係団 体等との連携を図る。	町		
0	災害発生時に家庭系災害廃棄物を円滑に収集・ 連搬するため、実行計画を作成するほか、関係団 体との連携強化を図るとともに、随時、連絡体制 等の検討・調整を行うなど、関係機関との連携を 強化する。	町		
0	災害発生時における、大気中のアスベストの飛 散の度合いを迅速に把握するため、緊急時のモニ タリング体制の整備を図る。	県町		

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で再建・回復できる条件を整備すること				
リスクシナリオ <b>7 – 2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の</b>	不足に。	より復旧・復興が大幅に遅れる事態		
現在の取組	再掲	脆弱性評価		
【災害ボランティア受入体制等の構築】				
<b>&lt;災害ボランティア受入体制の構築&gt;</b>				
災害ボランティアのスムーズな受入のため、町防災 訓練において、「運営マニュアル」により、災害ボラ ンティアセンターの開設、運営訓練等を実施してい る。		災害ボランティアセンターの開設、運営については、南部町社会福祉協議会で実施されることから、同協議会のほか関係機関と平時からの連携や情報共有を図る必要がある。		
<災害ボランティアコーディネーターの育成>				
災害発生時においては、被災者のニーズとボランティアのニーズの調整役を行う災害ボランティアコーディネーターの役割が重要となることから、その育成に係る取組について、他自治体の事例等も参考にしながら検討を行っている。		災害発生時に、被災者の多様なニーズに対応し円滑な救援活動ができるよう、「調整役」となる災害ボランティアコーディネーターの育成強化を図る必要がある。		
【被災地応援の受入体制の構築】				
<被災地応援の受入体制の構築> 災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、応援機関の活動拠点の整備を図り、 受入体制の構築を図っている。	0	災害発生時に迅速かつ速やかに応援を受け入れることができるよう、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の手順や手続等を訓練により定期的に確認する必要がある。 特に近年の大規模災害においては、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等、国や関係機関など全国からの受入が必要であり、配慮する必要がある。		
【農林水産業の担い手の育成・確保】				
く農業の担い手育成・確保> 当町の基幹産業である農業を将来にわたって維持・ 発展させるため、担い手の育成・確保に取り組んでい る。		災害による被害から町経済を迅速に復旧するためには、基幹産業である農業の振興と持続的発展が重要となるが、農業従事者が減少傾向にあることから、平時から後継者や新規就農者の育成を推進し担い手を確保していく必要がある。		
【地域防災力の向上】				
く自主防災組織の設立・活性化支援> 災害発生時において、地域の被害を防止・軽減し、 共助の要となる自主防災組織の設立支援のため、自主 防災組織の活動費を補助する「南部町自主防災組織活 動助成金」による支援を行っている。	0	自主防災組織の組織率は令和6年3月現在で84.4%であるが、さらなる地域防災力向上のため、未組織地域の自主防災組織設立の支援を行うとともに、既存組織の活性化を図る必要がある。		

道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、災害ボランティアや被災地応援の受入体制の構築等を図る。

版の文人体制の相架寺で図る。						
重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目		
		•		•		
0	総合防災訓練において、災害ボランティアセンターの開設、運営訓練を「運営マニュアル」をもとに実施し、適宜見直し改訂する。	町 町社会福 祉協議会				
0	災害ボランティアセンターの円滑な運営においては、コーディネーターが重要な役割を担うことから、県の主催する研修会への積極的な参加を促すとともに、町民を対象とした研修会を実施するなど、防災ボランティアの育成を強化する。	町 町社会福 祉協議会				
0	引き続き、個々の相互応援協定について、連絡・要請等の実施手順や手続等を運用マニュアルにより定期的に確認し、訓練・研修等によりその実効性を高める。 また、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等、国の各関係機関を円滑に受け入れるための体制を整備する。	町				
0	基幹産業である農業の振興と持続的発展に向け て引き続き担い手の育成・確保に取り組む。	県町	○認定農業者数 188 人(H28)→310 人(H39)			
0	自主防災組織の設立促進と活動の活発化に向けて、引き続き、県と連携を図りながら、リーダー研修会や防災啓発研修等の取組を実施する。また、町として「南部町自主防災組織活動助成金」による活動支援を実施し、自主防災組織の充実・強化を図る。	県町	○自主防災組織の世帯カバー率 H28 76.09% ⇒ R9 89.46%			

### リスクシナリオ

# 7-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

現在の取組	再掲	脆弱性評価
	0	大規模災害等に迅速・的確に対応するため、引き続き、施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携等の対応を円滑に行う必要がある。
<消防団の充実> 町では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。また、消防団員の確保及び新入団員加入促進のため、機能別団員制度の導入のほか、消防団協力事業所表示制度を導入し、消防団員の確保に努めている。	0	近年、消防団員は年々減少していることから、地域 の消防力を確保するため、県と連携しながら、消防団 員の確保と装備の充実を図る必要がある。
〈住家の被害認定調査及び罹災証明書交付の体制確保〉 発災後の円滑な被災者支援につなげるため、平時より住家の被害認定調査や罹災証明書交付の実施方法あるいは関連システムの運用に関する研修や説明会等を 受講あるいはオンライン視聴している。		災害対策基本法及び国が定める認定基準や運用指針に基づき、被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害認定調査を実施し、罹災証明書を交付する必要がある。また、同法に基づき、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成に努めなければならない。

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で再建・回復できる条件を整備すること リスクシナリオ 7-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目	
0	国の指針に基づく施設等の整備を進めるとともに、災害発生時に他消防本部との応援・受援及び関係機関との連携が円滑に行われるよう、訓練を実施する。また、当消防本部管内が受援する側となった際の対応が重要となることから、図上訓練等を実施する。	町消防本部			
0	地域の消防力を確保するため、引き続き、県 と連携を図りながら、地域の実情に応じて消防 団員の確保と装備の充実を進める。	県 町 消防本部	○消防団員数 674 人(H28 年度)→703 人(H39 年度)		
	発災後の円滑な被災者支援につなげるため、 平時より住家の被害認定調査や罹災証明書交付 の実施方法あるいは関連システムの運用に関す る研修や説明会等を受講あるいはオンライン視 聴し、関係課等において知識及び当事者意識を 高める。また、発災時に備えて実施体制の企画 運営に当たることができる専従職員の配置を検 討する。	町			

現在の取組	再掲	脆弱性評価
【地域コミュニティカの強化】		
<地域コミュニティカの強化>		
災害時には共助の力が重要となることから、その基盤となる地域コミュニティの充実・強化のため、町独自の助成金制度である「笑顔あふれるまちづくり支援事業」や老朽化した集会施設の更新により活動の活性化を図っている。		地域コミュニティの希薄化により、地域防災力の下が懸念されることから、共助の中心となる地域コュニティの充実・強化を図る必要がある。
<農山漁村の活性化>		
「農林水産業を支えることは地域の環境を守ることにつながる」との観点から、農林水産業の生産基盤や農山漁村の生活環境などの整備を行う公共事業を「環境公共」と位置付け、その一環として地域力の再生を実現するための取組を推進している。		人口減少が進む中、農山漁村が有する自然・景観 文化などの地域資源を将来に引き継いでいくために は、自立した農林水産業の確立を図りながら地域コ ュニティ機能の維持・再生に取り組んでいく必要が る。
<地域コミュニティを牽引する人材の育成>		
地域防災力の強化には、共助の中心となる地域コミュニティの強化が必要であることから、地域コミュニティを牽引するリーダーの育成に取り組んでいる。		少子化・高齢化・核家族化などから地域コミュニーイが弱体化する傾向にあり、地域防災力の低下が懸されることから、コミュニティリーダーを育成してく必要がある。
<消防団の充実>		
町では、地域に密着し、災害時に重要な役割を果たす消防団について、各地域の実情に応じ、消防団員の確保と装備の充実を図っている。 また、消防団員の確保及び新入団員加入促進のため、機能別団員制度の導入のほか、消防団協力事業所表示制度を導入し、消防団員の確保に努めている。	0	近年、消防団員は年々減少していることから、地の消防力を確保するため、県と連携しながら、消防員の確保と装備の充実を図る必要がある。
【応急仮設住宅の確保等】		
< 応急仮設住宅の迅速な供給> 災害発生時において、迅速に応急仮設住宅を供給するため、応急仮設住宅の整備マニュアルの作成について検討している。		応急仮設住宅の建設に関する具体的な手順等が定られていないことから、建設に関する具体的な整備ニュアルを作成する必要がある。 また、災害発生時に提供可能な民間賃貸住宅が把されていないことから、提供可能な民間賃貸住宅の体的なリストを作成する必要がある。

事前に備えるべき目標 **7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で再建・回復できる条件を整備すること** 

地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防ぐため、応急仮設住宅を迅速に供給する体制を確保するとともに、地域コミュニティの強化や農山漁村の活性化等を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
	地域コミュニティカの強化を図るため、「自分 たちの地域は自分たちの手でつくる」という気運 を醸成していくとともに、引き続き、コミュニティ施設の整備や「笑顔あふれるまちづくり支援事 業」等を実施する。	町		
	あおもり環境公共推進基本方針に基づき、公共 事業のプロセスに、農林漁業者はもとより地域住 民など、多様な主体(地区環境公共推進協議会) の参加のもとで、水路の泥上げや草刈りなどの作 業を通じて、自ら行えることは自ら実施していく ことにより、地域力の再生を実現する。	県町		
	地域コミュニティの充実・強化を図るため、ま ちづくり講習会などの開催による人材発掘やコミ ュニティリーダーの育成に努める。	町		
0	地域の消防力を確保するため、引き続き、県と 連携を図りながら、地域の実情に応じて消防団員 の確保と装備の充実を進める。	県 町 消防本部	○消防団員数 674 人(H28 年度)→703 人(H39 年度)	
	災害発生時に、より迅速に応急仮設住宅を供給 するため、県と連携して整備マニュアルを作成す るとともに、関係団体と連携して災害発生時に提 供可能な民間賃貸住宅のリストを作成する。	県町		

事前に備えるべき目標 <b>7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で再建・回復できる条件を整備すること</b>				
リスクシナリオ <b>7 - 4</b> 風評被害等による地域経済等への甚大な影響				
現在の取組	再掲	脆弱性評価		
【風評被害の発生防止】				
<正確な情報発信による農林水産品の風評被害の防止> 当町の農産物の安全・安心をアピールするため、達者 村農業観光振興会との協働により、平時から消費者や 販売業者等に対して安全・安心な町産品の情報発信を 行っている。		風評被害の発生防止及び軽減のため、正確かつ速や かな情報発信を行う体制の構築が必要である。		
〈安全・安心な生産・流通システムの構築〉 生産から流通、加工に至る過程での高度な品質・衛生管理により、消費者の信頼を得ることが、ひいては風評被害の防止につながることから、安全・安心な生産システムの構築に取り組んでいる。		生産・流通・加工に関わる関係者と連携・協力しながら、安全・安心な生産システムの構築に取り組んでいくとともに、積極的な情報発信により農産物の認知度向上を図る必要がある。		

事前に備えるべき目標 7 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で再建・回復できる条件を整備すること リスクシナリオ 7-4 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

#### 【リスクシナリオを回避するための対応方策の概要】

風評被害等による地域経済等への甚大な影響の発生を防ぐため、正確な情報を発信する体制を整備するとともに、関係事業者と連携・協力した安全・安心な生産・流通システムの構築を図る。

重点項目	対応方策 (今後必要となる取組・施策)	取組主体	重要業績評価指標(参考値) *総合計画や関連計画における目標値を記載	連携項目
	災害発生時における風評被害の防止に向けて、 正確かつ速やかな情報発信を行う体制を構築す る。	町		
	災害発生時の風評被害防止に向けて、生産・流通・加工に関わる関係者と連携・協力しながら、 安全・安心な生産システムの構築に取り組んでいくとともに、積極的な情報発信により農産物の認知度向上を図る。	町事業者		